

文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理に対する意見（全体版）

（募集期間：平成20年10月9日～平成20年11月10日）

目次

● 第1章	はじめに	1
● 第2章	過去の著作物等の利用の円滑化	2
● 第2章第1節	検討の経緯等	8
● 第2章第2節	多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について	10
● 第2章第3節	権利者不明の場合の利用の円滑化について	14
● 第2章第4節	次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について	24
● 第2章第5節	その他の課題	34
● 第3章	保護期間の在り方について	35
● 第3章第1節	はじめに	48
● 第3章第2節	制度の現状	49
● 第3章第3節	各論点についての意見の整理	50
● 第3章第4節	関連する課題	106
● 第4章	議論の整理と今後の方向性	113
● その他		123

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

I 第1章 はじめに

	意見	個人/団体名
I-1	<p>○保護期間の延長について 以前より要望してきたような、著作権法第37条で認められている事柄を十分に保証すること。 (1)映像による著作物に視覚障害者のための音声解説の付与及びテロップ等文字が出た場合の音声化を行うこと。 (2)インターネットなどの通信・放送の場にも音声解説及び文字の音声化を適用される事 上記2項目に対し、許諾等を経ず円滑に行えること、 また、聴覚障害者に対する文字放送や手話放送の付与、音声情報を必要とするLD(学習障害)者や高齢者などにも、利用対象の範囲を広げるなど、各方面に対する情報保障が諸外国並みに拡充され確実に保証される必要がある。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人会 連合</p>
I-2	<p>障害者福祉関係の課題については、すでに「平成19年度・中間まとめ」で一定の結論が示されたものの、「最終まとめ」にまで至らず、具体的な法改正についても大部分が先送りとなってしまった。まことに残念で遺憾なことと言わざるをえない。 「平成19年度・中間まとめ」で示された検討結果については、一日も早い法改正の実現を要請するものである。</p>	<p>障害者放送 協議会</p>
I-3	<p>ここで指摘されているように、保護期間の延長は障害者への情報保障の環境を、現状以上にさらに悪化させることになるので賛成できない。著作権者サイドからは保護期間を「諸外国並み」にとの要望が出されているが、まず「諸外国並み」にされるべきなのは、障害者等に対する情報保障の環境整備である。日本はベルヌ条約で定められた保護期間を遵守しているわけであり、保護期間に関して諸外国との不均衡が生ずるとの意見には同意できない。</p>	<p>個人</p>

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ 第2章 過去の著作物等の利用の円滑化

	意見	個人/団体名
Ⅱ-1	<p>「知的財産推進計画2007」は、「デジタル化や国際化が進展し、本格的な知の大競争時代を迎えているが、コンテンツ分野においては、依然世界のスピードある変化に対応できていない等の我が国の問題点を克服し、今後、コンテンツ産業の国際競争力を強化するためには、「新しい保護ルールや流通環境を時代に先んじて整える」必要がある」という問題意識から、世界の「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を2年以内に整備する」と宣言した(89頁)。同計画に引き続き、「知的財産推進計画2008」も、「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を1年以内に整備」と表明した(11頁)。このように、デジタルコンテンツの流通促進は、我が国の喫緊の課題であり、政府の方針として、時代に先んじた最先端の法制度による解決策を早急に、かつ真摯に検討する必要がある。</p> <p>本中間整理は、第2章「過去の著作物等の利用の円滑化方策」の中で、過去の著作物の利用の円滑化方策として、多数権利者が係わる場合(第2節)、権利者不明の場合(第3節)及びアーカイブの場合(第4節)を採り上げている。しかしながら、本中間整理における検討は、それぞれ、本中間整理間整理自体が肯定的な評価を行っている立法案(一定要件の下で権利者が二次利用に反対することができないとするような規定を設けるといったもの)を具体的に検討することなく、早期の法制化を見送るといった趣旨の結論に至り(第2節)、現行裁定制度等について指摘されている限界・問題点が当てはまり抜本的な解決策とはならない案のみを合理的な理由もなく検討し(第3節)、立法事実の認識を誤るなど(各節)、知的財産戦略本部「知的財産推進計画2007」及び「知的財産推進計画2008」で求められている世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制の整備のための検討として不十分且つ不適切なものである。</p> <p>本中間整理自体が肯定的な評価を行っている当該立法案は、上記各場合における過去の著作物の利用の円滑化に資し、裁定制度について指摘されている限界・問題点も当てはまらない、世界最先端の法制度となり得るものであることから、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(以下「過去著作物等小委員会」という)としては、かかる立法提案を、その一つであると評価できる当フォーラムの提案する『ネット法』構想をも含めて、早急に、かつ真摯に検討するよう切望する次第である。</p>	デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ 第2章 過去の著作物等の利用の円滑化

	意見	個人/団体名
	<p>本中間整理は、各々の節において、過去に製作されたコンテンツの二次利用に当たって著作権等の処理が問題になるのは、権利者不明の場合が主であるとして、その検討の多くをかける場合に割き、上述したように、多数権利者が関わる場合の利用の円滑化については早期の法制化を見送るという趣旨の結論に至っている。</p> <p>すなわち、本中間整理は、まず第1節においては、著作権等管理団体に権利を委託している場合等は、二次利用の許諾を得ることについて特に問題が存在しないという、法制問題小委員会による平成19年時点での整理を引用する(5頁)。</p> <p>次に、第2節においては、放送番組の二次利用に関して、平成16年6月に作成された「過去の放送番組の二次利用の促進に関する報告書」における、放送番組の二次利用が進まない背景としては、著作権契約以外の事由によって供給されない場合がほとんどであり、著作権契約の問題が占める割合はそれほど多くないとの指摘を紹介した(11頁)上で、「実務の現場では、実演の二次利用が拒否されるというより、引退等の理由により連絡先が不明となり、許諾を求めることができないという事例の方が多くあり、むしろ不明者の方が問題となっているようである」(14頁)とし、二次利用の阻害要因について、「ワーキングチームにおいて調べた限りでは、利用の許諾が得られないことは少なくなく、その態様によって許諾が得られなかった場合でも、その理由については必ずしも不当な理由といえるものではないという状況であり」、「利用を阻害しているのは、むしろビジネスモデルの問題や権利者不明の問題である」とまとめている(17頁)。</p> <p>これを受けて、本中間整理は、第3節の冒頭において、「放送番組等の二次利用のような多数権利者が関わる場合においても、実務上は、許諾が拒否されるというより連絡先の不明により許諾を求めることができない事例の方が多く、権利者不明の場合の方が問題となっていることが明らかになった」としている(19頁)。</p> <p>しかし、そもそも、上記の通り「ワーキングチームにおいて調べた限りでは」と、本中間整理では、過去著作物等小委員会による調査が限定的であったことが示唆されている。そして、中間整理に添付されている過去著作物等小委員会実施の関係者ヒアリングの「ヒアリング者一覧」によれば、その対象者の大半が権利者サイドとなっていることは明白であり、そのようなヒアリングによっては、上記のように結論づけられないものと言わざるを得ない。</p> <p>また、本中間整理においても、本小委員会の昨年10月の検討状況の整理においては、利用の円滑化のための課題や要望として、複数の権利者のうち一部の反対のみで全体が利用できなくなるような事態を避けることが要望されていた旨記載されている上(4頁)、過去著作物等小委員会と同じ著作権分科会に属する法制問題小委員会に提出・報告された(株)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「インターネットの普及に伴う著作物の創作・利用形態の変化について」では、権利者不明以外の場合であっても、(著作権等管理事業法に基づく一任型による集中管理がなされているコンテンツも含めて)二次利用について問題が存在することが明確に指摘されている(15及び18頁)。</p> <p>このように、権利者不明の場合以外でも問題が存在することが明らかであるにも関わらず、権利者不明の場合に検討の多くを割き、多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について早期の法制化を見送るという趣旨の結論に至っている本中間整理は、十分な資料・立法事実に基づいた検討を行っていないと言わざるを得ない。<u>そのため、過去著作物等小委員会としては、再度、十分な資料・立法事実について様々な視点から客観的に立ち返った検証を行うべきである。</u></p>	

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ 第2章 過去の著作物等の利用の円滑化

	意見	個人/団体名
Ⅱ-2	<p>多数関係者や権利者不明に留まらず、承諾に変わる裁定を法制度化するべきである。</p> <p>著作権法が文化の発展に資するのは著作物が公開されるからである。正当な対価をもってしても公開流通を拒否することは文化の発展の観点からは望ましくない。現在、部分的に限定されており、供託を要件とする裁定の制度を改めて、弾力的かつ一般的な制度とすべきである。また、一般的に裁定利用が不可能としても登録された著作物については再利用を可能とするとともに、登録されない著作物については、権利行使の範囲を制限することが望ましい。</p>	NPO法人ソフトウェア技術者連盟
Ⅱ-3	<p>保護期間を原則死後70年に延ばす際に生じるデメリットが延長慎重論の論拠である(ただしそれが論拠の全てではない)。これを受けて、そのデメリットを減じる施策を考案し、延長への議論を進めるという手法は論理的にはあり得るところである。</p> <p>しかし保護期間延長のデメリットを減じるという触れ込みで“利用促進策”が本「中間整理」で提言されている割には、その範囲は不当なまでに狭い。</p> <p>「過去の著作物等の利用の円滑化方策」(中間整理4ページから)については、もっぱら放送番組の二次利用を前提とした著作隣接権の集中管理や、権利者不明の場合の裁定制度の活用など、範囲が限定されすぎていると言わざるを得ない。</p> <p>その一方で、延長の際に必ず問題となることが予想され、かつ現に(保護期間内であっても)流通を阻害する要因として考えられるものはこの検討範囲の外にもある。たとえば多数権利者が関わり、そのうちの僅かな反対によって利用が妨げられるケースについて、中間整理はどれだけの方向性が打ち出せているか。</p> <p>この種の問題を解決する策として有効だと考えられる権利の集中管理は、確かに著作権分野や放送番組での著作隣接権においては権利者側の努力が始まってはいる。しかし放送番組以外のジャンル__たとえば音楽配信や動画配信(とりわけDVDと競合するようなダウンロード販売によるもの)について、関係権利者間の意向の食い違いが見られ「集中管理」と呼べる状態には無い場合が多い。海外ではさまざまな配信の試みが行なわれ、中にはビジネスモデルとして定着したものも出始めている中、それと同じコンテンツを日本のユーザーが享受できない問題が発生している。iTunes Storeでの米国版と日本版のカタログの差異などはその代表と言えるだろう。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ 第2章 過去の著作物等の利用の円滑化

	意見	個人/団体名
	<p>場合によっては日本から海外のサービスを使うという方法もあるが、それでは国内産業振興の観点から解決策と呼ぶことはできまい。国内での著作権・著作隣接権の集中管理を進め、少なくとも海外で適法配信されている著作物は、日本でも同様の仕様で配信されることが可能なようにすべきであろう(それは原権利者の意思として流通を考えているということでもあるのだが)。</p> <p>「アーカイブの円滑化」(中間整理38ページから)については、そのアーカイブを作成する主体を著しく狭めて検討されているのが問題である。図書館(とりわけ国立国会図書館)・博物館、あるいは自らが番組の権利者でもある放送事業者が作成する場面しか想定されていない。</p> <p>しかしながら、インターネットによるアーカイブサービスが一般化しつつある現在において、むしろアーカイブの主体として考えるべきはネット上でのサービス事業者や個人ユーザーである。</p> <p>特に、ネット上に浮かんで消えるコンテンツの保存において、そのアーカイビングを国立国会図書館だけに委ねるのは、予算の面で言っても手間の面で言っても酷に過ぎると言え、また実際問題として網羅性を確保するのは不可能であろう。そこで重要になってくるのが米国でのInternet Archiveのような民間事業者であったり、個人ユーザーの手によるアーカイブ(要は転載)である。民間・個人が主体となって非営利で行われるアーカイブについては、一定の要件を付した上で認めるべきである。</p> <p>「中間整理」で想定されていた主体以外についても(一定の要件を設けるにせよ)検討を加え、言ってみればインターネット全体がアーカイブであり続ける施策を打ち出す必要がある。</p>	
Ⅱ-4	<p>保護期間を原則死後70年に延ばす際に生じる多くのデメリットが延長慎重論の論拠である(ただしそれらが論拠の全てではない)。これを受けて、そのデメリットを減じる施策を考案し、延長への議論を進めるという手法は論理的にはあり得るところである。</p> <p>しかし保護期間延長のデメリットを減じるという触れ込みで“利用促進策”が本「中間整理」で提言されている割には、その範囲は不当なまでに狭い。</p> <p>「過去の著作物等の利用の円滑化方策」(中間整理4ページから)については、もっぱら放送番組の二次利用を前提とした著作隣接権の集中管理や、権利者不明の場合の裁定制度の活用など、範囲が限定されすぎていると言わざるを得ない。</p> <p>その一方で、延長の際に必ず問題となることが予想され、かつ現に(保護期間内であっても)流通を阻害する要因として考えられるものはこの検討範囲の外にもある。たとえば多数権利者が関わり、そのうちの僅かな反対によって利用が妨げられるケースについて、中間整理はどれだけの方向性が打ち出しているか。</p> <p>この種の問題を解決する策として有効だと考えられる権利の集中管理は、確かに著作権分野や放送番組での著作隣接権においては権利者側の努力が始まってはいる。しかし放送番組以外のジャンル——たとえば音楽配信や動画配信(とりわけDVDと競合するようなダウンロード販売によるもの)について、関係権利者間の意向の食い違いが見られ「集中管理」と呼べる状態には無い場合が多い。海外ではさまざまな配信の試みが行なわれ、中にはビジネスモデルとして定着したものも出始めている中、それと同じコンテンツを日本のユーザーが享受できない問題が発生している。iTunes Storeでの米国版と日本版のカatalogの差異などはその代表と言えるだろう。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ 第2章 過去の著作物等の利用の円滑化

	意見	個人/団体名
	<p>場合によっては日本から海外のサービスを使うという方法もあるが、それでは国内産業振興の観点から解決策と呼ぶことはできまい。国内での著作権・著作隣接権の集中管理を進め、少なくとも海外で適法配信されている著作物は、日本でも同様の仕様で配信されることが可能なようにすべきであろう(それは原権利者の意思として流通を考えているということでもあるのか)。</p> <p>「アーカイブの円滑化」(中間整理38ページから)については、そのアーカイブを作成する主体を著しく狭めて検討されているのが問題である。図書館(とりわけ国立国会図書館)・博物館、あるいは自らが番組の権利者でもある放送事業者が作成する場面しか想定されていない。</p> <p>しかしながら、インターネットによるアーカイブサービスが一般化しつつある現在において、むしろアーカイブの主体として考えるべきはネット上でのサービス事業者や個人ユーザーである。</p> <p>特に、ネット上に浮かんで消えるコンテンツの保存において、そのアーカイビングを国立国会図書館だけに委ねるのは、予算の面で言っても手間の面で言っても酷に過ぎると言え、また実際問題として網羅性を確保するのは不可能であろう。そこで重要になってくるのが米国でのInternet Archiveのような民間事業者であったり、個人ユーザーの手によるアーカイブ(要は転載)である。民間・個人が主体となって非営利で行なわれるアーカイブについては、一定の要件を付した上で認めるべきである。</p> <p>「中間整理」で想定されていた主体以外についても(一定の要件を設けるにせよ)検討を加え、言ってみればインターネット全体がアーカイブであり続ける施策を打ち出す必要がある。</p>	
Ⅱ-5	<p>利用円滑化に関しては、権利者と利用者双方に利益になることであるにもかかわらず、保護期間延長から発生する円滑化を妨げる要因を防ぐための措置として議論されているように思いますが、その方向性に疑問を感じます。そのような議論になること自体がバランスを欠いています。利用円滑化についてはより独自性を高くして議論を進めるべきです。</p> <p>また、「権利者不明の場合の利用の円滑化」について、現在、創造活動の容易化から、個人が趣味で作成しているような創作物にたいしても一定の価値が見いだされていますが、特に日本では匿名文化が強く、簡単には作者を特定できない可能性がある現在、時間経過によって権利者の捜索が困難になる場合以外にも影響があると思われます。</p> <p>その点から、A案については個人が交渉を行い、追加出費を求めることになるため、そうした零細の権利が保護されない可能性があります。B案のように特定の機関が関わっていた方が、零細の権利者の保護に通じるため、こちらを支持いたしますが、そういった切り口においても、議論すべきであると考えます。</p> <p>どちらにせよ、民間での議論が進んでいるため、それらの推移を見守ってから勧めるべきであると考えます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ 第2章 過去の著作物等の利用の円滑化

	意見	個人/団体名
Ⅱ-6	<p>保護期間延長においては、孤児作品の処遇に配慮を求めます。保護期間を過ぎる、あるいは保護期間内においてすら、著作物の管理責任者が不在になることは決してまれなことではありません。(古い楽曲に対するレコード会社の倒産など。とくに外国曲)</p> <p>また著作権法上は、映画の保護期間が切れても、映画の中で使われている音楽の著作権保護期間が切れていない場合には、必ずしも、自由な使用につながるものではないという話を聞きました。このようなケースにおいては、映画の保護期間を制限している意味がないので、「映画として」使用する場合には、組み込まれた音楽の保護期間にかかわらず、自由な使用ができることを明確にしてほしいです。</p> <p>また、商用利用が可能な著作物についての保護期間延長の声に対しては有償の登録制度を設けることが望まれます。著作物が商用利用できるのであれば、特許制度のようなある程度の登録費用を負担することも可能なはずで、一方、登録されないものはベルヌ条約で決められた期間を保護期間とすることで、商用として長期に保護したいという声と、保護期間の長期化による孤児著作物の増加を防ぐという両方の声に応えることができます。</p>	個人
Ⅱ-7	<p>多数関係者や権利者不明にとどまらず、承諾に変わる裁定を法制度化するべきである。</p> <p>著作権法が文化の発展に資するのは著作物が公開されるからである。正当な対価をもってしても公開流通を拒否することは文化の発展の観点からは望ましくない。</p> <p>現在、部分的に限定されており、供託を要件とする裁定の制度を改めて、弾力的かつ一般的な制度とすべきである。また、一般的に裁定利用が不可能としても登録された著作物については裁定利用を可能とするとともに、登録されない著作物については、権利行使の範囲を制限することが望ましい。</p>	個人
Ⅱ-8	<p>利用円滑化に関しては、A案は「ネット権」を想定しているものと考えられます。しかしながら現時点でのネット権は、コンテンツの利用者側からも広くコンセンサスが取られている状態ではなく、そのあり方には十分な議論が成されておられません。</p> <p>民間の取り組みである「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」あるいは「コンテンツ学会」での議論を待った上で、制度的措置への検討を考慮すべきであると考えます。</p>	個人
Ⅱ-9	<p>コンテンツ流通促進は、インターネット上の安全な環境確保以外法制に頼る必要はありません。</p> <p>音楽はもとより、映画や放送番組の配信も始まりつつあり、インターネット上に安全な環境が確保され、消費者ニーズを掴んだ既存の流通市場との役割分担が明確なビジネスモデルが生まれれば、自ずとコンテンツは流通します。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-1 第2章第1節 検討の経緯等

	意見	個人/団体名
Ⅱ-1-1	<p>コンテンツの二次利用に関して。現在二次利用について許諾が与えられない場合とは、管理団体に権利委託していない者、ルールが適用されていないもの、権利者の所在不明のものといった場合が多いとの認識のようだが、二次利用の様態を狭く捉えすぎているキライがあるのではないか？</p> <p>コンテンツの単純再生・再演のみが二次利用のすべてではない。むしろ現在話題となることが多いネット上においては、ユーザーによるコンテンツの再編・改変・解体再構築（リミックス・マッシュアップ・MAD等）が多くの耳目を集めている。コミックにおける同人マーケットでの次世代クリエイター育成の役割は指摘されて久しいが、音楽・映像・ソフトウェアといったジャンルでも、ネットを媒介として、同様のクリエイター育成の役割を備えつつあると見るべきであり、権利のあり方を考える際には、それら「次世代のクリエイターを育てている場を委縮させるようなことがないよう配慮していくことが大変重要である。具体的には同一性保持権、編曲権、原盤権といった諸権利に対しても権利者の把握・集中管理を進めていくことが最低限必要であり、現状、集約化が進んでいると追われる音楽においても、それにはまだほど遠いという認識を持つべきである。</p>	個人
Ⅱ-1-2	<p>「第2章 過去の著作物の利用の円滑化方策について 第1節 検討の経緯等 2 諸外国における保護期間延長の際の利用円滑化方策」(6-9ページ)</p> <p>ここで挙げられている施策はその大多数が「弥縫策」の域を出ないものであり、フェアユース規定導入を除けば著作権保護期間の延長により人為的に弊害を発生させなければ参考となるものではないことは自明と言わざるを得ない。</p>	個人
Ⅱ-1-3	<p>権利情報のデータベースの構築について、著作権者は安易に考えすぎているように見えます。</p> <p>利用側からすれば網羅性が重要で、そうでなければ使わなくなるだけです。使われるものを目指せば構築も維持管理コストがかかります。</p> <p>著作権者側はそのコストを意識しているようには見えません。経済的利益があるものだけ載せればいい、あるいは広告として使うつもりとしか見えません。</p> <p>全体に、著作権者側はビジネスのために法律を変えようとしていて、そのためならばビジネスにならない著作物を犠牲にし、法律の目的を無視しているようにしか見えません。</p>	個人
Ⅱ-1-4	<p>「第2章 過去の著作物等の利用の円滑化方策について 第1節 検討の経緯等 2 諸外国における保護期間延長の際の利用円滑化方策」(6-9ページ)</p> <p>ここで挙げられている施策のうち積極的に評価できるのは、フェアユース規定導入ぐらいに限られていると判断する。なぜならば、それ以外の個別経過措置は、そもそも著作権保護期間を単純に延長させるという、沈み行く既存ビジネスモデル(北米経営者からの誘いに乗っての音楽配信会社設立をめぐる損失を被らされた事を発端とする。小室哲哉被疑者の凋落に象徴される、広報放送による大量広告投下に依存した、セルパッケージビジネス)の延命を前提にしているためである。フェアユース規定にしても、単なる既存商業著作物の利用円滑化策と捉えるべきではなかろう。なぜなら、既に、既存音楽パッケージを家庭内限定でさらに楽しむための、市販機器設計ですら、具体的に違法性を問われる可能性を意識して設計者が委縮している状況があるためである。</p> <p>http://kanaimaru1.web.fc2.com/da9000es/qa05.htmより、 「一言で言うと、何のDSD信号をシャーシから外に出せない」「セキュアな伝送が必要になりますので、なんともう一度i.LINKで伝送することになります。 i.LINKは音のよいリンクですが、さすがにそんなことをすると鮮度感が落ちます。」(筆者注：録音や公開配信機能はそもそも持っておらず、高価な音響機器でもあるセパレートデジタルアンプ設計ですら、各機器を繋ぐ経路が既存許諾手段に制限されるため、伝送が過度に複雑となり利点が出ず、設計企画困難との事。)</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-1 第2章第1節 検討の経緯等

	意見	個人/団体名
	<p>言うまでもなく、外貨獲得において音響機器(特に最近のデジタル機器は、それ自体、特許や意匠など、知財の固まりでもある)は邦楽産業を凌駕しており、少なくとも両者は互いに潰しあうのではなく、ビジネスチャンス高めあう関係であるべきであろう。</p> <p>加えて、かつての東芝家電RDシリーズの操作体系改良における企画者とエンドユーザーの関係(短期間に、実利用者の要望を反映して、制御ソフトのメニュー体系といった知財の改善がなされた)のように、既にエンドユーザーはただの消費者ではなく、商業的な知財価値を、既存著作権者との協同により生み出す局面が生まれていた。その機能改良の中には、有料放送への対応強化(スカパー！連動機能)という、既存商業著作権者にも恩恵が直接及ぶものも含まれていた。しかし、その後の著作権法制変更に乗じた、地デジ強制移行とCOG運用により、放送画面が含まれるメニュー画面を公開ネットワーク上に提示しての、機器の機能の批評、評論すら困難であり(ネットワーク上の商業記事では、大抵、自粛してモザイクがかけられる状況)、かつての拡大再生産の流れが途絶えて久しい。</p> <p>今こそ、フェアユース規定により、商業的な機器設計者に留らず、エンドユーザーに過ぎなくとも、一定の目的であれば、既存商業著作物の、主として著作隣接権の制限対象から外れる体系が望まれる所以である。</p>	

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-2 第2章第2節 多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
Ⅱ-2-1	<p>本中間整理は、本節のまとめにおいて、「実演の利用形態は非常に多様であるため、明確に効果があると考えられる対応策を直ちに見いだすことは困難である」ことから、まずはコンテンツ流通の関係者による(民間レベルでの)積極的な取り組みが望ましく、必要に応じて実演の利用円滑化方策に関して検討を行うべきであるとし、多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について早期の法制化を見送るという趣旨の結論に至っている(17-18頁)。</p> <p>そこで、本節のまとめに至るまでの検討を見ると、多数権利者が関わる実演の利用円滑化のための立法論として複数の方策を取りあげ、そのうちの殆どについては、実効性に乏しいとか、海外における同様の規定に照らす等して、さらなる検討が必要であるといった否定的な見解を述べている(15-16頁)。</p> <p>これに対して、「二次利用を拒む実演家のごく一部であった場合に、一定要件の下で、実演の二次利用に同意したものと推定したり、実演の二次利用に反対することができないとしたりするような規定を設ける」という立法論については、一定の「条件の組み合わせによって、実演の二次利用に反対することができないこととするような何らかの方策を検討することの意義は否定できない」(15頁)と、その効果について肯定的な評価を行っている。</p> <p>【注釈】 実演家の同意を推定するという法律構成については、本中間整理は、「少なくとも全ての番組が当然に二次利用されるような実態にならない限り、そのような推定は困難ではないか」としているが(15頁)、なぜ、全ての番組が当然に二次利用されるような実態にならない限り、同意の推定を認めることが困難であるのか、論理が飛躍しているといわざるを得ない。また、上記の立法論において同意を推定するという法律構成を採らなければならない理由は、本中間整理の記述自体からも見受けられない。そのため、当該立法論に関しては、本中間整理の記載を前提としても、他に本中間整理で記載されている立法論とは異なり、特段の課題は存在しないものと考えられる。なお、かかる立法論において、「ごく一部の実演家の許諾が得られない状況」という限定を付さなければならない必然性はないものと考えられる。</p> <p>このように、本中間整理自体が、その効果について肯定的な評価を行っている対応策が明確に存在しているにもかかわらず、それを(意図的にか)具体的に検討することなく、早期の法制化を見送るという趣旨の結論に至ること自体矛盾していると言わざるを得ない。そのため、本中間整理の検討経緯を前提とすれば、過去著作物等小委員会としては、一定要件の下で、権利者が二次利用に反対することができないとするような規定を設ける立法を、かかる立法提案の一つであると評価できる当フォーラムの提案する『ネット法』構想を含めて、早急に検討すべきである。</p> <p>また、上記のように、本節は、民間レベルでの取り組みをまずは進めるべきと結論づけているが、第3節「権利者不明の場合の利用の円滑化について」においては、民間レベルでの取り組みは、既に過去に製作されてしまっているコンテンツに対する効果が限定的であることや、法的な裏付けがないことから、最終的な法的リスクが残ることによって、利用がためらわれるおそれがあることが明確に指摘されている(22-23、25頁)。このような民間レベルでの取り組みに関する限界は、対象となるコンテンツに係る著作権契約上の問題が権利者不明の場合に限られるものではないことから、過去著作物等小委員会としては、かかる観点からも、上記立法案の検討を、早急に行うべきである。</p> <p>なお、本中間整理は、本節において、特に多数の権利者が関与していることを理由に、映像コンテンツの中の実演を検討の中心に据えて課題の整理を行っている(10頁以下)。しかし、コンテンツの製作に多数権利者が関与する場合は、映像コンテンツの実演に限ったものではないのであるから、音楽のコンテンツ等も含めて幅広く検討を行うべきである。</p>	デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

II-2 第2章第2節 多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について

意見		個人/団体名
II-2-2	<p>「多数の権利者が関わる場合の利用の円滑化」(中間整理10ページから)において想定されているのは放送番組だけである。実演家の権利が実質的に“買い上げ”られていたり「ワンチャンス主義」で既に消えてしまっていたりするような音楽・映像分野においては、「多数の権利者が関わる」ゆえの流通阻害が起きていないとの前提で検討がなされているようである。</p> <p>しかし現実には海外との比較で「流通阻害」が目に見えて起こっているのは寧ろそうした音楽・映像分野である。法律や契約により著作隣接権の行使は出来ないことが多かろうが、原権利者(著作隣接者)だった実演家が流通を望みながら、現在の権利者によってそれが止められているという「多数の権利者が関わる場合」の流通阻害を解消すべきである。</p> <p>また、放送番組に限定して検討された筈の「利用の円滑化」方策においても、結局は「必ずしも不当な理由による許諾拒否とは言い切れず、むしろ、実務上はインターネットの番組配信がビジネスモデルとして未成熟であることや、引退等の理由で不明者の許諾が得られないことの方が問題」とし、「明確に効果がある制度的な対応策を見出すことは困難だが、引き続き権利の集中管理の促進、適正な利益再分配ができるビジネスモデルの構築等の関係者の取組が必要」との結論に至っている(以上の文章の抜粋は中間整理概要から)。これでは検討する前と変わっていない。何も言っていないのに等しい。</p> <p>海外において新たな試みが次々と登場する中、日本ではネット配信ビジネスにおいて閉塞感に包まれている。せめて海外で一定の成果が見られるビジネスモデルについては、同等の条件で許諾を出せるよう方策を考えるべきではないのか。そして如何にして権利者への対価の還元を実現するかを考える方がよほど建設的というものであろう。</p> <p>著作物というのは、市場を流れなければ利益を生まない。</p>	個人
II-2-3	<p>「多数の権利者が関わる場合の利用の円滑化」(中間整理10ページから)において想定されているのは放送番組だけである。実演家の権利が実質的に“買い上げ”られていたり「ワンチャンス主義」で既に消えてしまっていたりするような音楽・映像分野においては、「多数の権利者が関わる」ゆえの流通阻害が起きていないとの前提で検討がなされているようである。</p> <p>しかし現実には海外との比較で「流通阻害」が目に見えて起こっているのは寧ろそうした音楽・映像分野である。法律や契約により著作隣接権の行使は出来ないことが多かろうが、原権利者(著作隣接者)だった実演家が流通を望みながら、現在の権利者によってそれが止められているという「多数の権利者が関わる場合」の流通阻害を解消すべきである。</p> <p>また、放送番組に限定して検討された筈の「利用の円滑化」方策においても、結局は「必ずしも不当な理由による許諾拒否とは言い切れず、むしろ、実務上は、インターネットの番組配信がビジネスモデルとして未成熟であることや、引退等の理由で不明者の許諾が得られないことの方が問題」とし、「明確に効果がある制度的な対応策を見出すことは困難だが、引き続き権利の集中管理の促進、適正な利益再分配ができるビジネスモデルの構築等の関係者の取組が必要」との結論に至っている(以上の文章の抜粋は中間整理概要から)。これでは検討する前と変わっていない。何も言っていないのに等しい。</p> <p>海外において新たな試みが次々と登場する中、日本ではネット配信ビジネスにおいて閉塞感に包まれている。せめて海外で一定の成果が見られるビジネスモデルについては、同等の条件で許諾を出せるよう方策を考えるべきではないのか。そして如何にして権利者への対価の還元を実現するかを考える方がよほど建設的というものであろう。</p> <p>著作物というのは、市場を流れなければ利益を生まない。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

II-2 第2章第2節 多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
II-2-4	<p>著作権においても、相続により複数人間で共有されることになった場合には、共有者間で感情的な対立が存在し、一部の共有者が探してきた利用希望者に利用許諾する旨の合意の形成をことさらに拒むことがある。このような場合に、実体法上は、「各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。」(65条3項)ということになっているが、共有者の一部が正当な理由なくして合意の成立を妨げた場合に、誰が原告適格を持ち、どのような訴訟物を選択したらよいかについて、定説がないのが実情である。</p> <p>従って、著作権が多数人に共有されている場合の利用について、共有者の一部が正当な理由なく合意の形成を拒んだ場合に、その利用を可能とするために、合意の形成を拒む共有者に対し、誰がどのような請求をすることができるのかを著作権法の中に明示することが急務である。</p> <p>「共同実演」という概念を導入して、その利用に関して民法252条と異なる扱いをすることとするのであれば、共同実演者の一人(またはその相続人の一人)が正当な理由なくしてその利用に関する合意の形成を拒んだときに、訴訟等により解決を図るための手続を明示することが必要である。</p>	個人
II-2-5	<p>●多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について</p> <p>多数の権利者が関わる著作物に関して、中間整理で民間の取り組みとして上げられている主たる著作権者を決めておくことを法制化すべきではないかと思えます。ただしこの著作権者は、法人は認めず個人に限る、という制限を提案します。個人に限定することで権利の所在がハッキリし、権利の透明化が進むと考えるからです。また著作物の製作に関しては、どうしても法人に対して不利になりがちな個人の立場を、法制化によってある程度保護すべきと考えます。</p> <p>中間整理ではあまり触れられていませんでしたが「個人が不明」より「法人が解体、もしくは不明」の方が後々収集がつかない場合が多いのではないかと推測します。仮に権利を持っていた会社が倒産し、その内何名かとは連絡がとれたとしても「その人たち全ての許諾を得る必要があるのか」「遺族が権利を主張した場合どうするのか」要するにほぼハッキリとした文面でも残っていない限り、どうしても権利の所在が曖昧になってしまいます。事前に権利は個人に委ね、その事を事前に周知した上で著作物の製作にのぞむことが法制化されれば、権利問題は相当簡略化されるのではないかと思えます。</p> <p>既に製作され著作権不明で利用が困難になっているものに関しては、中間整理にある提案のように、予め利用に関する対価をプールし、著作権者が判明した場合に本人や遺族に渡すというのが最も現実的ではないかと思えます。ただしP29のA案にある「補償金の事前支払いは不要」には反対です。「利用に際してはあくまで事前に料金が必要」を前提とし、基金等を作りそのお金をプールしておくべきだと思います。もし後で補償金を支払う段になった時、今度は使用者が不明になっている場合も考えられるからです。権利者が不明のまま著作物の保護期間が終了した場合は、プールしたお金は若い著作物製作者の養成など、次代の著作物製作に資する分野に投資することとすれば良いと思えます。</p> <p>また著作物の権利者が不明の場合の調査に関しては、単にホームページで呼びかけたであるとかOB会で告知したといった程度ではなく、探偵に頼む・マスコミで告知するといった、それなりに予算をかけた、数年がかりの相当な努力が払われるべきと思えます。P26の注釈35にあるような例では、不明の権利者が見つかることの方が珍しいのではないのでしょうか。本気で権利者を見つけることを目的とすべきであり、それが製作者の権利を最大限尊重することにもなると思えます。仮にそういった努力なしに「権利者への接触を試みたものの不明だった」として著作物の利用に踏み切った場合、しかるべき機関に著作権料をプールしていたとしても、何らかのペナルティを与える法を整備すべきだと思います。あくまで元の製作者を尊重すべきであり、P30のB案にあるような利用者の免責などは一切認めべきではないと考えます。ビジネス上のコスト的な問題より、製作者の創作した事実を最優先すべきです。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

II-2 第2章第2節 多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
	<p>15ページにある「二次利用を拒む実演家のごく一部であった場合に、一定要件の下で、実演の二次利用に同意したものと推定したり、実演の二次利用に反対することができないとしたりするような規定を設ける」というのは、実際に「著作物」と呼べるもの製作したことのない方の意見ではないかと思えます。このような意見が委員会で、一応はまともに取りあわれていること自体不可解です。どんな著作物であれ、その場で製作に関わった人が一人でも欠けていたり別の人であったとすれば、その著作物は別の形になっていたはずで、そしてほんのチョットの違いで、著作物の反響がガラリと変わることがよくあるのも、著作物の製作に関わった人ならば多くの方が経験していることではないかと思えます。一人でも反対していれば、著作物の保護期間が終了するまでは二次利用はできない。議論以前の認識ではないかと思えます。</p>	

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-3 第2章第3節 権利者不明の場合の利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
Ⅱ-3-1	<p>著作権者が不明の場合に、その許諾が得られず、著作物が利用されないことは文化創造に繋がる貴重なコンテンツが死蔵され、社会にとっても損失となると考えられるので、利用を円滑化するために新たな制度を導入することにまず賛成する。</p> <p>また、新たな制度としてA案及びB案が併記されているが、当会では、A案、すなわち、「相当な努力をしても権利者と連絡することができない場合には、権利制限規定によって著作物を利用することができるものとする」という制度を基本として検討を進めることが妥当と思料する。</p> <p>もっとも、A案を基本としても、著作権者の保護と著作物の利用者側の利便性との兼ね合いにより、制度のあるべき姿は自ずと変化すると思われる。例えば、A案では、利用者側に使用料相当額の事前支払が求められていないが、権利者の保護を加味するのであれば、例えば、利用者がこの制度に基づき著作物の利用を行ったことの申請を受け付ける公的機関を設け、当該申請時に著作物の使用料相当額(小額)を徴収し、徴収した使用料相当額は、後に著作権者が判明した場合に著作権者に支払うものとする、当該公的機関は、著作物が利用されたことを何らかの方法で公示するといった措置も検討しておくべきと思われる。</p> <p>(付帯意見)</p> <p>なお、本節に関して当会内で示された個別の意見を、付帯意見として参考までに記しておく。</p> <p>・(i)前提について</p> <p>①誰が著作者なのか分からない場合、②著作権者等から利用許諾を得ようとする際に、権利者の所在情報が十分でないことにより、利用許諾自体が困難になる場合、③「写りこみ」の関係者である場合、とでは、そもそも同一のものとして取り扱うことはできないものと考えられる。それぞれの類型に応じた対応を検討すべきと考える。</p> <p>・(ii)二次利用の円滑化のための基本的な対応策について</p> <p>①「コンテンツ製作者が責任を持って権利者の所在情報を管理する」、②「権利の集中管理体制の充実・強化により、集中管理団体が権利者の所在情報等を管理する」、③「権利者の所在情報等についてのデータベースを整備する」などの対策が検討されているが、これらは、すべて「権利者の所在情報」を管理するだけであって、そもそも長期間経過後の問題に対する根本的な解決にはならない。この項目では、長期間経過後に「権利者の所在情報」が不明になった場合の取扱いを議論するべきであって、「権利者の所在情報」をどのように取扱うべきかは、別の場で議論すべきである。例えば、権利者が不明の場合には、その著作物を集中管理する団体が最終的な法的リスクを負担して、第三者の二次利用の可能性を担保するべきである。誰が最終的な法的リスクを負担するかを明確にしない限り、利用に先立って比較的大きな投資が必要とされる場合には、多少でもリスクが残ることによって利用がためられる場合が生じ、文化価値の共有・普及や次代の文化創造につながる貴重なコンテンツが一部の所在不明者のために死蔵され、社会にとって大きな損失となるからである。</p> <p>・現行法においては、権利者情報に関するデータベースと、裁定制度とが、主に取りうる措置であると思われる。権利者情報に関するデータベース管理に合う、合わない著作物が存在するため、著作物の特質等を考慮して、著作物の特質に合ったデータベース管理についての対応を検討するべきであると考え。一方、裁定制度においても、手数料等が高い、手続きに時間がかかる、等の問題点が存在する。よって、その著作物利用する程度により従来の裁定制度を利用できる場合と、その裁定の条件を緩和した制度又は規定を設け、この制度又は規定を利用できる場合を選択可能とすることが良いのではないかと考える。これらにより、よりいっそうの利用円滑化が図れれば、貴重なコンテンツが権利者所在不明のために死蔵され、社会にとって大きな損失となることも少なくなると考える。</p>	日本弁理士会

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-3 第2章第3節 権利者不明の場合の利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
Ⅱ-3-2	<p>図書館においては、郷土資料や過去の雑誌論文のように、権利者が不明な資料を多数所蔵しているところ、その公開の手段としてこれらの資料のデジタル化とネットワーク上での利用が進むものと考えられる。</p> <p>この場合、国立国会図書館の「近代デジタルライブラリー」事業の例にも示されているように、現在の裁定手続は非常に煩雑な仕組みとなっており、補償金よりも裁定に係る事務経費の方が膨大な額となっている。これらの裁定に係る事務経費を補償金に回した方が、著作権者の保護にとっても有用であるはずである。</p> <p>ここに示されたA案もB案も、このことについて解決策を示したものはなっておらず、どちらの案を採用したとしても、現在の裁定制度がはらむ問題の解決策とはならない。</p> <p>利用者が裁定制度をもう少し気軽に利用することができるよう、裁定手続の円滑化につき、再検討なされることを望むものである。</p>	社団法人日本図書館協会
Ⅱ-3-3	<p>権利者不明の場合の対応策については、民間レベルでの自助努力が損なわれることのないよう留意しつつ、最終手段としてのセーフティネットという位置付けの下に検討を進めるべきである。</p> <p>具体的な制度設計に当たっては、権利者への影響や国際条約との整合性にも配慮しながら、一定機関への事前申告や使用料相当額の前払い等を義務付けることにより、制度の濫用防止や権利者の金銭的補償を担保する必要がある。</p>	社団法人日本レコード協会
Ⅱ-3-4	<p>当協会では、以前より放送番組の二次利用を積極的に進めていますが、さらにこの12月からは放送番組のネット配信を行います。このため、多数の過去の放送番組の権利処理を進めていますが、放送当時の権利記録があるにも関わらず実際に権利者の所在等が不明のケースが少なからずあり、その対応に苦慮しているところです。特に実演家については裁定制度そのものがないため、現在、実演家の権利者団体の協力を得て不明権利者を検索し、どうしても見つからない場合は権利者に連絡の取れないままコンテンツを活用する方向での取組を進めていますが、あくまでも民間での取組であり法律上の裏づけがないため、最終的には法的なリスクが残っています。</p> <p>中間整理では、これらの課題を解決するための新たな制度設計として、A案とB案が提案されています。このうちA案については、事前に検索したことの証明や使用料の支払いが不要のため、B案と比べて利用のハードルが低く濫用が懸念されるため、具体的な制度設計に当たっては何らかの工夫が必要だと考えます。それを前提にしますと、A案、B案とも著作物の円滑な利用につながるものと期待されます。是非とも、これらの制度的な措置が速やかに実施されることを望みます。</p>	日本放送協会
Ⅱ-3-5	<p>著作権者そのものが不明、著作権者への連絡先が不明、連絡が取れても許諾そのものが拒絶される等の理由から、公共図書館、国会図書館等での障害者サービスに支障が生じている例がある。このことは、障害者の著作物や情報にアクセスする権利が侵害されている看過することのできない事例と考える。障害等の有無にかかわらず、全ての国民が情報や著作物へ自由にアクセスすることを保障する意味からも、著作権法上の規定を作り早急に解決されるべきである。</p>	障害者放送協議会
Ⅱ-3-6	<p>P.25 3. 今後の対応方策 (1) 基本的な考え方で述べられているとおり、権利者不明の場合として対応が求められる事項のうち、単なる「写り込み」の場合の扱いについては、問題の本来的性格、民間で可能な対応方策の限界に照らし、セーフティネットとしての制度的措置ではなく、権利制限の見直し等により対応を考えていくべきとの検討結果に賛成いたします。権利制限見直しの方向での検討にあたっては、ドイツ著作権法第57条「重要でない付随物」の規定を参考として、より具体的な検討が深められることを希望いたします。</p>	社団法人 電子情報技術産業委員会

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-3 第2章第3節 権利者不明の場合の利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
Ⅱ-3-7	<p>(1) 主旨 現行の裁定制度に代わる新たな制度を整備することは、過去の著作物等の利用を円滑化する上で有益であり、実現に向けて検討を進めるべきであると考えます。その際、全体としての保護と利用とのバランスを適切に調和させることが重要ですので、保護期間延長の問題から切り離すことなく、一体的に議論をすべきであると考えます。</p> <p>(2) 理由 現行の裁定制度については、平成17年度に手続の簡素化が行われましたが、手続に要する費用及び時間の面でなお改善の余地があります。また、著作隣接権の権利者不明の問題を民間の取組のみによって解決することには限界があります。これらを踏まえて、著作権及び著作隣接権の双方を対象とする新たな制度を整備することは、過去の著作物等の利用の円滑化を図る上で有益であると考えます。</p> <p>中間整理では、そのような制度として、外国の事例も参考にした上で、A案(権利制限)及びB案(免責)の二つを例示しています(29ページ)。しかし、イギリスやアメリカで検討されている制度(補償金等の事前の支払いを不要とするものなど)は両国における権利の強さを前提として立案されたもので、権利の強さの重要な要素である保護期間の相違を顧慮することなく、権利を弱める方向に働く部分だけを切り取って我が国に持ち込めば、全体としての保護と利用のバランスを失する結果となります。</p> <p>98ページに記載されたとおり、小委員会においては、権利者不明の場合の利用の円滑化は保護期間延長の有無にかかわらず実現すべき課題であるとする意見も出されました。しかし、権利の強さの異なる外国の事例に範を求める形で権利を弱めることとなる制度の導入を検討する場合には特に、部分的な議論は避け、全体として保護と利用のバランスを調和させるよう、権利自体の強さについても一体的に議論を進めるべきであると考えます。</p>	社団法人 日本音楽著作権協会
Ⅱ-3-8	<p>本中間整理は、本節において、権利者不明の場合の権利処理を取り上げて、民間レベルにおける取り組みと現行の裁定制度の限界及び問題点をしている(20-24頁)。そして、裁定制度の手続きの運用改善については限界や困難な問題点が存在することを指摘し(26-28頁)、続けて新たな制度による対応の可能性として、2つの案を検討している(28-31頁)。</p> <p>しかしながら、本節では、新たな制度として検討した両案に対して、意見等の指摘をするに留まっており、具体的に立法すべき制度については何ら結論を出せていない。「知的財産推進計画2008」が最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等の整備を1年以内に求めていることに鑑みると、悠長であると言わざるを得ない。</p> <p>また、そもそも、新たな制度としては、他にも様々な制度が考え得るところであるにもかかわらず、なぜこれらの案(のみ)が検討の対象に挙げられているのかについて合理的な理由がない。</p> <p>すなわち、本節では、現行裁定制度について、「著作者調査の『相当な努力』に多大な費用と時間がかかり、……経済的価値と裁定とに要する費用とが見合わない場合には、手続きをどれだけ改善したとしても利用に限界がある」とか、一つのコンテンツに「多くの著作物が含まれている場合には、調査が特に困難であり、事実上、裁定制度の利用が困難である」といった問題点が指摘され(23頁)、現行裁定制度の運用改善についても、同様の限界・問題点が当てはまる旨の指摘がなされている(26頁)。にもかかわらず、新たな制度として検討の対象となっている案は、いずれも、利用しようとする者が、権利者の捜索について相当の努力を払うことを前提とした、裁定制度の延長線上にあるものであることからすれば、現行裁定制度について指摘されている上記の限界・問題点が等しく当てはまり、その効果には疑問があり、抜本的な解決策とはならないと言わざるを得ない。また、これらの案は、海外で検討されている制度や民間での取り組みを参考とした裁定制度の延長線上にあるものに過ぎず、本中間整理においても紹介されている外国の法制度(24-25頁、32-35頁)を見れば明らかなように、「知的財産推進計画2007」及び「知的財産推進計画2008」で求められている世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制度の整備と評価できないものと言わざるを得ない。</p>	デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

II-3 第2章第3節 権利者不明の場合の利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
	<p>これに対して、上記の第2節に関する意見で取り上げた、一定の要件の下で権利者が二次利用に反対することができないとするような規定を設ける立法案については、例えば当フォーラムの提案する『ネット法』構想では、権利者の捜索について相当の努力を払うという要件を設けていないことから、裁定制度やその延長線上にある案のような問題点は当てはまらない。また、このような立法案は、多数権利者が関わる場合のみならず、権利者不明の場合の利用の円滑化にも資するものである。さらに、それぞれの場合について別々の法制度を設けるよりも一つの法制度とした方が簡明である。そのため、過去著作物等小委員会としては、かかる立法案の検討を、多数権利者が関わる場合のみならず、権利者不明の場合の利用の円滑化のための新たな制度としても早急に行うべきである。</p>	
II-3-9	<p>既存の著作権物利用に際し、現行の裁定制度による解決では負担が大きく、時間がかかりすぎることに鑑み、権利者不明の場合の利用円滑化を促進する制度を整備することについては賛成いたします。</p> <p>現行の裁定制度における最大の負担は、権利者探査のための「相当な努力(著作権法67条1項)」にかかるコストが高すぎる点であり、本文言が抽象的であることから要件を充足する量的・時間的労力が想定できないこと、また、その労力にかかる金銭的負担も大きいことと考えられます。</p> <p>確かに、権利者保護の観点から、十分な調査や許諾を取る努力は必要であると思いますが、現行の裁定制度が上手く機能しておらず、結果として著作物の利用を妨げているのであれば、著作権法が目的とする保護と利用のバランスを崩すこととなってしまう可能性もあります。</p> <p>現在、本小委員会におかれましては、「権利制限」「第三者機関による免責」の両案が検討されているところですが、何れの案を採用するにしても、本文言を残すのであれば、「相当な努力」に関して、IT等の活用(例えば「権利者探査ポータル」の設置など)も含め、一定程度の方針を規定(ガイドライン等でも可)していただきたいと考えます。</p>	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
II-3-10	<p>権利者不明の著作物を利用するための制度について、現行の裁定制度の手続きについての運用改善や新たな制度の創設などによって、利用者の利便性を考慮した、より簡便な仕組みを目指した検討の方向性に賛同します。</p> <p>印刷業界におきましては、発注元から支給された印刷原稿を単純に印刷する業務を請け負うのみならず、印刷業務の発注元に代わって、印刷原稿に含まれる著作物等の権利処理を行うことが多い実態がございます。</p> <p>特に企業の年史制作や学術・文化的所産のアーカイブ、過去の出版物の復刻版の発行などを行う場合、権利者不明の著作物の取扱いが非常に大きな問題となります。一般に、印刷物のコンテンツ作成から印刷物の発行までは、大変短い期間で行わなければならないことが多く、素材に含まれる多くの著作権の処理を非常に短期間のうちに完了する必要があります。そのような中で、現行裁定制度のごとく綿密な権利者探しの負荷がかかり、その処理に標準3ヶ月を要するという実態は、ビジネススピードと、コストバランスにおいて極めて不均衡を生じ、現実的でないといわざるを得ません。</p> <p>制度設計そのものの在り方も重要ではありますが、制度利用における運用面での利便性を確保することが重要であると考えます。</p> <p>例えば、権利者の調査においては、通常期待される程度の合理的な調査を実施したにもかかわらず、著作権者が判明しない場合、速やかにその利用が可能となるような仕組みなどが考えられます。</p> <p>権利者不明の場合の利用の円滑化について、新しい法律の制度設計のいかににかかわらず、実運用における利便性を念頭に検討いただくことを強く希望します。</p>	社団法人日本印刷産業連合会

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-3 第2章第3節 権利者不明の場合の利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
Ⅱ-3-11	<p>権利者が不明であることによって著作物が死蔵され、社会全体にとっての損失となる事態を防ぐために、権利者不明の場合の利用の円滑化について必要な制度的な対応が取られることを期待する。その際には、特に、余計なコストを発生させることがないA案(権利者の捜索について相当の努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、著作物の利用をできることとする)を軸に検討が進められるべきである。ここで、第三者機関を介在させた場合、天下りの温床となり、その手続きコストによって貴重な社会的コストがムダに浪費されることになると考えられ、B案には全く賛同できない。</p> <p>また、「写り込み」等の場合についても、権利制限の見直しなどの検討が今後進むことを期待する。</p>	個人
Ⅱ-3-12	<p>現在、著作権法にて規定されている権利者不明の場合の裁定制度においては、青空文庫のWebページ(※)の記載によれば、文化庁長官官房著作権課の見解として、著作権者捜索に関わる「相当の努力」として、全国紙に広報を打つことが求められており、非営利団体や個人が利用することは非現実的であるとする。また、同ページには、10年で2度の利用申請しかないことも記載されており、制度そのものが形骸化しているとする。</p> <p>また、同記事は1999年作成の記事であり、その後、26ページの脚注35にもあるように、裁定制度の手続き簡素化が図られているとの記載があるが、なお非営利団体や個人にとって、利用しやすいものとは考えにくく、非営利団体や個人にとって利用しやすい裁定制度の創設を期待する。非営利団体や個人にとって利用しやすい裁定制度として、裁定制度のオンライン化や申請案件に関する裁定結果のデータベース化、権利者との連絡の必要については簡易な手続きで完了するガイドラインを設け、ノーティス・アンド・テイクダウンに基づく手続きの整備を期待する。 ※青空文庫「『圓朝全集』は誰のものか 2 裁定制度の利用」より http://www.aozora.gr.jp/houkokusyo/enchou.html#13</p> <p>著作隣接権において裁定制度がないと指摘されているため、現在、議論されている裁定制度と同様に利用しやすい裁定制度の確立を望む。</p> <p>「(3)制度的な対応についての検討」の部分では、A案とB案が提案されており、両者を対立する案として検討が進められているように読めるが、両案は両立可能な案であり、両立等を含めて、議論すべきであるとする。</p>	個人
Ⅱ-3-13	<p>権利者不明の場合 著作権を享受している権利者は、その裏につきまとうべき義務をまったく負っていません。権利者には利用の許諾の可否を判断できる状態であることを義務づけるべきではないでしょうか。そうして、連絡が取れずに許諾を求めることが出来ないという場合は、著作権を放棄していると思ふことにより円滑にコンテンツの利用を促進させることができます。</p> <p>コンテンツを利用する側は権利者を探すことに「相当な努力」をする必要はないと考えます。著作権を行使する側が「それなりの努力」で自己の存在を主張するほうが総合的に手間・費用を抑えられるからです。</p> <p>現行の著作権は著作者に対してあまりにも過保護です。著作権は著作者よりもむしろ著作物を守るものという概念で考えてみてはどうでしょうか。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-3 第2章第3節 権利者不明の場合の利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
Ⅱ-3-14	<p>現行著作権法にも、権利者不明の場合には一定の要件を求めた上で裁定制度の利用が認められてはいる。しかしこの裁定制度の手続きは、合理的な範囲で簡便になる必要がある。裁定制度のハードルがそのまま著作物利用の妨げとなってしまうのでは本末転倒である。</p> <p>また、「著作隣接権について、現行裁定制度と同様の制度が設けられていない」（中間整理26ページ）との認識を重く受け止めるべきである。たとえば一定数の関係権利者（原権利者も一定条件を含めて考えている）の許諾を得られれば利用可能となるような裁定制度なども考慮すると良いのではないか。音楽配信においてレコード会社が許諾を拒否していても、アーティスト側で配信を望んでいる場合には裁定制度の利用で配信可能とできるような。</p> <p>中間整理では制度的対応策として、権利制限規定と事後承諾的な使用料支払いによるA案と、第三者機関への供託を定めるB案とが提案されている（29ページから）。これらは必ず相反するというものではなかろうが、B案の場合、設立された第3社機関の存在自体が新たなボトルネックとなり、また新たな天下り機関と揶揄される可能性が高いと考えざるを得ない。対応策としてはA案を中心に検討することが望ましいのではないか。</p>	個人
Ⅱ-3-15	<p>権利者不明の場合の利用の円滑化のために、新たな第三者機関を設置することは反対である。基本的に、どのような作品についてどのような利用が求められたかのデータさえ残っていれば、権利者が供託金の請求を行えば良いことであって、あえてコストをかけて作者の検索などを行う必要はないと考える。いわゆる「フェアユース」について拡充することで、利用について権利者への確認を行う必要すらないケース、というのを積み増していくべきではないだろうか。</p>	個人
Ⅱ-3-16	<p>権利者不明の場合 著作権を享受している権利者は、その裏につきまとうべき義務をまったく負っていません。権利者には利用の許諾の可否を判断できる状態であることを義務づけるべきではないでしょうか。そうして、連絡が取れずに許諾を求めることが出来ないという場合は、著作権を放棄していると見なすことにより円滑にコンテンツの利用を促進させることができます。</p> <p>コンテンツを利用する側は権利者を探すことに「相当な努力」をする必要はないと考えます。著作権を行使する側が「それなりの努力」で自己の存在を主張するほうが総合的に手間・費用を抑えられるからです。</p> <p>現行の著作権は著作者に対してあまりにも過保護です。著作権は著作者よりもむしろ著作物を守るものという概念で考えてみてはどうでしょうか。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

II-3 第2章第3節 権利者不明の場合の利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
II-3-17	<p>著作権保護期間70年は、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本が国際社会での主要な競争相手である米国、EU(欧州連合)などと対等な立場に立つ最低限のルールです。</p> <p>『知的財産戦略大綱』に、「『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、わが国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。」とあります。さらに、「発明や著作物等の成果を知的財産として適切に保護し、有効に活用する経済・社会システムを構築することが必要である。」としています。</p> <p>このような国家戦略を推進しようとしているとき、その基盤である知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置することは、国家戦略の放棄にも等しいものです。</p> <p>すでに、著作権保護期間70年は、アメリカ、EU諸国をはじめ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ロシア、イスラエル、オーストラリア、そして後れているアジアでも韓国が延長を予定しているなど、わが国と文化交流が行われているほとんどの国で実施されています。</p> <p>映画、音楽、アニメ、漫画、ゲームなどが海外で高い評価を受け、また広く受け入れられています。今後、この動きが拡大することが予想されますが、保護期間70年を採用している主要国において、わが国の著作物のみ50年で保護が打ち切られることとなります。</p> <p>それだけではありません。わが国において、これら70年を採用している国の著作物の保護もまた50年で打ち切られることとなります。文化の輸入は、輸入国の国民の文化享受を豊かにし、それは必ず新たな創作へと結びついていきます。にもかかわらず、その著作物について使用料を払わないで済ませることは、法律的にはなんら問題がないとしても、文化国家を標榜することを躊躇させるものがあることは確かだと思われます。</p>	個人
II-3-18	<p>現行著作権法にも、権利者不明の場合には一定の要件を求めた上で裁定制度の利用が認められてはいる。しかしこの裁定制度の手続きは、合理的な範囲で簡便になる必要がある。裁定制度のハードルがそのまま著作物利用の妨げとなってしまうのでは本末転倒である。</p> <p>また、「著作隣接権について、現行裁定制度と同様の制度が設けられていない」(中間整理26ページ)との認識を重く受け止めるべきである。たとえば一定数の関係権利者(原権利者も一定条件を含めて考えている)の許諾を得られれば利用可能となるような裁定制度なども考慮すると良いのではないか。音楽配信においてレコード会社が許諾を拒否していても、アーティスト側で配信を望んでいる場合には裁定制度の利用で配信可能とできるような。</p> <p>中間整理では制度的対応策として、権利制限規定と事後承諾的な使用料支払いによるA案と、第三者機関への供託を定めるB案とが提案されている(29ページから)。</p> <p>これらは必ず相反するというものではなかろう。両方を組み合わせて実現することもおそらく可能だ。そうした柔軟な姿勢で、実効性ある制度の実現を目指すことを望む。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-3 第2章第3節 権利者不明の場合の利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
Ⅱ-3-19	<p>第2章「過去の著作物等の利用の円滑化」第3節「権利者不明の場合の利用の円滑化について」及び第4章「議論の整理と今後の方向性」(1)に対する意見</p> <p>(1) 主旨 現行裁定制度の運用の改善ではなく、制度的な対応として、例えば、通常の使用料に相当する補償金等の事前支払を不要とすることなどを検討する場合には、これを保護期間延長の議論から切り離すことなく、全体として保護と利用とを適切に調和させる結論を出すようにすべきです。</p> <p>(2) 理由 権利制限(29ページA案)、免責(同B案)などいずれの形態であっても、著作権等を弱める方向に働く制度が妥当なものであるかどうかは、その制度が対象とする権利のもともとの強さ(「幅」(=権利の及ぶ範囲)×「長さ」(=保護期間))との関係において評価されるべきものです。 イギリスやアメリカで検討されている制度(補償金等の事前の支払いを不要とするものなど)も、当然、両国における権利の強さを前提として立案されたものですので、権利の強さの重要な要素である保護期間の相違を顧慮することなく我が国に持ち込めば、全体としての保護と利用のバランスを失する結果を招くこととなります。 98ページに記載されたとおり、小委員会においては、権利者不明の場合の利用の円滑化は保護期間延長の有無にかかわらず実現すべき課題であるとする意見も出されました。しかし、権利の強さの異なる外国の事例に範を求める形で権利を弱めることとなる制度の導入を検討する場合には特に、権利自体の強さについても、全体としてバランスの取れた水準となるよう、一体的に議論を進めるべきであると考えます。</p>	個人
Ⅱ-3-20	<p>図書館においては、郷土資料や過去の雑誌論文のように、権利者が不明な資料を多数所蔵しているところ、その公開の手段としてこれらの資料のデジタル化とネットワーク上での利用が進むものと考える。</p> <p>この場合、国立国会図書館の「近代デジタルライブラリー」事業の例にも示されているように、現在の裁定手続きは非常に煩雑な仕組みとなっており、補償金よりも裁定に係る事務経費のほうが膨大な額となっている。これらの裁定に係る事務経費を補償金に回した方が、著作権者の保護にとっても有用であるはずである。</p> <p>ここに示されたA案もB案も、このことについて解決策を示したものはなっておらず、どちらの案を採用したとしても、現在の裁定制度がはらむ問題の解決策とはならない。</p> <p>利用者が裁定制度をもう少し気軽に利用することができるよう、裁定手続きの円滑化につき、再検討成されることを望むものである。</p>	社団法人日本図書館協会
Ⅱ-3-21	<p>現在、著作権法にて規定されている権利者不明の場合の裁判制度においては、青空文庫のWebページ(※)の記載のよれば、文化庁長官官房著作権課の見解として、著作権捜索に関わる「相当の努力」として、全国紙に広報を打つことが求められており、非常利団体や個人が利用することは非現実的であると考える。また、同ページには、10年で2度の利用申請しかないことも記載されており、制度そのものが形骸化していると考える。</p> <p>また、同記事は1999年作成の記事であり、その後、26ページの脚注35にもあるように、裁定制度の手続き簡素化が図られているとの記載があるが、なお非営利団体や個人にとって、利用しやすいものとは考えにくく、非常利団体や個人にとって利用しやすい裁定制度の創設を期待する。非営利団体や個人にとって利用しやすい裁定制度として、裁定制度のオンライン化や申請案件に関する裁定結果のデータベース化、権利者との連絡の必要については簡易な手続きで完了するガイドラインを設け、ノーティス・アンド・テイクダウンに基づく手続きの整備を期待する。</p> <p>※青空文庫「『圓朝全集』は誰のものか 2 裁定制度の利用」より http://www.aozora.gr.jp/houkokusyo/enchou.html#3</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-3 第2章第3節 権利者不明の場合の利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
	<p>著作隣接権において裁定制度がないと指摘されているため、現在、議論されている裁定制度と同様に利用しやすい裁定制度の確立を望む。</p> <p>「(3)制度的な対応についての検討」の部分ではA案とB案が提案されており、両者を対立する案として検討が進められているように読めるが、両案は両立可能な案であり、両立等を含めて、議論すべきであると考え。</p>	
Ⅱ-3-22	<p>権利者不明の場合の中には、著作者の生死が確認できず、よって発行後数十年、もしくは100年以上経過しているにも関わらず、著作権の消滅が確認できないため権利処理を行わなければならず、そしてさらに権利がどこに所属しているのかも確認できないケースがある。</p> <p>しかし、この箇所ではその検討を行っていない。</p> <p>著作権が存続しているが権利者不明の場合に加えて、権利が存続・消滅が不明の場合のケースについても検討を行うべき。特に、国立図書館が行っているアーカイブ事業に関しては、この問題が大きな障害になっているので、対応を検討すべき。</p> <p>例えば、著作者の生死が確認できず、発行後100年を経過した出版物に関しては、権利が消滅していると見なすなどの対応を検討すべきだ。</p>	個人
Ⅱ-3-23	<p>○権利情報データベースの国家による集中管理システムと公共への解放</p> <p>著作権情報管理体系を構築するにあたっての最大の問題点は、それが集中管理されていないことにあるが、</p> <p>(1) 一億総クリエイターの時代にあって、複数の著作権管理団体による権利情報の一元管理は事実上不可能である。</p> <p>(2) 著作権管理情報の二重譲渡事件が社会で大きな話題となる中、登録情報の不整合や競争的登録情報なく、複数の著作権管理団体によって一貫性のある権利情報管理が可能であるとは考えにくい。特に現在(生じているべき)著作権管理事業者間における競争が、実質的な意味で生じてくると、この種の問題は多発する可能性が高い。</p> <p>(3) 匿名の(変名とは異なる)著作による著作物など、著作権情報を特定の権利団体が管理することが法律上不可能である場合が考えられる。</p> <p>(4) 特定の権利管理団体に権利情報を寄託することを潔しとしない思想をもつ著作者の自由は守られるべきである。(著作権についてインセンティブ論の立場に立つ場合はともかく、自然権論の立場に立つ者にとっては、この論のみが必至であると考えられる。)</p> <p>…といった数多くの問題がある。</p> <p>特定の管理団体が著作権情報を管理することが法律上不可能である以上、これを前提とする第2章第3節2(2)マル1のiii)およびiv)の検討内容は、理論的に考え実現不可能であると解すべきである。</p> <p>ではこれらの事実を前提に情報をも包含する著作権情報体系として、どのような制度が適切であるか。私の意見としては、公営、あるいはそれに相当する権利管理システムであると考えられる。すなわち、国家による権利管理情報の統一的な管理と、全クリエイターおよび消費者に対するオープンな供与である。</p> <p>そもそも著作権管理情報というものは、それ自体著作物的性質を伴うものではなく、またその集合体についても契約内容がその体系的構築を規定する以上、データベースとしての創作性も存しないものであり、さらには契約対象となる権利管理情報は全て(素材の選択の余地無く)集合するものであるから、編集著作物としての創作性も存しない。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

II-3 第2章第3節 権利者不明の場合の利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
	<p>すなわち、本来的に著作権管理事業者が独占する情報ではないはずである。</p> <p>その情報について権利が存在せず、かつ最も効率的に国民が権利情報を共有できる、かつ最も信頼できる権利管理情報は、国民に広く共有された権利管理情報システムである。これをもっとも効率的に実現できるのは行政機関のみである。ただし、これを運用するデータベースの実装は、分散していても問題は無い。なお、ここでいう国民に対する共有とは、著作権の概念で言えばパブリックドメインということである(権利情報に対する権利は何ら存在しないのであるから、パブリックドメインが最も適切である)。</p> <p>まず、権利管理データベース体系を構築することが必要になる。</p> <p>権利管理データベースの内容は、(1)著作者による自主登録が中心となるが、(2)匿名の著作物など、ある程度明確に著作権者不明であると認められる場合については「著作権者不明」として登録することができるし、(3)著作権者情報を探索するための具体的な方法として「著作権者不明」を登録することができる。また(4)特にかつて公営であった社団法人が保有する著作権管理情報については、当時の権利管理情報を私的に独占できる正当な理由は、何ら存在しないのであるから、国家による返還請求を経て、直ちに国民に権利管理情報として共有することが可能である。</p> <p>データベースを行政機関で運用することが困難であるとしたら、次善の策は、その体系をパブリックドメインにて公開し、分散オープンデータベースによる相互接続を活用した体系を行政によってバックアップすることである。すなわち、その運用は国民の有志に委ねられるかたちになる。この場合は特に、既存の登録事業者がその一部を構成することが望ましいので、そのように諸既存事業者に呼びかけるべきである。</p>	
II-3-24	<p>少なくとも権利者情報の管理をもっとしっかりすべきだと思います。</p> <p>個人情報保護法の施行により、いっそう所在を掴みづらくなっている今、強化するのであれば文化庁の責任を持って、権利者の所在不明により使用できない、ということがないようにすべきだと思います。</p> <p>私の勤務先は企業設立の、比較的規模の大きな博物館であり、一般に広くご利用いただいているところです。年に数回の企画展を行っておりますが、展示の際、著作権者がわからないときはもちろん、著作者の名前と没年までわかっているのに、所在がつかめないばかりに展示できないことが少なくありません。</p> <p>展示のみならば、書籍等、展示権のないものもありますが、企画展の図録(販売)やポスターに載せる際には複製権の問題が生じるため、展示自体を見送ることになります。</p> <p>個人情報保護法の施行により、著作権台帳が作成されなくなり、また、著作権管理団体に問い合わせても、遺族の転居後の連絡先は不明、という答えが少なくありません。</p> <p>展示され、あるいは図録・ポスターなどで50年ほど前の絵が懐かしく甦る事が、作者にとってマイナスになるでしょうか。いつも作品を活かせず、もったいないと思います。博物館に足を運べなくても、図録やポスターによって新たに活かされることにもなると思うので。</p> <p>死後50年でもこの状態ですから、70年に延長するのであれば、権利を継承した遺族には、転居の際、届出を義務づけることなどを徹底していただきたいと思います。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-4 第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について

	意見	個人/団体
Ⅱ-4-1	<p>文芸家の職能団体の立場から意見を述べさせていただきます。 国会図書館でデジタル化された資料の利用で、国会図書館以外の図書館への閲覧提供については、以下の理由により著作者・出版社への補償制度なしには容認できないと考えております。</p> <p>① 現在の出版状況は厳しく、少部数発行の本については、図書館購入を見越しての刷り部数になっている。現に日本文藝家協会編纂の著作物には1700部のものがあり、そのうち800部については図書館の購入となっている。これを国会図書館以外での閲覧を可能とすると地方図書館の購入はなくなり、出版部数は1000部を割ることとなって、出版社は採算がとれない。著作者は出版そのものを断念することとなります。</p> <p>② 文筆家の生活を支えているのは、出版社であります。良書であれば小部数であっても出版社会に送り出すことによって、多くの作家が生まれ育つ環境ができます。国会図書館以外での閲覧を可能にすることは、出版社そのものの経済基盤を侵すものであり、出版文化そのものの危機で、ひいては文筆家の生活の屋台骨を大きく揺るがすこととなります。</p> <p>以上の理由に基づき世界のなかの日本文化の発展のためにも、国会図書館でデジタル化された資料の地方図書館での閲覧利用につきましては、著作者・出版社が存続できる制度を用意してから、新しいシステムに移行すべきと要望いたします。</p>	<p>社団法人 日本文藝家 協会</p>
Ⅱ-4-2	<p>国会図書館における資料のデジタル化は有益なコンテンツの保存の観点から有効性を認めるものであり、その意味で保存のために行われるアーカイブ化に反対するものではありません。ただし、中間整理でも示されている通り、デジタル化された資料の利用のされ方によっては、著作権者および出版者の利益を不当に害することになる恐れがあると考えます。</p> <p>館内での閲覧利用の場合、デジタル化された画像データであれば、同時に複数の利用者が利用することが可能になります。原本の代替物ということであれば、館内の閲覧利用であっても、同時アクセスの人数は制限すべきであると考えます。</p> <p>館外利用の具体的な方法については、現在、関係者間での協議が行われておりますが、この協議を行う上での大前提として「市場に流通し、一般に入手可能なものを館外に提供したり提示することはできないと考えるべきである」と明記していることは極めて妥当なことであると存じます。国会図書館においてデジタル化された資料の館外利用を可とするにしても、それは市場を補完し、市場で入手できないものに関して利用者の便宜を図ることが大前提にあり、商業出版と競合することは一切行わないとすべきであると考えます。</p> <p>いったん市場で手に入らなくなったものであっても、出版社による復刊事業等により再び市場での入手が可能となることはしばしばあります。また、書店店頭にはなく出版社にも在庫がない、しかしほしい人がいれば提供する形態として昨今、いわゆる「オンデマンド出版」「電子媒体による提供・配信」に力を入れている出版社が増えてきており、数十年前に出版され一時期絶版となっていたものも、オンデマンド出版や電子データという形で手に入れることが可能になっています。こういった状況を十分に考慮して検討すべきであり、市場で再び入手可能となった時点で外部への提供は中止すべきものと考えます。</p> <p>ご存知の通り予算が限られている公共図書館では、定価の高い学術系専門書はなかなか購入いただけないのが現状であり、ネットワークの発達で複数館間での書籍の貸し借りが容易になった昨今、益々その傾向は強まってきております。そのような状況下で、国会図書館がデジタルを使い他館への資料サービスをより充実させていけば、現在購入いただいている全国の数少ない読者が、購入もしていない地方公共図書館を利用することで、益々専門書が売れない状況を作り上げ、それこそ専門書出版社の死活問題に繋がることになりかねません。</p>	<p>社団法人 日本書籍出 版協会</p>

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-4 第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について

	意見	個人/団体
Ⅱ-4-3	<p>国会図書館において納本された後にデジタル化ができるような法的措置については、小委員会の中間整理に述べられている意見のとおりである。図書館が行う、資料保存目的の図書館資料のデジタル化複製は、当該資料の痛みがひどくない場合であっても、国会図書館が納本された資料について直ちにデジタル化複製できることを著作権法上明確にすべきである。文化の発展という著作権法の法目的に照らせば、先人の文化的所産を後世に伝えることは法目的にかなうところである。また、デジタル化により、将来的な二次的利用に供することができるだけでなく、過去の事実の証拠としても利用できるメリットがある。</p> <p>国会図書館でデジタル化された資料の利用については、著作権者、現状のコンテンツビジネス提供者との利害調整の観点から、利用できる場所を国会図書館や他の図書館に制限するといった慎重な対応が必要と思路する。しかし、利用を容易にするために、メタデータについては、インターネットから閲覧できるようにしていただきたい。</p> <p>もっとも、将来的には、デジタルデータを図書館利用者に提供できるようにする点についても検討されるべきである。確かに、当該資料において指摘されているように、従来の紙媒体と異なり、デジタルデータは複製の完成度の高さや容易さから、著作権者の利益を害する可能性の高いものである。しかし、現在でも31条1号により提供を受けた利用者がそれをスキャンすれば容易にデジタルデータは作成できるのであり、あえて有形物(紙媒体)に限定する意味は従来に比して相対的に低いと言える。例えば、一定期間経過後の著作物に限ることや、補償金制度を設けることにより、著作権者の利益の保護を図りつつ、利用者への図書館アーカイブを利用者へデジタルデータにより提供することも認められてよいのではないかと考える。</p>	日本弁理士会
Ⅱ-4-4	<p>この節に記載されている見解、意見等については概ね賛同する。これらの見解、意見等が最終的にとりまとめられる報告書に確実に盛り込まれることを要望するものである。</p> <p>ただ、国立国会図書館がデジタル化した資料の利用についての慎重な検討が必要との結論付けの理由として掲げられている、「ネットワークを通じたコンテンツの提供により在庫コストが軽減される結果、書籍の絶版という概念がなくなる可能性があるとの指摘」であるが、このような、書籍流通システムの抜本的変革を伴わない限り実現しないような事態の実現可能性は極めて低い。この指摘を含め、実現可能性が極めて低いと思われる仮定に引きずられた挙句、せっかくデジタル化した資料の円滑な利用が阻害されることのないよう、検討を進めていただくよう要望する。</p> <p>なお、「(3)国会図書館以外の図書館等での所蔵資料のデジタル化について」(44-45ページ)について、国立国会図書館以外の図書館等で所蔵資料をデジタル化することについては著作権法31条2号の解釈として「不可能でない」とする一方で、「関係者間の協議によって議論を続けることが必要である」としている。これだと著作権法31条2号で解釈することができるという結論なのか、関係者の協議で解釈を確定する必要があるという結論なのかが不明確である。著作権法31条2号の解釈として可能なのであるなら、そのように明確に記載すべきであって、関係者の協議に委ねるといふ誤解を生むことのないようにすべきであると考える。</p>	社団法人日本図書館協会
Ⅱ-4-5	<p>国立国会図書館における制度面でのデジタル化や媒体変換のための複製、運用面でのデジタル化された資料の利用に関しての法律上の明確化は関係者間で協議が必要とされている。</p> <p>次世代の土台としての法律上明確化ならば障害者関係の配慮を盛り込む必要があり、協議に障害者が参加する必要があると思う。</p>	社会福祉法人 日本盲人会 連合

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-4 第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について

	意見	個人/団体
Ⅱ-4-6	<p>著作物のアーカイブ化に際しては、アーカイブされる著作物本体についてはもちろんのこと、アーカイブの公開システムについても障害の有無にかかわらず、すべての人に対してアクセス可能なものとするべきである。</p> <p>例えばテレビ番組や映画等のアーカイブについては、聴覚障害者等向けの字幕・手話の付与、視覚障害者等向けの音声解説の付与がされるべきである。また書籍など印刷物については、画像ファイル形式のみでアーカイブ化するのではなく、OCR技術等でテキストデータ化したものも付与されるべきである。</p> <p>公的な非営利目的のアーカイブはもちろんのこと、営利目的のアーカイブであっても、このことが保障されるよう著作権法上の規定が作られるべきである。</p>	障害者放送協議会
Ⅱ-4-7	<p>本節は、関係者からのヒアリングによれば、コンテンツ提供者が自ら行うアーカイブ活動を実施するに当たっては、著作権等の権利処理が大きな障害になっているとの実態は、特に指摘されなかったとしている(39頁)。</p> <p>しかしながら、例えば、NHKが現在準備を進めているNHKオンデマンドについては、集中管理が進んでいない分野や契約ルールが確立されていない分野を中心に、権利処理が大きな負担となっていると、知財制度専門調査会第8回資料2「コンテンツの流通促進方策について」の4頁において明確に指摘されており、自由民主党政務調査会・知的財産戦略調査会デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会においても、一部の権利者が反対するという問題は非常に深刻であり、権利者団体に所属していない実演家等から同意が得られるか分からず、『ネット法』構想のような法制度がない現状では権利処理作業が非常に難航している旨の発言も存するところである。</p> <p>このことから明らかなように、過去著作物等小委員会における検討は、アーカイブ活動におけるデジタルコンテンツの活用という視点においても、立法事実の認識を誤っており、アーカイブ活動促進のための法制度整備のための検討として不十分なものであると言わざるを得ない。</p> <p>そして、上記の第2節に関する意見で取りあげた、<u>一定要件の下で権利者が二次利用に反対することができないとするような規定を設ける立法案(例えば当フォーラムの提案する『ネット法』構想)</u>は、<u>アーカイブ活動におけるデジタルコンテンツの活用にも資するものである。そのため、過去著作物等小委員会としては、かかる立法案の検討を、アーカイブ活動におけるデジタルコンテンツの活用のためのものとしても早急に行うべきである。</u></p>	デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム
Ⅱ-4-8	<p>この節に記載されている見解、意見等については概ね賛同する。これらの見解、意見等が最終的にとりまとめられる報告書に確実に盛り込まれることを要望するものである。</p> <p>ただ、国立国会図書館がデジタル化した資料の利用についての慎重な検討が必要との結論付けの理由として掲げられている。「ネットワークを通じたコンテンツの提供により在庫コストが軽減される結果、書籍の絶版という概念がなくなる可能性があるとの指摘」であるが、このような、書籍流通システムの抜本的変革を伴わない限り実現しないような事態の実現可能性はきわめて低い。この指摘を含め、実現可能性が極めて低いと思われる仮定に引きずられた挙句、せっかくデジタル化した資料の円滑な利用が阻害されることのないよう、検討を進めていただくよう要望する。</p> <p>なお、「(3)国会図書館以外の図書館等での所蔵資料のデジタル化について」(44-45ページ)について、国立国会図書館以外の図書館等で所蔵資料をデジタル化することについては著作権法31条2号の解釈として「不可能でない」とする一方で、「関係者間の協議によって議論を続けることが必要である」としている。これだと著作権法31条2号で解釈することができるという結論なのか、関係者の協議の解釈を確定する必要があるという結論なのかが不明確である。著作権法31条2号の解釈として可能なのであるなら、そのように明確に記載すべきであって、関係者の協議に委ねるという誤解を生むことのないようにすべきであると考えます。</p>	社団法人日本図書館協会

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-4 第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について

	意見	個人/団体
Ⅱ-4-9	<p>文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理(以下「本中間整理」といいます。)に関し、以下のとおり意見を申し述べます。</p> <p>1. 「(1) 国会図書館における所蔵資料のデジタル化について」(40-42頁) について 図書館における所蔵資料のデジタル化が著作権法31条2号により行うことができるかどうかについては以下の点を考慮いただくよう要望いたします。 (1) デジタル化された資料の複製は必要ないこと国会図書館には、DVDビデオ等のデジタル化された映像資料も納本の対象となっていますから、DVDビデオが納本されている作品の保存には、ベータビデオをデジタル化する必要性はありません。また、DVDビデオ等のすでにデジタル化された映像資料を館内で利用するためには、これをさらに複製する必要もありません。 したがって、著作権法31条2号でデジタル化できる映像資料は限定的であるべきです。本中間整理40頁から42頁の「(1) 国会図書館における所蔵資料のデジタル化について」において、「直ちにデジタル方式により複製できることを明確にすることが適当である。」とされている資料に映像資料は含まれないことを明記していただくことを要望いたします。</p> <p>2. 「(2) 国会図書館でのデジタル化された資料の利用について」(42-44頁)について (1) 「国会図書館内の利用について」(42-43頁)について 「本中間整理」では、国会図書館の東京本館、関西館、国際子ども図書館の間でのデータ送信は公衆送信に当たらないとしています。「国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則」3条では貸出しをしない資料が定められており、その中には映像資料も含まれています。映像資料が貸出しをしない資料とされているのは、映画の著作物には頒布権があり国立国会図書館は頒布権が制限される図書館ではないからだと思われます。原資料であっても他館に貸し出すことができない映像資料をストリーミング形式で他館に送信する必要性は無いと思われるので、映像資料の他館への送信は、例えば公衆送信に該当しないとしても、許容されるべきではないと思われます。 3館でデータ送信できる資料には、映像資料は含まない旨明記していただくことを要望いたします。</p> <p>(2) 「国会図書館以外での利用について」(43-44頁)について 映画の著作物には頒布権があります。「国立国会図書館資料利用規則」で、映像資料が貸出しをしない資料とされている(45条1項2号、19条1項)のは、そのためではないかと思われます。したがって、映像資料につきましては図書資料の相互貸借に代わる提供方法に関し著作権の制限をする必要は無いと思われます。 また、仮に著作権保護技術が用いられている映像資料をデジタルコピーして提供できるとすると、著作権保護技術を用いていることが無意味になりかねません。 したがって、映像資料については原資料の提供も、原資料をデジタル複製したものの提供もできないものと解すべきだと思われますので、その旨明記していただくよう要望いたします。</p> <p>3. 図書館と著作権制限について 図書館に関する著作権制限は、図書館が非営利事業として運営されていることを前提として設けられたものと思われます。ところが、昨今、図書館の運営を外部委託する指定管理者制度により運営されている図書館が現れているようです。 このような図書館は「営利を目的としない事業として」という31条柱書の要件を充足するかどうか疑義があります。特に営利企業を指定管理者としている図書館では、指定管理者は「営利を目的とした事業として」運営していると思われるので、31条2号に該当しないと解すべきです。</p> <p>4. 国会図書館以外の図書館等での所蔵資料のデジタル化について 再生機器が入手困難となった場合の媒体変換を著作権法31条2号で許容されるとするのは、著作権保護技術を用いて市場に供給している映像資料については、著作権保護技術を用いていることが無意味になってしまいかねません。 したがって、このような場合の取扱いについては、「本中間整理」45頁にも記されているように、著作権の制限によるのではなく関係者間の協議によって解決することが望ましいと思われます。</p>	<p>社団法人日本映像ソフト協会</p>

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-4 第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について

	意見	個人/団体
Ⅱ-4-10	<p>図書館の権利制限について、国立国会図書館における納本直後のデジタル化を法改正で認める方針とされていることに賛成する。しかし、国会図書館はあらゆる資料の保存という特殊な使命を帯びているのは確かにその通りであるが、他の図書館も、多かれ少なかれ資料の保存を目的としていることには変わりはなく、同時に、他の図書館についても、納本直後の資料のデジタル化を認めるようにすることを検討するべきである。デジタル化された資料の館内閲覧やコピーサービスのルール等について、関係者間で協議し、著作物の通常の利用を妨げず著作者の正当な利益を不当に害しない形にするならなおさらである。</p> <p>また、記録のための技術・媒体の急速な変化に伴う旧式化により、媒体の内容を再生するために必要な機器が市場で入手困難となり、事実上閲覧が不可能になってしまう事態が生じていることから、新しい媒体に移し替えて保存する必要があるという問題点について、このようなデジタル化が現行法上可能であることを早期に明確化するべきである。同時に、他にも、文化庁の異様に厳格な条文解釈によって、本来認められるべき公正な利用まで萎縮しているということがないかということを含め権利制限条項についてきちんと洗い直し、問題のある権利制限条項の解釈について同様の対応を検討するべきである。</p>	個人
Ⅱ-4-11	<p>●第2章第4節「次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について」(1)国会図書館における所蔵資料のデジタル化について(42ページ) 「著作権法上も国会図書館が納本された資料について直ちにデジタル方式により複製できることを明確にすることが適当である」という記載について、全面的に賛成する。本という媒体には一定の所蔵スペースが必要であることから、電子化することで所蔵スペースの圧縮に繋がる可能性が高いためである。また、電子化に伴うコスト低減のため、電子的媒体による法定納入の実施についても期待する。</p> <p>●第2章第4節「次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について」(4)おわりに (45ページ) 技術的保護手段やDRMの活用、とあるが、利用者に提供する資料については同意する。しかしながら、一部技術的保護手段においては、特定のベンダが提供する機能に依存する可能性があるため、出来るだけ中立的な保護手段の採用、あるいは閲覧目的と保存目的のデータを分離し、保存目的のデータにおいては、技術的保護手段を採用しない等の考慮が必要であると考えられる。</p> <p>また、本報告書では、アーカイブを行う主体として、国会図書館を始めとする図書館や博物館、放送事業者のみが想定されているが、例えば、インターネットにおいては、MicrosoftやGoogleといった企業やInternet Archiveのような非営利団体が積極的にデジタルデータのアーカイブを進めている。インターネットにおいては、個人の創作による大量の創作物が日々生み出されており、その保存、活用を図書館等の団体が行うのは予算等の面から考えても困難であると思われる。従って、「時代の文化の土台となるアーカイブ」を構築していくにあたり、企業や個人といった主体に対して、どのような取扱いを行うのか明確にしておく必要があると考える。</p>	個人
Ⅱ-4-12	<p>アーカイブは、利用にあたっての利便性のみが目的ではなく、それ自体が、大きな財産であり、芸術文化のインフラ整備として、欠かせないものであると考えます。個人や団体でも勿論努力すべきことではありますが、この整備は、国家プロジェクトとして、文化・外交の戦略の一つとして位置づけるべきものだろうと思います。データ化の重要性は勿論のことですが、書籍そのもの、また、文字ではない文化遺産に関しても、積極的に残し、世界中で利用可能とするための「窓口機能」を、様々な団体とそれを繋ぐネットワークで、構築すべきだと考えます。国からの予算も当然、必要です。「アーカイブそのものが、財産である」(そこから副次的に生まれる、経済効果も当然、考えるべきですが、それは、あくまで、二次的、三次的な副産物でしかない)という考えを基本として、日本が持っている文化を縦横無尽に利用できるアーカイブの設計を強く望みます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-4 第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について

	意見	個人/団体
Ⅱ-4-13	<p>「むしろ、インターネット等を通じて多くのものが情報を共有できるようにしようとの意図に基づいてなされた指摘であると思われる。」</p> <p>意図がどうであれ、大局的に見たとき「文化的所産を保存するという観点」は重要です。「アーカイブ」という言葉について、コンテンツを特定の場所に集約させる、というように受け取っている方がいるかも知れませんが、実際はその逆です。公私問わず様々な場所でコンテンツを共有することでコンテンツそのものが散逸しにくいシステムを作るという意味を捉えてください。コンテンツ自身は人間の利害とは関係なく多くの人の目に触れることを望んでいます。</p>	個人
Ⅱ-4-14	<p>アーカイブ活動の円滑化に関する整理の中で、「インターネット技術を活用して情報を共有する習慣が広まってきている中で、インターネット等を通じて多くの者が情報を共有できる環境を整備することが重要ではないか」としておりながら、そのアーカイブの主体を「コンテンツ事業者自ら」と「図書館等を代表例として」しか考えないのは何故か（以上の文章は中間整理概要より抜粋）。</p> <p>中間整理の中では「インターネット等を通じて各種のコンテンツに国民が容易にアクセスできる環境を整備することが重要との問題意識に照らした場合には、コンテンツ提供者が自ら構築するアーカイブであっても、図書館等のコンテンツ提供者以外の主体が行うアーカイブであっても、国民が容易にアクセスできるようになるとの面で同様の効果があり」（39ページ）とされているが、やはり重要な点が抜け落ちているように思える。</p> <p>インターネット技術の活用という点においては、コンテンツ事業者も図書館も他のネットワークサービス事業者も個人ユーザーも変わりなく、ある者が可能なアーカイブ手段は殆どの場合他者にも可能である。多くの者が関わるなか僅かなりソースでも持ち寄り、世界規模でそれを集積することで巨大な情報アーカイブを実現するというのがインターネットである。</p> <p>情報のほんの何力所かに集中するのではなく、もっと分散的に蓄積する手段を想定し、制度を考えるべきであろう。</p> <p>中間整理42ページから書かれている、国立国会図書館において「納本された書籍等を将来の保存のために直ちにデジタル化（複製）することが認められる」よう著作権法上明確にするとの方向性は支持する。</p> <p>その一方で、国立国会図書館でデジタル化された資料について「館内閲覧やコピーサービスのルールについて関係者間で協議が必要」「図書館間の相互貸借を円滑に行うための方策について関係者間の協議が必要」とあるが、これらの資料活用法に制限を加えてしまえばデジタル化した意味が減じられてしまうのではないか？</p> <p>最低限、現に絶版などの理由で入手不可能となっている資料のデジタル化されたものについては、館内閲覧・コピー提供・相互貸借を可能とするよう制度的に担保すべきである。またこの担保の際には、無償原則によって図書館が社会的インフラとしての役割を要求されていることも忘れてはならない。</p> <p>「記録技術や再生手段の変化に対応するための複製について、著作権法第31条第2号の解釈により可能であることを明確にする」とのことであるが、これが規定で明確にすることではなく解釈によることとした理由をもう少し明らかにすべきではないか。</p> <p>これまで図書館が著作権法の権利制限規定を厳格に解釈しそれを遵守してきた過去を踏まえて、図書館側から改正要望が出されていた項目である。このことは、図書館側としては規定を加えた方がより対処しやすいものとも考えられるが、規定を加えることで何か副作用を生じるのだろうか？</p> <p>（以上、文言自体は中間整理概要より抜粋した。）</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-4 第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について

	意見	個人/団体
Ⅱ-4-15	<p>(2)第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について(38～48ページ)</p> <p>基本的に、コンテンツ提供者自らがアーカイブを行うことは、ある意味で好ましいといえるが、残念ながらそれに頼るべきではないことは明白である。コンテンツ提供者の多くは営利企業であり、営利企業は基本的に企業自体の利益を最大化することが目的である。利益を損なってまでもアーカイブを行う事は期待できるものではない。出版事業などは多くが中小の企業であり、その著作物の扱いは(大手ですら)目もあてられないというケースが多い。したがって公的アーカイブは非常に重要となる。</p> <p>「3 コンテンツ提供者以外が行うアーカイブ活動の円滑化」40ページについて述べる。 先に述べたように、公的アーカイブは非常に重要となる。中間整理では「納本された資料について直ちにデジタル方式により複製することを明確にすることが適当である」(42ページ)とされているが、それはまったく妥当であると考ええる。</p> <p>また同ページ「ネットワークを通じたコンテンツの提供により在庫コストが軽減される結果、書籍の絶版という概念がなくなる可能性があるとの指摘」とされているが、これは書籍の提供者が営利企業であり、未来永劫存続するものではないということを考えてあまり妥当ではないと考える。</p> <p>また、「例えば技術的保護手段やDRM の活用、簡便な契約方式の開発、補償措置を考慮した権利制限の導入、出版ビジネスと競合しない仕組みを取り入れることにより、図書館資料が適切かつ円滑に利用できるよう、引き続き関係者の間で様々な方策を検討することが必要である」(45ページ)とされているが、国会図書館で一次アーカイブされる資料はDRMを解除したものが必須であると考ええる。最終的に使用者に提供されるものも、可能な限りDRMをかけるべきではない。DRMは場合によって、その使用の価値を著しく減じるものであり、むしろ公的アーカイブにはDRMをかけるのではなく、提供範囲などをきちんと検討することで対処し、より著作物についての利用を促進することこそが著作権法の意義である、「文化の発展への寄与」を行うことができるのではないだろうか。</p> <p>また、今回の中間報告にはないが、文化を残すという観点からすると、個人がアーカイブする著作物、というのが文化の保存という観点からは非常に重要であることを明記するべきであると考ええる。広告、個人の簡易的な出版物、そのほか零細な著作物は往々にして公的アーカイブには残されないことが多く、たとえば「明治時代のマッチの空き箱」などが現在において重要な当時の資料となっている事を考えるならば、個人がアーカイブを行うという行為それ自体が重要な文化的資料の保存に資していると考えられるべきである。現在の著作物がDRMなどによって保存が非常に難しくなっていることを考えると、公表から一定の期間を超えた著作物の、個人によるDRMの解除とデジタル化によるアーカイブなどを法的に担保することは必要ではないかと考える。これらについても検討を求めていきたい。</p>	個人
Ⅱ-4-16	<p>アーカイブ活動の円滑化に関する整理の中で、「インターネット技術を活用して情報を共有する習慣が広まってきている中で、インターネット等を通じて多くの者が情報を共有できる環境を整備することが重要ではないか」としておりながら、そのアーカイブの主体を「コンテンツ事業者自ら」と「図書館等を代表例として」しか考えないのは何故か(以上の文章は中間整理概要より抜粋)。</p> <p>中間整理の中では「インターネット等を通じて各種のコンテンツに国民が容易にアクセスできる環境を整備することが重要との問題意識に照らした場合には、コンテンツ提供者が自ら構築するアーカイブであっても、図書館等のコンテンツ提供者以外の主体が行うアーカイブであっても、国民が容易にアクセスできるようになるとの面で同様の効果があり」(39ページ)とされているが、やはり重要な点が抜け落ちているように思える。</p> <p>インターネット技術の活用という点においては、コンテンツ事業者も図書館も他のネットサービス事業者も個人ユーザーも変わりなく、ある者が可能なアーカイブ手段は殆どの場合 他者にも可能である。多くの者が関わるなか僅かなリソースでも持ち寄り、世界規模でそれを集積することで巨大な情報アーカイブを実現するというのがインターネットである。</p> <p>情報をほんの何力所に集中するのではなく、もっと分散的に蓄積する手段を想定し、制度を考えるべきであろう。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-4 第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について

	意見	個人/団体
	<p>中間整理42ページから書かれている、国立国会図書館において「納本された書籍等を将来の保存のために直ちにデジタル化(複製)することが認められる」よう著作権法上明確にするとの方性は支持する。</p> <p>その一方で、国立国会図書館でデジタル化された資料について「館内閲覧やコピーサービスのルールについて関係者間で協議が必要」「図書館間の相互貸借を円滑に行うための方策について関係者間で協議が必要」とあるが、これらの資料活用法に制限を加えてしまえばデジタル化した意味が減じられてしまうのではないかと。</p> <p>最低限、現に絶版などの理由で入手不可能となっている資料のデジタル化されたものについては、館内閲覧・コピー提供・相互貸借を可能とするよう制度的に担保すべきである。またこの担保の際には、無償原則によって図書館が社会的インフラとしての役割を要求されていることも忘れてはならない。</p> <p>「記録技術や再生手段の変化に対応するための複製について、著作権法第31条第2号の解釈により可能であることを明確にする」とのことであるが、これが規定で明確にすることではなく解釈によることとした理由をもう少し明らかにすべきではないか。</p> <p>これまで図書館が著作権法の権利制限規定を厳格に解釈しそれを遵守してきた過去を踏まえて、図書館側から改正要望が出されていた項目である。このことは、図書館側としては規定を加えた方がより対処しやすいものとも考えられるが、規定を加えることで何か副作用を生じるのだろうか？</p> <p>(以上、文言自体は中間整理概要より抜粋した。)</p>	
Ⅱ-4-17	<p>アーカイブ、つまり保存行為が著作権によって制限されるという主旨が私には理解できません。著作物に著作権上の利害が発生するのはそれが利用(閲覧、上演、放映、購読、複製等)された段階であり、保存行為自体が著作権者に与える損害はないと考えます。また、保存行為が複製ではないかという主張は過激だと考えます。「複製」とはある著作物を利用したいという明確な意思の元に行われる行為ではありますが、本筋で語られるアーカイブ、保存行為はしかし著作物の利用と明確に繋がってはいません。アーカイブというものの性質上少しでも多くの著作物を保存することになりましようが、保存した著作物が必ず利用されるとは限らず、アーカイブを構築する段階ではどの著作物が利用されるか特定することもできないからです。</p> <p>以上の論により、アーカイブのために著作物を保存する場合においては著作権法による制限の範囲外とすべきだと考えます。</p> <p>また以上の論により、アーカイブを構築するための行為と構築したアーカイブを利用する行為は切り離して考えるべきだと主張します(アーカイブを利用する時点では著作権者に対し権利処理をする必要があるからです)。</p> <p>同時に、アーカイブの確度を上げるためには冗長化する必要がありますが、そのためには同一のアーカイブを複数の場所に確保せねばなりません。しかし現在の著作権の運用ですと「冗長化のために著作物のコピーを用意する」行為が複製行為であるとして制限されかねません。アーカイブを確実にするため、著作物を複数保存する行為は著作権法による制限の範囲外とする必要があると思われます。</p>	個人
Ⅱ-4-18	<p>アーカイブは著作物の同一性が検証できるように著作物をフル収録した物が必要だと考えます。しかし、インターネットのコンテンツも今後、重要なコンテンツとなることを考えると毎日のインターネットをすべてアーカイブする必要がありますが、実質的なバックアップ要領として考えるととても可能だとは思えません。このため、おそらく、これは保護コンテンツであると宣言した上で取得することになるのでしょうか、その時点で著作権の対象となる著作物が2種類できてしまうこととなります。</p> <p>以上のように考えると、デジタル時代のアーカイブはこれまでの前インターネット時代の著作権とその取引習慣とは違ったものを用意する必要があると思われます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-4 第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について

	意見	個人/団体
Ⅱ-4-19	<p>●第2章第4節「次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について」(1)国会図書館における所蔵資料のデジタル化について(42ページ) 「著作権法上も国会図書館が納本された資料について直ちにデジタル方式により複製できることを明確にすることが適当である」という記載について、全面的に賛成する。本という媒体には一定の所蔵スペースが必要であることから、電子化することで所蔵スペースの圧縮に繋がる可能性が高いためである。また、電子化に伴うコスト低減のため、電子的媒体による法定納入の実施についても期待する。</p> <p>●第2章第4節「次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について」(4)おわりに (45ページ) 技術的保護手段やDRMの活用、とあるが、利用者に提供する資料については同意する。しかしながら、一部技術的保護手段においては、特定のベンダが提供する機能に依存する可能性があるため、出来るだけ中立的な保護手段の採用、あるいは閲覧目的と保存目的のデータを分離し、保存目的のデータにおいては、技術的保護手段を採用しない等の考慮が必要であると考えられる。 また、本報告書では、アーカイブを行う主体として、国会図書館を始めとする図書館や博物館、放送事業者のみが想定されているが、例えば、インターネットにおいては、MicrosoftやGoogleといった企業やInternet Archiveのような非営利団体が積極的にデジタルデータのアーカイブを進めている。インターネットにおいては、個人の創作による大量の創作物が日々生み出されており、その保存、活用を図書館等の団体が行うのは予算等の面から考えても困難であると思われる。従って、「時代の文化の土台となるアーカイブ」を構築していくにあたり、企業や個人といった主体に対して、どのような取扱いを行うのか明確にしておく必要があると考える。</p>	個人
Ⅱ-4-20	<p>「コンテンツ提供者以外が行うアーカイブ活動」としては、国立国会図書館のアーカイブ活動を中心に行っているが、アーカイブ活動を行っているのは国立国会図書館だけではない。 例えば、2008年10月25日付の朝日新聞の記事で、「記録映画保存センター」の活動が紹介されているが、このような民間や研究者によるアーカイブ活動も活発に行われている。しかし国立国会図書館や公共図書館とは違って権利制限の対象にならないため、失われてしまう著作物が多く存在する。これら民間のアーカイブ活動を円滑化するための検討も行うべきだ。</p> <p>asahi.com(朝日新聞社):記録映画フィルム、保存に力 研究者らセンター設立—映画—映画・音楽・芸能 http://www.asahi.com/showbiz/movie/TKY200810250086.html</p>	個人
Ⅱ-4-21	<p>まずP. 40欄外にある、「図書館等」の規定について 著作権法の「図書館等」に該当しない専門図書館でも一般公開し、そこにしかない資料を無料で閲覧に供して非営利の施設少なくともありません。 そこでの、利用者(研究・学術利用等)の複写はもちろん、保存のための複写すら出来ないのは、文化的利用を阻害していると思えません。実際、利用者からの苦情も絶えません。 これは、他の企業設立の館も同様です。 もっと実態にあわせ、範囲を広くすべきではないでしょうか。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-4 第2章第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について

	意見	個人/団体
	<p>p.44 (3)国会図書館以外の図書館等での所蔵資料のデジタル化についても、同様に、専門図書館も考慮すべきだと思います。</p> <p>また、戦中・戦後の紙の状態の悪い時期の専門雑誌などは脆く、このまま閲覧に供していたら、近い将来、その資料は崩壊してしまいます。</p> <p>また、業界雑誌などの場合、研究には有益でも、記事により著作者(権利者)の消息が不明なことが多く、コピーもとれず、また保護期間が消滅するまで、紙が持つかどうか、というケースもあり、貴重な資料が失われてゆくのを手をこまねいてみるのでしょうか。</p> <p>「図書館等」で所蔵していればともかく、所蔵していない資料は、研究者がせっかく見つけてもそれ以上活かさないことになります。(リサーチライブラリーは通常貸出はしません。)</p> <p>フェアユース法の行方次第かもしれませんが、資料の保存・利用についてもデジタル化を含め、すべて税金を投入するのではなく、資料を所蔵している民間の力をも活用すべき、と思います。そのためには、現行の著作権法は資料の死蔵にしかつながりません。</p>	

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅱ-5 第2章第5節 その他の課題

	意見	個人/団体名
Ⅱ-5-1	○保護期間の在り方に関連する事について 以前から利用面で生じている問題に対し、保護期間延長を機に公正な利用の確保をするべきとある。障害者福祉目的の権利制限に関する検討内容が分かりにくいのでもう少し詳細に明記してほしい。	社会福祉法人 日本盲人会 連合
Ⅱ-5-2	●第2章 過去の著作物等の利用の円滑化方策について 第5節 その他の課題 1 意思表示システムの在り方について (49ページ) 自由利用マーク等の意思表示システムは、現状では実効性のあるものとはなっていない。国や地方公共団体、独立行政法人等の出版物やウェブサイト等がまず率先し、このような意思表示システムを活用し広めることで、一般にも周知徹底されるべきである。そのための著作権法上の意思表示システムについての規定が作られるべきである。	障害者放送 協議会
Ⅱ-5-3	●第2章第5節「その他の課題」「1 意思表示システムの在り方について」 意思表示システムにおいては、様々な要求に合わせて多数の仕組みが提供されており、また、今後も異なる要求に応じて、新たな仕組みが提供されることが期待されるため、法的解決ではなく、民間の取り組みにまかせることに賛成する。ただし、著作権が消失した著作物等に対しては、意思表示システムをどのように適用し、どのように管理していくべきかについては、法定な解決が必要だと考えられる。	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ 第3章 保護機関の在り方について

	意見	個人/団体名
Ⅲ-1	<p>本章に関しては、利用者と権利者が対立している現状があり、当会でも多数意見を見い出せる状態ではないことから、意見を述べる段階ではないと考える。</p>	日本弁理士会
Ⅲ-2	<p>出版社には権利者の立場と利用者の立場の両方があり、当協会としては、70年への延長、50年据え置き、どちらとも判断が困難な立場であります。</p> <p>実際に著作権の保護期間として何年が適当かは、その時代における著作物の利用状況、著作権継承者が受ける利益の妥当性、保護期間を経過した著作物の利用によって国民が受ける公的利益の期待等を勘案し、各国の国情に照らして判断すべき問題であります。</p> <p>ネットワーク化が進展し、国際的に著作物の相互利用が盛んとなっていく趨勢において、国際的なハーモナイゼーションが重要であります。現状では、条約が要求するよりはるかに長い保護を直ちに認める必要があるかどうかは、慎重に議論を行うべきであると考えます。</p> <p>また、わが国は、世界でも少数の戦時加算の義務を負っており、通常の保護期間より長い期間の保護を必要とする海外の著作物も少なくありません。保護期間延長を行う場合には、少なくとも、戦時加算制度の廃止または戦時加算対象著作物の消滅後とすることが適当であると考えます。</p> <p>また、70年に延長するとしても、著作権者不明の場合の裁定制度の改善や、権利者情報データベースの構築等、利用の円滑化のための方策が十分に措置されることを強く望みます</p>	社団法人 日本書籍出版協会
Ⅲ-3	<p>社団法人日本文藝家協会は平成9年6月5日に文化庁に著作権の保護期間延長のため法改正を求める要望書を提出しました。その後、11年を経過いたしましたが、映画の著作物の保護期間が平成15年の法改正により公表後70年に延長された以外は全く進展がありません。</p> <p>平成19年6月1日のCISAC総会では、戦後60年以上を経ても日本に課せられている著作権上のきわめて不当な扱いである戦時加算については、「1. CISACは、加盟団体が会員に対し戦時加算の権利を行使しないよう働きかけることを要請する。2. 行使しないこととする時期については、日本の著作権保護期間が著作者の生存中及び死後70年までに延長される時期を基準に、当該加盟団体の判断に委ねる」ということが可決されました。</p> <p>先進国のほとんどの国で保護期間が70年という状況のなか、日本だけが50年ということでは戦時加算という不当な扱いもそのまま続くということになります。現在の著作権保護期間をめぐる世界的な傾向との整合性の確立なくしては、コンテンツの国際的な流通も共同制作も成立しません。日本文藝家協会はあらためて著作権の保護期間70年を要望いたします。</p>	社団法人 日本文藝家協会

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ 第3章 保護機関の在り方について

	意見	個人/団体名
Ⅲ-4	<p>(1) 主旨 保護期間延長はあくまでも文化の問題ですので、経済の面から議論をする場合には、常に文化とのつながりを念頭に置かなければなりません。経済面の議論に終始すると問題の本質を見失います。</p> <p>(2) 理由 優れた著作物は、時代を超えて国民に愛され、誇りとされる文化資産であり、その文化的価値は、たとえ千年たっても変わるものではありません。紫式部やシェークスピアのような著作者は、その母国のみならず世界の文化資産にとっての恩人であるといっても過言ではなく、多くの人々から敬愛されています。</p> <p>しかし、昨今、保護期間の延長に反対する議論を見ると、許諾を得るのに手間がかかるとか、著作者の子孫がこれ以上利益を享受するのは不当であるとか、二次的著作物の創作に不都合であるとか、はなはだ身勝手なものが多く、地下に眠る恩人に対して敬意を欠いているといわざるを得ません。</p> <p>確かに、時代を超えて人々に愛される著作物は、全体からすれば極めて少ないかもしれませんが、少ないからこそ、その文化的価値は大切にしなければなりませんし、新たな名作を生み出すサイクルを活性化することが重要なのです。この点を意識しない経済論は問題の本質を逸らすものであるというほかありません。</p>	<p>社団法人 日本音楽著作権協会</p>
Ⅲ-5	<p>当協会といたしましては、2007年5月に本小委員会において意見発表いたしました際に主張したとおり、当協会会員社にアンケートを行ったところ、権利者の立場であると同時に利用者としての立場でもあり、拙速に回答できない等の理由により立場を保留する会員社が多かったことから、著作権の保護期間を延長するか否かの判断に関しましては保留いたします。</p>	<p>社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会</p>
Ⅲ-6	<p>ひ孫の孫くらいのことまで考えて創作をしている人間がいるとも思われず、文化の多様化のためにはこれ以上の延長はほとんど何の役にも経たず、経済的にも、著作者の死後50年を経たなお権利処理コストを上回る財産的価値を保っている極めて稀な著作物のために、このコストを下回るほとんど全ての著作物の利用を阻害することは全く妥当でない。</p> <p>また、実演家の著作隣接権の保護期間延長についても、今のところ賛成する理由は何一つない。</p> <p>レコード屋と放送局という流通業者の著作隣接権の保護期間の延長は論外である。レコード会社や放送局の著作隣接権は、彼らが強い政治力を持っていたことから無理矢理ねじ込まれた権利に過ぎず、その目的は流通コストへの投資を促すことのみであったものであるが、インターネットという流通コストの極めて低い流通チャネルがある今、独占権というインセンティブで流通業者に投資を促さねばならない文化上の理由はほぼ無くなっているのである。</p> <p>著作権の保護期間の延長について私は完全に反対する。文化庁と権利者団体を除けばほぼ否定的な結論が出そろっているこの問題について、検討が先延ばしにされたこと自体残念であり、最終報告書においては、この問題についてこれ以上検討する必要はないとするべきである。</p>	<p>個人</p>

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ 第3章 保護機関の在り方について

	意見	個人/団体名
Ⅲ-7	<p>これに関しては賛成する理由が全く見当たらない。 未だにリスペクトだとか敬意だとかインセンティブだとかいったことを十年一日のごとく繰り返している委員を委員会に参加させ続けていることに失望すら覚える。 最近では、主要国(といってもアメリカとEUだが)と歩調を合わせるべきだという理由が主張の根幹にあるようだが、それならば、70年に保護期間を延長した暁には、我が国はそれより保護期間の短い他国に保護期間の延長を求めていくのだろうか？ アメリカのように？ そこまでのビジョンで、知財の国際的な経済圏を作っていこうというビジョンを持っているなら、また経済的な観点から賛成する者も出てくるだろう。が、今の段階になってもまだ敬意の問題としてしか保護期間延長について語らないものが委員として参加している現状では、そのようなことは誰も期待していない。 保護期間を延長したいというのなら、はっきりと示してほしい。それは、どのような見返りが国益として還元されるのか？ それを示すことができないのでは、国民の同意を得ることなど不可能であることを、各委員は認識すべきであろう。</p>	個人
Ⅲ-8	<p>著作権および著作隣接権の保護期間を延長する事に反対します。</p> <p>これまで、技術は様々な形で創作の敷居を下げてきましたし、今後それは更に加速すると考えられます。いわゆる一億総クリエイター状態へ現状はどんどん近付いています。誰もがデジタル技術を用いて創作物を作り、発信する立場となった時、保護期間の延長はプロや従来からいたクリエイターを過剰に保護する一方、数ではそれを遥かに上回る「一般の」クリエイターに大きな不利益を与えます。元々過去のクリエイターについても、ディズニーの白雪姫や宮沢賢治などではありえなかった銀河鉄道999など、保護期間の切れた過去の創作物を引用したりインスピレーションを得たりして二次創作として作られた物は数えきれません。そうやって過去の創作物の肩に立って創作をしておきながら、自分が保護の切れる番になったら嫌だから伸ばせというのは、あまりにも自分勝手な考えと言わざるを得ません。自分が登ってきた梯子を上に乗った途端に落としてしまえば、それこそ未来のプロのクリエイターの育成が阻害され、産業育成の正反対の結果にしかありません。</p> <p>データの観点からも、産業育成という観点から延長すべきではないという結論が民間の調査により出てしていると聞いています。この問題は利用者側と権利者側の間で依然として平行線を辿り続けており、まだ合意が得られていません。行動に出るのはせめて何らかの合意や妥協が得られてからでないと危険すぎます。合意の無い状態でありながら保護期間の延長に踏み切ってしまうのは現在の権利者側に偏り過ぎに思えます。いわゆる現在使われている意味での「権利者」「クリエイター」は、今後の創作・共有技術の更なる大衆化により、圧倒的少数側になるのは明らかです。いわゆる生活のかかった生きるか死ぬかの創作も形としてはありますが、それよりも日常の中で軽く創り、軽く共有し、軽く楽しむ、そしてもしかしたら軽く利益を得る、という創作のかたちがメインストリームになりつつあります(現在では、携帯小説における読む側と書く側の垣根の無さなどに見られるように。)その中で旧来型の創作におもねって保護期間を延長してしまうのは、せっかく日本に生まれ出した(前述の携帯小説等においては、文字通り全世界に先駆けて生まれ出した!)新しい創作の形を阻害してしまう事になるため、保護期間の延長には反対します。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ 第3章 保護機関の在り方について

	意見	個人/団体名
Ⅲ-9	<p>保護期間を現在以上に延長することは、その結果が仮に原則死後70年より短かったとしても、反対である。根本的に、こうした保護期間延長によって“利益”を得たり、「権利が切れて困る」と主張しているのはその著作物を作った原作者ではなく、その継承者である。それが判りきっているのに保護期間を延長するとすれば、もはや著作者のための制度設計とは呼べない。既に亡くなっている著作者への“利益”ではなく、いま生きていて現に創作活動を行なっている者たちへの支援を考えるべきである（そして、その方策は決して保護期間の延長ではない）。改めて指摘するまでもなく、著作権法とは著作者およびその関係者の生活保護を目的とした法律ではなく、あくまでも文化の発展に資することを第一の目的に掲げているのだから。</p> <p>権利継承者にとってみても、これまでの保護の水準を前提にビジネスを組み立てていたところである。手持ちの権利の期間を延長するということは、労せずして収益増の機会を得ることだけでなく、新たな創作を進めることで利益を得ようとするインセンティブを減じることにもなりかねない。</p> <p>また、保護期間延長によって生じる問題をもっと重く見るべきである。____権利者の所在が不明になり著作物利用許諾が困難になる、多くの権利者が関わることで利用許諾が出されにくくなる、ボランティアベースで進められているアーカイブのプロジェクトが進められなくなる、すでに文化に溶け込んだ表現を過度に保護し次世代の創作を縛る等。</p> <p>これらは無論、保護期間が満了していない時期からすでに問題となっているものであり、保護期間延長の議論とは別に対処されるべきでもある。しかし保護期間が延長されれば、これらのデメリットが増幅されるのは明らかである。著作権（あるいは著作隣接権）が基本的に「禁止権」として設定されている以上、他人の行動への影響を強く与えるものだという意識が制度設計において必要である。</p> <p>仮にこうしたデメリットの解消を約束して保護期間延長の合意を取り付けようとしたとしても、その延長の前に、対処の有効策を実現しなければ説得力は生まれない。延長の議論は、本来その解消の後に行なわれるべきであった。</p> <p>現時点では、保護期間延長の議論を行なうこと自体、時期尚早と言わざるを得ない。</p> <p>保護期間延長の「メリット」については、延長を要望する側が説得的に材料を提示すべきところ、それができなかったということが言える。</p> <p>「二者択一の形で議論するだけでなく、両方のメリットを受けられる方法なども含めて検討を進めるべき」とまとめているが、これは「メリットを受けられる、少数であるが価値の高い著作物」に限って延長するという方策でも実現しない限り無理である。しかし延長要望側の意見としては、これから何十年経った後に急に「価値の高い著作物」と認められことも想定しており、こうした選択的な保護期間延長を受け入れられるかは疑問である（以上、文言は中間整理概要から抜粋）。</p> <p>このまとめはもはやレトリックに過ぎないものであって、実質的な意味は無いものではないか。</p> <p>保護期間が延長されても問題があまり生じない著作権制度という観点での提案は果たしてあったのだろうか？ そうした著作権制度を論じ、その実現に目処が立たない限り、この議論が延長容認でまとまることは無いだろう。</p>	個人
Ⅲ-10	<p>そもそも著作者の利益を守るのであれば、生きていけるうちの収入レベル、生活保障をより手厚くすることを検討するべきである。著作物の財産としての特殊性は認めるが、だからといってその本人が死亡してから永劫に近い期間著作権を認めるとするのは、その著作物をベースとした新しい著作物が生まれる可能性を完全にスポイルするものであり、現状の保護期間ですらかなり「長すぎる」ものであると考えられる。</p> <p>むしろ、著作物の保護期間を法人と同等にし、自然人も含め著作してから50年へ短縮する方が文化の発展には寄与するのではないだろうか。ごく一部の著作者のために保護期間の強化を行うことには強く反対する。もしくは、単純コピーのみを保護し、著作物の二次利用は一定の短期間が過ぎたら可能にする、などの文化発展への寄与を考えた仕組みを検討される事が望ましい。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ 第3章 保護機関の在り方について

	意見	個人/団体名
Ⅲ-11	<p>50年も価値の続くコンテンツが無いとは言えないが、ほとんど一握りのコンテンツであり、それ以外のコンテンツは実質「死蔵」されているような状態で保護期間を延長すると、著作物の円滑な利用が阻害されるのではないかと考える。完全にゼロから制作したコンテンツなど皆無に等しく、何らかの過去のコンテンツからアイデア等を貰い、新しいコンテンツが作成されるのが現実なので、むしろ保護期間を延長したことによる弊害の方が多いのではないかと考える。</p> <p>また、国際的な協調が理由として挙げられているが、先日、欧州は95年にまで保護期間を延長する案を提案した。実演家の権利なので、ここで問題として挙げられているものとは若干ずれるが、この期間が今後、さまざまな隣接権に波及し、国際的に波及した際も、今度は95年間に延期するのだろうか？ 条約や国際協調以上に、まず日本国民の利益を最優先に考えることこそが基本的なことだと考える。国際協調などよりもまず、条約の枠内で日本の実情を考え、あくまで日本の社会に合った形の保護期間を設定することが重要だと考える。</p> <p>また、アニメなどのコンテンツは、その多くが日本製のものである。むしろそのようなものは、海外にあわせる必要など全く無いから、この点からも保護期間の延長理由に国際協調を挙げるのは、理由としては弱いのではと考えるものである。</p>	個人
Ⅲ-12	<p>70年は長すぎる。欧米追随は正しくないのではないかと考える。この種(欧米を参照するという形)の問題で、いつも思ってしまうのは、日本はアジアなのか欧米なのかという問題である。日本は、敗戦後、欧米のまねをしてここまで来たのではないかと考える。まねできないという事にも通じる。でもそれは卑屈なことなのか。まね=盗むという語感が悪いだけじゃないのか。まねはいけないのか。主に科学の分野より、文芸など芸術の分野が問題になるのだろうか。科学の分野は遺伝子情報を初めとして膨大な英知はすぐに無料で公開されて人類発展に寄与される。もちろん特許という形のプライオリティーはあるが、著作権と混同してはいけない。</p> <p>文芸などは、歌もそうだが、Aという人が書き、出版すれば、内容はどうあれ著作権が生ずる。誤解を恐れずに言えば、科学に比してあまりにも簡単に著作権は手に入る。それは50年くらいでいいのではないかと、という議論はないのでしょうか。そんなに独創的なものであふれているという状況には到底ない。ネット社会になって、ますますそう思う。いらぬというのではなく、50年くらいで妥当なのではないかと、どうでしょうか？ 50年でとどまることで、アジアの力が今後強まるとお考えになっては、単なる意見ですが、70年というのに特別な根拠はなく、欧米の自我の問題だけだと思ふ。西欧的自我はいつもそうではないかと、個人崇拜というか。個人が作った作品には敬意を払うが、50年でいいのではないかと。そう思いませんか。また、欧米との調和を取って70年にするのでしょうか。これは富の分配でもあるのですから、欧米の上澄みの層は歓迎でしょう。黙っていてもお金が入ってくる仕組みでもあるのですから。そろそろ、そんな金の分配の仕方はおやめになったほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>どうしても著作権自体を純粋に守りたいなら、つまりお金のことを抜きにするなら、年数は関係がないはず。この方が純粋です。何年たってもその人が作った作品は尊重されるべきです。その際、50年経ったら、以降は引用という形で、だれだれのものを使用しましたとの報告を義務にすればいいかとすれば問題ないのでは。そして違反したら、罰則を強化すればいいだけです。お金が絡むから、このような年数の問題になっているわけですから。ぜひもう色々検討してことが進んだからとおっしゃらずに、身軽に検討しなおす姿勢が役所にも必要ではないのでしょうか。昨今の状況を見ても、アジアの方がどちらかというともたもたと思っているから意見を申しました。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ 第3章 保護機関の在り方について

	意見	個人/団体名
Ⅲ-13	<p>保護期間を現在以上に延長することは、その結果が仮に原則死後70年より短かったとしても、反対である。根本的に、こうした保護期間延長によって“利益”を得たり、「権利が切れて困る」と主張しているのはその著作物を作った原作者ではなく、その承継者である。それが判りきっているのに保護期間を延長するとすれば、もはや著作者のための制度設計とは呼べない。既に亡くなっている著作者への“利益”ではなく、いま生きていて現に創作活動を行なっている者たちへの支援を考えるべきである(そして、その方策は決して保護期間の延長ではない)。</p> <p>権利承継者にとってみても、これまでの保護の水準を前提にビジネスを組み立てていたところである。手持ちの権利の期間を延長するということは、労せずして収益増の機会を得るということだけでなく、新たな創作を進めることで利益を得ようとするインセンティブを減じることにもなりかねない。</p> <p>また、保護期間延長によって生じる問題をもっと重く見るべきである。——権利者の所在が不明になり著作物利用許諾が困難になる、多くの権利者が関わることで利用許諾が出されにくくなる、ボランティアベースで進められているアーカイブのプロジェクトが進められなくなる、すでに文化に溶け込んだ表現を過度に保護し次世代の創作を縛る等。</p> <p>これらは無論、保護期間が満了していない時期からすでに問題となっているものであり、保護期間延長の議論とは別に対処されるべきものでもある。しかし保護期間が延長されれば、これらのデメリットが増幅されるのは明らかである。著作権(あるいは著作隣接権)が基本的に「禁止権」として設定されている以上、他人の行動への影響を強く与えるものだという意識が制度設計において必要である。</p> <p>仮にこうしたデメリットの解消を約束して保護期間延長の合意を取り付けようとしたとしても、その延長の前に、対処の有効策を実現しなければ説得力は生まれない。延長の議論は、本来その解消の後に為されるべきであった。</p> <p>現時点では、保護期間延長の議論を行なうこと自体、時期尚早と言わざるを得ない。</p>	個人
Ⅲ-14	<p>保護期間延長の「メリット」については、延長を要望する側が説得的に材料を提示すべきところ、それができなかったと言える。</p> <p>「二者択一の形で議論するだけでなく、両方のメリットを受けられる方法なども含めて検討を進めるべき」とまとめているが、これは「メリットを受けられる、少数であるが価値の高い著作物」に限って延長するという方策でも実現しない限り無理である。しかし、延長要望側の意見としては、これから何十年経った後に急に「価値の高い著作物」と認められることも想定しており、こうした選択的な保護期間延長を受け入れられるかは疑問である(以上、文言は中間整理概要から抜粋)。</p> <p>このまとめはもはやレトリックに過ぎないものであって、実質的な意味は無いのではないか。</p> <p>保護期間が延長されても問題があまり生じない著作権制度という観点での提案は果たしてあったのだろうか? そうした著作権制度を論じ、その実現に目処が立たない限り、この議論が延長容認でまとまることは無いだろう。</p>	個人
Ⅲ-15	<p>ひ孫の孫くらいのことまで考えて創作をしている人間がいるとも思われず、文化の多様化のためにはこれ以上の延長はほとんど何の役にも立たず、経済的にも、著作者の死後50年を経てなお権利処理コストを上回る財産的価値を保っている極めて稀な著作物のために、このコストを下回るほとんど全ての著作物の利用を阻害することは全く妥当でない。</p> <p>また、実演家の著作隣接権の保護期間延長についても、今のところ賛成する理由は何一つない。</p> <p>レコード屋と放送局という流通業者の著作隣接権の保護期間の延長は論外である。レコード会社や放送局の著作隣接権は、彼らが強い政治力を持っていたことから無理矢理ねじ込まれた権利に過ぎず、その目的は流通コストへの投資を促すことのみであったものであるが、インターネットという流通コストの極めて低い流通チャネルがある今、独占権というインセンティブで流通業者に投資を促さねばならない文化上の理由はほぼ無くなっているのである。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ 第3章 保護機関の在り方について

	意見	個人/団体名
Ⅲ-16	<p>著作権の保護期間については、少なくとも著作者に限れば死後70年に延長すべき。著作権に限らずさまざまな分野で国際協調が叫ばれているなかで、またインターネットがこれほど発展し作品が瞬時に国境を越える状況では、保護期間という基本的なルールの部分は欧米諸国にあわせたほうがよい。</p> <p>いみじくも知財立国を標榜したからには、最低限同じルールの中で競うべきだと思う。</p>	個人
Ⅲ-17	<p>私は、著作権・著作隣接権の保護期間を延長することについて反対します。</p> <p>保護期間延長に関しては、コンピューターネットワークと、コンピューターによる創造行為の容易化により、万人がクリエイターになり、新たな文化が生み出されようとしている今、保護期間を延長した場合、それらの芽を摘んでしまう可能性が考えられます。</p> <p>延長にて利益を得られる著作物はわずかであるとされていますが、それらのために、今後の可能性を摘むことは許されません。規制や既得権益を強化することは、現状の固定化を招き、健全な競争や世代交代を阻害します。ましてや、多数派が少数派の権利を奪うという構図を考慮しても、現状の保護制度から後退するわけではなく、その時点で一方的に負担増を求めるもので、議論自体公平性を欠いています。</p> <p>また、すでに一部の国が70年という保護期間を延長して持っていますが、一度延長した保護期間の短縮は困難であることから、我が国は現状のまま維持すればそれらの国より有利であり、この状況は我が国にとって好機であると考えべきであるでしょう。従って諸外国にあわせるべきという論には賛成できません。</p> <p>以上のことから、著作権・著作隣接権の保護期間延長について、反対いたします。</p> <p>さらに議論の方向性については「作家は、厳しい作業環境で仕事をしており、早死にしたり場合も多い(P75)等々、特に保護期間延長を推進する立場の方々に、主観的すぎ、視野狭大な感情的根拠の薄い意見が目につき、議論として適切であるかどうか疑問です。偏っていると云わざるを得ません。著作権は権利であると同時に商品であることから、コンテンツビジネスの実際を詳しく調査し、根拠のない論や法制度や事情の異なる諸外国の話ばかりでなく、我が国の法制度、戦略に基づく具体的な数字や事例に立脚した議論を進めていただきたいと思います。</p>	個人
Ⅲ-18	<p>私は著作権・著作隣接権の保護期間を延長することについて反対します。</p> <p>保護期間延長について今回の中間報告では、延長賛成、反対の両論を併記し、引き続き検討が必要としています。また利用円滑化方策に関しては、保護期間のあり方とセットにしての議論であるように思われます。</p> <p>利用円滑化策を検討・実施することに関して異を唱えるものではありませんが、そもそも保護期間を延長すること自体が、著作物の利用円滑化を妨げる要因となっていることから、このような議論の方向性では延長問題に対する結論を得ることは難しいと思われれます。</p> <p>保護期間延長の効果に関して、産学協同による民間の研究成果では、調査データに基づく検討の結果、産業育成という観点から見て延長すべきではないという結論に至っております。これに対し延長賛成派の意見では、単に高齢な著作権権利者を慰撫するための目的でしかなく、両論併記に足る根拠が示せていないのではないかと思います。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ 第3章 保護機関の在り方について

	意見	個人/団体名
Ⅲ-19	<p>第3章</p> <p>① 保護期間のあり方について(51ページ) 保護期間は70年まで延長すべきです。 私が敬愛するJohn Lennonが1980年に射殺されて早28年が経過しています。やがて彼の著作権が切れたとき、日本がコピーライトヘイブンとして世界の批判を浴びることは明らかであり、私は非常に残念です。我が国の恥です。保護期間は延長して、先進国と同水準の70年に延長すべきです。 こうしたことが他のもっと前に他界した著作者の場合で今まさに現実にかけていることをもっと深刻な問題として捉えるべきです。</p> <p>②戦時加算は著作権を10年延長した場合の実例として捉え、この間の文化的、経済的効果の検証を20年延長した場合の実証材料として活用すべきです。解消は、70年延長と同時でもやむを得ません。 戦時加算が適用されている国は、実質日本における保護期間は約60年であったわけで、保護期間が10年延長されていたのと同じことでした。この間受けた経済的恩恵は戦時中の損失をカバーするどころか、むしろ多大なものがあり、それだけ我が国が他国の文化を大切にしてきた証であるとも考えられます。 もちろん導入の経緯や根拠は現在意味を持たないものとなっていますが、この間、二次的著作物の発展が阻害されるような延長反対派が言うような、大きな支障があったかという点、特になかったと思います。むしろこうした曲の利用から得られた著作権使用料も、例えば音楽出版社が日本の新たな音楽を創造する原資として使われてきたわけで、日本の文化の創造、発展にも貢献していると考えられます。 このように、戦時加算を、我が国で著作権を10年延長した場合の実例として捉え、この間の文化的、経済的効果の検証を20年延長した場合の実証材料として活用すべきです。</p>	個人
Ⅲ-20	<p>諸外国においては保護期間の延長についてあまり議論をされないまま導入されているように感じました。だからといって日本が保護期間の延長を議論しないまま導入することを合理化する理由はないように思います。また、保護期間延長が創作のインセンティブには繋がらないように感じました。「戦時加算」については、10年の減算のために20年の保護期間を延長するのは合理的ではないように思います。</p>	個人
Ⅲ-21	<p>著作権の保護期間を延長することには反対する。</p> <p>第2章にも関連することであるが、利用の円滑化をはかることと著作権の延長はバスターされるべきのものではない。この二つは分けて考えるべきである。 そもそも著作権法とは著作物の公正な利用と発展に寄与するためのものであり、(結果としてそのような側面があるにしても)遺族の生活保障のための法ではない。また、遺族の権利として考えても死後50年(発表後50年ではないのだから)あれば一般的には孫の代までとしても十分な期間があると思われる。 ビジネス的な面から考えても、むしろ著作権を延長せず二次利用を進める方が新たなビジネスの発展につながるという考えの方が著作物の発展にも寄与するのではないか。 海外と日本では著作権に対する考え方にも法律自体にも相違があり、一概に海外基準に合わせることは賛成できない。</p>	個人
Ⅲ-22	<p>私は保護期間の延長については反対を表明します。</p> <p>保護期間の延長による収入は既存の作品による著作権ビジネスを死にくいものとする程度のものでしかありません。亡人の作品による収入を充てなければ自分の家庭なり会社なりが存続できないのであればそれは遺産に依り自分で創作を作り出さない現状が問題なわけで、まずは先に自ら動くべきでしょう。 そして、保護期間の延長は最も肝心の創作の発展においては、「既存の代物を磨き上げる」という創作の原点に基づけば悪影響しかありません。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ 第3章 保護機関の在り方について

	意見	個人/団体名
Ⅲ-23	<p>現状においても権利者がはっきりとしなかったり、一部権利者の一方的な都合により有用なコンテンツが死蔵されているケースがあり、また延長賛成派の意見も、著作者の死後に権利を相続した権利者の老後保障についてのみで根拠が示せておらず無条件に保護期間に延長することは著作物利用の円滑化を阻害する要因にしかならないためこれについては反対いたします</p> <p>ただし権利所有者に一定の義務と制限を課する形であれば権利者が積極的な権利運用をすることが要求され著作物の円滑な運用が期待できるため個別の著作物ごとであれば延長を認めるケースがあってもよいかと思えます</p> <p>ただし容易な条件では円滑利用が促進されず何の意味も持たないため、以下に示した条件よりもより厳しい条件が必要になると考えられます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利者が確定していること ・一定数の利用者(購入者)が継続的に存在していること ・延長された著作物は1つ毎に資産として計上され課税される ・著作物の適切な公開と管理の義務 <p>期間延長された著作物については有償無償にかかわらず利用者もしくは購入者が望む時に権利者もしくは権利者より許諾を受けた者から入手、閲覧を可能にする義務が発生する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務が履行されていない場合、ただちに権利が失効する ・一度権利が失効した著作物の延長、再延長は不可とする ・延長された著作物の権利譲渡は不可 	個人
Ⅲ-24	<p>諸外国との関係について</p> <p>ベルヌ条約により義務づけられている保護期間は死後50年であり、わが国が保護期間を70年へ延長する理由とはならない。諸外国が延長をはかった大きな理由の一つはEU指令だが、その目的の一つがEU域内の期間統一であったため最長のものに合わせられただけであり、EUとして合理的な理由・議論に基づくものではない。そもそも最初に70年と設定したドイツにおける発端は利益関係者によるロビーイングであり、社会全体の利益を目指したものではない。また当時(1965年)と現代では著作物を取り巻く状況は著しく違っており、合理的な理由・社会的合意もな^く我が国が妄信的に追従することは適当ではない。</p> <p>文化の発展の寄与・創作意欲への影響等について</p> <p>保護期間が延長されることにより、新たな創作の発表が萎縮する可能性が高まる。現状において単なる着想レベルの類似に対し著作権者が自らの権利を主張するような事例が見られる。今後この傾向が強まり、さらに保護期間が延長されることにより他者から権利侵害を主張される可能性が高まれば、新たな創作の発表の萎縮が発生すると思われる。このような状況が発生する場合、権利者はすでにある程度の影響力を持っており、逆に新たな創作者は無名である場合が多いと予測されることに十分留意いただきたい。</p> <p>平均寿命が70年を超えるような現状では現行の50年という保護期間でも、特定の創作に対するトータルの保護期間が100年を超える場合が考えられる。となると、ある人物にとって生まれた時代によっては生存中に著作物の利用が不可能なケースが発生する。</p> <p>→20歳の著作者が創作した著作物が存在すると仮定する。著作者が70歳まで生存し、著作者遺族ともに他者利用を禁止し続けた場合、創作の翌日に生まれたものは101歳になるまでその著作物を利用できない。この状況は文化の発展を阻害していると言わざるを得ない。これをさらに延長すると、阻害の程度はさらに大きくなる。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ 第3章 保護機関の在り方について

	意見	個人/団体名
Ⅲ-25	<p>演劇の劇作・演出をしております。 つまり、自身の作品が二次利用される立場でもあり、他者の著作物を利用することもある立場です。</p> <p>著作権保護期間の延長に反対いたします。</p> <p>演劇の脚本は二次利用が前提となっている芸術作品です。できるだけ早い時期にパブリック・ドメインとなることが演劇界の活性化に繋がります。</p> <p>現在、多くの演出家が太宰治、宮沢賢治らの作品に取り組んでいます。 長らく遺族の意向で上演の難しかった三好十郎の作品も、今年からは盛んに上演されるでしょう。それが70年に延長ともなればあと20年間、上演できる作品が上演できなくなってしまう。演出、プロデュースする側にとっては非常に大きな問題です。 20年待てばいいや、と考えるアーティストはいないでしょう。</p> <p>日本政府が現在の芸術文化政策において最優先にすべきことは決して経済効果であってはなりません 著作権保護期間が延長されることによって利益を得るのは芸術家の遺族であって芸術家ではありません。 芸術家のための施策を選択すべきです。現代、次世代の芸術家のために著作権保護期間を短くすべきです。</p>	個人
Ⅲ-26	<p>70年は長すぎます。アメリカに追随しすぎです。 一部の団体の利益のために、利用する自由がさらに20年遅くなるのはおかしい。利用する自由によって、現在大作と呼ばれる作品も過去の著作物をヒント(脚色・翻案して)に作られています。延長によって文化の発展はありません。</p>	個人
Ⅲ-27	<p>著作権・著作隣接権の保護期間を延長することについて、反対します。</p> <p>保護期間の延長による利益を得る著作物は全著作物の2～3%という試算結果が出ているという話も聞きますし、国際基準との同期の要否についても「延期しなくとも運用上特に問題はない」という意見も出ております。</p> <p>ごく一部の著作者による「権利の独占」は、著作権法のそもそもの目的である「文化の発展に寄与すること」に反するものであり、ITやネットの発展によって「総クリエイター時代」とも呼べる現代においては、過去の著作物に対する制限が大きくなることは多大なデメリットになると考えます。</p>	個人
Ⅲ-28	<p>私は、著作権・著作隣接権の保護期間を延長することの対して反対します。</p> <p>既に外国において著作権を70年に延長し、何年も経過した国がありますが、それらの国々で著作権を延長したことにより、どのようなメリット・デメリットがあったのかの検討がされていないように見受けられます。後発の利点は、先に導入した国々での問題と利点をあらかじめ把握し、対策を行った上で導入できる点にあります。中間整理(ドキュメント)を見る限り、メリット・デメリットが把握できないのであれば、他国の事例は参考になりません。</p> <p>中間報告からは、現在、問題点・懸念が指摘されている一方で明確なメリットはまだ見えていないように見受けられます。時間がたてば他国の導入結果(情報)が得られると見込めますので、それまでは現状を維持することが望ましい対応であると考えます。したがって、現段階では著作権・著作隣接権の保護期間を延長することに対して反対します。</p>	個人
Ⅲ-29	<p>著作権の維持に更新料を必要とするのは妥当な解決方法だと思います。</p> <p>この中間整理の文書全体が同じことの繰り返しで内容に斬新さが欠けているために途中で読む気力がなくなってくるのですが、「原則としてパブリックドメイン」「必要ならば著作権保持費を国際機関に納付」しか解決方法はないのではないのでしょうか。</p> <p>特に、古い時代にマイナーであったために再評価されることもなく忘れ去られていく作品が多すぎることは、文化的損失とされます。著作権を侵害されているかどうかを地球全体に渡って監視するコストは膨大な物になり、本末転倒も甚だしいと思われまます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ 第3章 保護機関の在り方について

	意見	個人/団体名
Ⅲ-30	<p>保護期間の延長には反対です。欧米における保護期間の延長にしても、関係団体のロビー活動などの政治的要因で行われたものであり、必ずしもわが国がそれらにあわせる必要はないと考えます。</p>	個人
Ⅲ-31	<p>著作権等の保護期間の延長に賛成です。 CDや出版物が売れない状況が続いています。友人や家族に、新聞社、出版社に勤務している人が多いので、なおさら、保護期間延長の必要性を強く感じています。 友人や家族も、昔に比べてCD、本や雑誌を買わなくなりました。その代わりに、一人一台パソコンと携帯電話を持つようになりました。我が家のように機械に弱い家さえもです。</p> <p>情報の早さは、インターネットの利点ですが、表現力の奥深さを求めることはできません。多くのひとが、必要な情報をインターネット経由で入手していますが、情報と文化は別です。文化という視点を考えると、時間では、はかれないことが多くあります。編集者の友人が、時間をかけてもなかなか良い文章が完成できずに、苦悶する話を見聞きするにつけ、作品の保護の重要性を認識させられます。人が一生懸命創作したものを、大切に長く楽しませていただくという発想が、昨今の日本では薄れすぎてます。</p> <p>コミュニケーション手段として、ブログや掲示板を利用するのは悪いとは思いませんが、それとは別に、文化を大切にすることはとても重要だと思います。 よりよい文化のある国であるために、創作者にお金が集まる制度が必要です。その意味で、著作権の保護は厚くあるべきだと考えます。 保護期間が早く切れて、パブリックドメイン化したほうが、再創造が促進されると主張する人がいるようですが、わずかな範囲の限られた状況でのことを一般化して主張しているだけではないでしょうか？、文化とは何か？、どうあるべきか？何が必要かを真剣に議論してもらいたいと思います。保護期間の延長は、その一つの方策であると思います。</p>	個人
Ⅲ-32	<p>著作物に関して「世界的趨勢」をしきりに掲げておられますが、ならばその他の施策についても世界的趨勢にのっとるのが筋ではありませんか。 今回の論議ではテレビ局をはじめとする著作権ホルダーへの配慮ばかりが目立ち、一般消費者への配慮が全くないように見えます。著作物の権利を孫の代まで残すのは、いま問題視されている「世代間にまたがる格差」に繋がるため、大いに反対です。 「世界的趨勢」を建前に掲げるならば、再販制度の一部緩和、電波帯のオークション導入による国家資産の電波にフリーライドするテレビ局への真っ当な使用料の請求なども論議すべきです。 管轄が総務省なのは知っておりますが、それは行政側の縦割り問題であって、国民から見ればそれは関係のないことです。世界的趨勢を都合良く使うのはおかしいと思います。</p>	個人
Ⅲ-33	<p>アーカイブの整備等の利用の円滑化策と、保護期間の延長問題については、本来直接的な関連はないにもかかわらず、セットにして検討されているように見えることに不安を感じます。 保護期間の延長はそれ自体で様々な問題があり、それは利用の円滑化を図ることで解消されるものばかりではありません。それぞれに重要な課題ではありますが、別個の物であることを明確にした上でさらに議論されることを期待します。 消費者の立場からすれば、保護期間を現行の50年より長い期間に延長することは不利益を被るばかりで、賛成できるものではありません。また、文化の振興という観点からも同様です。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ 第3章 保護機関の在り方について

	意見	個人/団体名
Ⅲ-34	<p>著作権の保護期間の延長に反対します。</p> <p>たとえば保護期間の延長の理由として保護期間が延長されれば、クリエイターが物をつくる意欲が高まるという意見が出されていますが、まったくそんなことはありません。保護期間が延長されればその権利に胡坐をかくようになり、新しいものが生まれにくくなるのではないのでしょうか？あらかじめ保証が決まっているものにまじめに取り組むでしょうか？保証がないから必死に作るのです。さらに一部の意見としてひ孫の代まで守りたいのが親として誰もが考えることだというものがありますが、文化の発展という意味においては全く誉められたものではありません。このように権利者の意見はおよそ文化の発展や促進の理念からは遠く離れたものであり、きわめて個人的な理由で保護期間の延長を訴えているものだと言えるでしょう。さらに世界との足並みを揃えないと日本の著作物は外国に利用されてしまうとのことですが、外国は70年とすることで国益があるとしていることが日本との最大の違いである、日本ではこのような観点では今までのいきさつから見てみると到底そのようにはなっていないのであり、また経済学の先生方からも保護期間の延長はプラスの効果がないことが分かっています。これでは保護期間の延長は単に権利者個人を守るための法案でしかなくクリエイターの育成や創作物の促進という観点からは全く逸脱しているといっても言い過ぎではないかと思われます。やはり日本では著作権保護の延長は無理があると思われます。</p>	個人
Ⅲ-35	<p>21世紀の今日、インターネット時代になって、瞬時に世界中のコンテンツを享受することが出来る。感動を共有し、心を癒し、しばし忘我の境地に浸り、明日への活力を育むことが出来る。そして我々の側も自己を表現し、共感できる仲間と感動を分かち合うが出来る。その際に、先進国において、一人わが国だけが、感動の報酬を支払うことをせず、タダ(無料)で利用することが出来るというのは極めて寝覚めが悪いものだ。感動の対価を支払うことができない、支払う術がない。こんなことが許されるはずがない。うわべだけの国際協調やグローバルスタンダードではない。心からの誠意、感動を与えてくれた側への感謝の念を表すことができないのでは、著作物を利用することなどできない。</p> <p>欧米先進国並みの保護期間70年延長は急務である。</p>	個人
Ⅲ-36	<p>コンピューターやネットワークが普及したことにより、誰しもが創作者となりうる機会を得やすくなり、中には、商業的に流通させるに足るような作品も生まれている。</p> <p>現状においても著作権者に著作物の利用に関して連絡するのは容易ではないが、商業的な活動として創作活動をしていない創作者が増えつつある近年では、益々その傾向が強まっていると言えるであろう。</p> <p>著作権の保護期間を延長の議論は、著作権者に連絡が可能な環境の確立が条件であり、その環境が確立されないという前提において、保護期間の延長には賛成できない。</p>	個人
Ⅲ-37	<p>著作権の保護期間については、少なくとも著作者に限れば死後70年に延長すべき。著作権に限らずさまざまな分野で国際協調が叫ばれているなかで、またインターネットがこれほど発展し作品が瞬時に国境を越える状況では、保護期間という基本的なルールの部分は欧米諸国にあわせたい。</p> <p>いみじくも知財立国を標榜したからには、最低限同じルールの中で競うべきだと思う。</p>	個人
Ⅲ-38	<p>著作物の保護期間を安易に70年に延長することに反対する。導入する場合であっても、93ページにある「延長希望者が更新料を支払って登録する制度(opt-in方式)」の導入を行い、どの程度の著作権者が延長を望むのか、統計的な数値を収集し、延長が最適な解であるかどうかを考慮すべきであると考えます。</p>	個人
Ⅲ-39	<p>著作権保護期間の延長に反対する。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ 第3章 保護機関の在り方について

	意見	個人/団体名
Ⅲ-40	著作権保護期間を諸作者の死後70年に延長することに賛成です。知財立国を標榜し、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本にとって、その相手方である欧米他の主要国と対等な立場で競争をする必要があります。これら主要国において著作権保護期間70年は常識であり、日本が対等な立場に立つために70年とすることは当然かつ最低限のことと思われます。	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-1 第3章第1節 はじめに

	意見	個人/団体
Ⅲ-1-1	<p>70年は長すぎる。欧米追随は正しくないのではないか。</p> <p>この種(欧米を参照するという形)の問題で、いつも思ってしまうのは、日本はアジアなのか欧米なのかという問題である。日本は、敗戦後、欧米のまねをしてここまで来たのではないか。まねできないという事にも通じる。でもそれは卑屈なことなのか。まね=盗むという語感が悪いだけじゃないのか。まねはいけないのか。主に科学の分野より、文芸など芸術の分野が問題になるのだろう。科学の分野は遺伝子情報を初めとして膨大な英知はすぐに無料で公開されて人類発展に寄与される。もちろん特許という形のプライオリティーはあるが、著作権と混同してはいけない。</p> <p>文芸などは、歌もそうだが、Aという人が書き、出版すれば、内容はどうあれ著作権が生ずる。誤解を恐れずに言えば、科学に比してあまりにも簡単に著作権は手に入る。それは50年くらいでいいのではないか、という議論はないのでしょうか。そんなに独創的なものであふれているという状況には到底ない。ネット社会になって、ますますそう思う。いらぬというのではなく、50年くらいで妥当なのではないか、どうでしょうか？ 50年でとどまることで、アジアの力が今後強まるとお考えになっては。単なる意見ですが、70年というのに特別な根拠はなく、欧米の自我の問題だけだと思う。西欧的自我はいつもそうではないか、個人崇拜というか。個人が作った作品には敬意を払うが、50年でもいいのではないか。そう思いませんか。また、欧米との調和を取って70年にするのでしょうか。これは富の分配でもあるのですから、欧米の上澄みの層は歓迎でしょう。黙っていてもお金が入ってくる仕組みでもあるのですから。そろそろ、そんな金の分配の仕方はおやめになったほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>どうしても著作権自体を純粋に守りたいなら、つまりお金のことを抜きにするなら、年数は関係がないはず。この方が純粋です。何年たってもその人が作った作品は尊重されるべきです。その際、50年経ったら、以降は引用という形で、だれだれのものを使用しましたとの報告を義務にすればいいだけとすれば問題ないのでは。そして違反したら、罰則を強化すればいいだけです。お金が絡むから、このような年数の問題になっているわけですから。ぜひもう色々検討してことが進んだからとおっしゃらずに、身軽に検討しなおす姿勢が役所にも必要ではないでしょうか。昨今の状況を見ても、アジアの方がどちらかというまともだと思っているので意見を出しました。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-2 第3章第2節 制度の現状

	意見	個人/団体名
Ⅲ-2-1	<p>一般の著作物の保護期間は著作者の死後50年であるが、「著作権保護期間」(田中辰雄・林紘一郎編著、勁草書房)の第一章にあるように、この50年の間にも膨大な書籍が死蔵され、利用できなくなっている。このような文化資産を死蔵することは、過去の著作物等の保護と利用のうち、利用に著しいマイナスを与えている。よって、保護期間の短縮を検討するべきである。</p>	個人
Ⅲ-2-2	<p>「諸外国の保護期間延長」 各国において、ベルヌ条約に批准することによって死後50年とした場合は積極的な理由はないものとみなせませす。「周りがそうするから」とか「そういうことになっているから」という箸にも棒にもかからないような理由と受け取られます。EUにおける死後70年への延長も同様です。 ・フランス b 死後70年への延長時 「フランスよりも長い保護期間を認めている国があったこと」 小学生がよく口にして先生に窘められる場面が想像されますが、こういうのは小学生までにしてもらいたいものです。 ・アメリカ この国においては政治と企業が癒着しており、ある特定の著作物の期限がくると何かと理由を付けて著作権を延長させるといことをしています。反面教師としてとても優れています。 ・オーストラリア 「米豪FTAの経済分析は、20年の保護期間の延長は新たな著作物の創造のための小さなインセンティブにしかならないとしているが、一方で、同経済分析によると、保護期間の延長の消費者へのコストは恐らく極めて小さいとしている。」 実際は真逆だと思います。アメリカの偏った視点が裏に見え隠れします。</p>	個人
Ⅲ-2-3	<p>「70年」の根拠が海外制度への追随にあるのなら、コンテンツの利用に関する制度も海外並みに整えてからにしていただきたい。</p> <p>現状の日本の著作権法の「使われないための著作権制度」のまま70年にするのでは意味がない。</p> <p>または著作者生存中でも20年程度でパブリックドメイン化し利用を活性化するなど海外に先駆けた新しい時代の制度を日本が牽引していくようではならぬ。</p>	個人
Ⅲ-2-4	<p>映画著作権に関しては2003年公表後70年へ延長されているが、延長により1954年から1958年に公開された映画作品の増収見込みが達成されたのか、またEU圏内において1954年から1958年に公開された日本映画がどの程度の収益を挙げているのかを検証すべきである。「やりっ放し」は断じて許されるものではない。</p>	個人
Ⅲ-2-5	<p>一般の著作物の保護期間は著作者の死後50年であるが、「著作権保護期間」(田中辰雄・林紘一郎編著、勁草書房)の第一章にあるように、この50年の間にも膨大な書籍が死蔵され、利用できなくなっている。このような文化資産を死蔵することは、過去の著作物等の保護と利用のうち、利用者に著しいマイナスを与えている。よって、保護期間の短縮を検討するべきである。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-1	<p>たとえば今、五百円玉一個を握りしめて町へ出ると、過去の名作映画のDVDが簡単に手に入る。しかしうちに帰ってそれを見ると、愕然とさせられる。</p> <p>いっどこでどんな素材をコピーしたものであろう。画像は劣悪、カラーだと色調は整わず音質もサイアクで、更にひどいのになると、平気で線状の傷が入っていたりする。シーンがカットされていたり台詞が改変されてもおかしくはない。</p> <p>これが流通最優先、商売第一で世の中に出回った著作権切れ作品の実態である。その昔、製作に携わった人間の誰がこんな無惨な状態で作品が人の目に晒されることを想像したであろうか。その大半は泉下の住人だろうが、出来るなら化けて出たいに違いない。</p> <p>我々が扱う脚本は、映像を前提にした創作物なので中々その改変(改悪)実態が見えにくいので、映画の例をひいてその惨状を記した。著作権の保護期間が切れると、こんな絶望的な作品が巷にあふれ返るのだ。</p> <p>五十年から七十年の保護期間の延長は当然である。</p>	協同組合日本シナリオ作家協会
Ⅲ-3-2	<p>1 第3章「保護期間の在り方について」第3節「各論点についての意見の整理」2「国際的な制度調和の観点」について</p> <p>(1) 主旨 デジタル化・ネットワーク化が進んだ現状を踏まえれば、著作権保護の骨格の一つである保護期間は、ベルヌ条約における最低限「死後50年」ではなく、我が国と文化・産業の両面で特に密接な関係にある欧米諸国等の「死後70年」に合わせるべきです。</p> <p>(2) 理由 情報が瞬時に国境を越えて流通するネット時代においては、文化・産業の両面で交流が密な諸外国と著作権保護の枠組みの主要な部分を調和させることが、権利の実効性を適切に確保する上で、これまで以上に重要になります。</p> <p>例えば、欧米諸国等を本国とする著作物について、当該国では著作権が存続しているのに日本では消滅している場合が生じており、そうした作品が日本でアップロードされ当該国等でダウンロードされると、当該国等における著作権管理に悪影響を及ぼすこととなります。</p> <p>また、創作活動の舞台がボーダレス化し、国際的な共同創作も今後ますます増加するものと思われませんが、著作者の国籍ではなく著作物の本国(第一発行地)を基準としていわゆる相互主義(ベルヌ条約7条(8)項ただし書)が適用されることから、我が国で著作物を第一発行すると、欧米諸国等で第一発行する場合に比べ、保護期間の点で不利に働くこととなります。これは、創作活動の場としての我が国の魅力を減じる方向に作用すると考えます。</p> <p>日本が国際社会において文化国家として信頼される地位を得るには、欧米諸国並みの保護水準を確保することは絶対に必要なことだと思います。</p>	日本音楽作家団体協議会

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-3	<p>「過去小委員会」において、長い時間をかけて審議されてきました保護期間延長の問題が、結局結論を得られず、審議先送りとなりましたことは、保護期間の延長を強く訴える当連盟としましては誠に残念です。</p> <p>コンテンツが瞬時に世界中を駆け巡る今日では、一国のみで著作権を守ることはもはや不可能です。国際協調がどうしても必要なのです。そして「没後70年」が国際標準になっている以上、日本も「没後70年」に保護期間を延長すべきです。それが世界の文化を尊重することにもなります。「50年か70年」かといった期間の問題に拘泥することなく、「国際協調」の視点から審議されるべきであると考えます。「没後70年」と「没後50年」の国の間で「20年の差異」があることにより、「没後70年」の国の著作物が日本では自由に使用され、逆に日本の著作物が「没後70年」の国でも50年しか保護されないという不都合、不公平が生じているのです。早急に保護期間を延長してこうした事態を解消すべきです。</p> <p>美術の分野では2005年に安井曾太郎、2006年に高村光太郎、2007年には小林古径・川合玉堂の著作権が消滅しました。2008年12月31日をもって、日本画の巨匠横山大観の著作権が消滅します。</p> <p>保護期間延長の問題が先送りされれば、毎年こうした作家の著作権が消滅することになり、このことは誠に忍びがたいものです。作者が全生命を注いで生み出した作品、そして、作者の創作へ対する真摯な姿勢は、時代を越えて人々の心に豊かさや希望を贈り続けています。</p> <p>我々は「過去小委員会」において速やかに保護期間延長問題が再審議され、欧米並みの「没後70年」が実現することを強く希望します。</p>	日本美術家連盟
Ⅲ-3-4	<p>昭和45年(1970年)以降の改正で、著作権は写真の著作物が死後50年(平成8年改正)、映画の著作物が公表後70年(平成15年改正)、著作隣接権についても行為後50年(平成3年改正)と延長されてきた。</p> <p>改正経過を鑑みると概ね国際調和と自然人の長寿化が主な理由である事は間違いない事実である。ベルヌ条約の基準を充たしている、アジア諸国は50年が多い、延長により著作物の継承者が多岐に亘り利用の際の権利クリアが困難になる等、保護期間の延長には様々な反対意見もありそれぞれに一定の理由がある。が近年の著作権問題は財産権の側面で議論される事が多い。元来、著作権法は創作者の権利(利益)保護を目的にしているのであって著作権者にとって保護期間の延長は何の不都合も無い。</p> <p>既にベルヌ条約加盟国の4割以上で条約義務よりも長い保護期間が設定されていると言う。今後もこの趨勢は変わらない。何年延長すれば適当かを検討するに当たっては、EU圏、アメリカなどが一般の著作物の保護期間について死後70年としていることが重要な指針と考えられる。それらの国々で保護期間を延長したことによる弊害を特に聞いたことはない。</p> <p>保護期間の延長に関してはこの十年来貴小委員会での議論を多とすべきであるが、末節の異論のため結論を得られないでいる。ベルヌ条約自体が著作物について諸国の調和を図るために締結されたものである。技術手段の発達による利用容易性と利用範囲の拡大等著作物の存在環境や経済価値は急速に変化している。この変化に対応したのが保護期間70年である。国際ハーモニーゼーションの上からも保護期間の延長を期して頂きたい。</p> <p>当業界は、主として漫画、イラスト、アニメ、ゲームソフトなどのキャラクターを商品化する事業者で構成されており、これらの商品化権の保護は永続可能な商標権によれば良いとの意見も出されている。しかし、現実の侵害品は商標を意識的に使用(盗用)しない物品が多数存在する。これには国ごとの登録などの方式を要さない著作権で対処する方法最も有効である。従って著作権の保護期間の延長が強く望まれ、これにより商品化権者はもとより、著作権保有者の財産権的側面をより一層支援する事が可能となる。</p>	日本商品化権協会
Ⅲ-3-5	<p>著作権の保護期間に関しては、現状の障害者等に対する情報保障が不十分な環境のまま延長されることになると、さらに現状以上に悪化することにつながるので賛成しかねる。主に著作権利権者サイドから「諸外国並み」にするようにとの要望が出されているが、まず「諸外国並み」にされるべきなのは、障害者等に対する情報保障の環境整備であると考えます。</p>	障害者放送協議会

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-6	<p>～78ページ「2 国際的な制度調和の観点」及び91ページ「7 ネット時代における情報流通の在り方との関係の観点」について</p> <p>(1) 主旨 我が国がいわゆるコピーライトヘイヴンとなって、文化の侵略ともいうべき事態を生じさせてしまうことを避けるためには、保護期間を我が国と文化・産業の両面で特に密接な関係にある欧米諸国等と同様の「死後70年」にして、「20年の段差」を解消すべきです。</p> <p>(2) 理由 情報が瞬時に国境を越えて流通するネット時代においては、文化・産業の両面で交流が密な諸外国と著作権保護の枠組みの主要な部分を調和させることが、権利の実効性を適切に確保する上で、これまで以上に重要になります。</p> <p>例えば、欧米諸国等を本国とする著作物について、本国等では著作権が存続しているのに日本では消滅している場合が生じており、そうした作品が日本でアップロードされ本国等でダウンロードされると、我が国はいわゆるコピーライトヘイヴンとなって、本国等におけるエンフォースメントに悪影響を及ぼすこととなります。そして、そうした作品について、国内の事業者等が送信可能化した上で欧米諸国等のユーザーに配信する事業を展開した場合には、著作物使用料の負担がない分だけそれらの国の配信事業者との競争において優位に立つことにもなります。</p> <p>また、著作物の死後50年が経過して我が国ではパブリックドメイン化した欧米諸国等の著作物を原著物とする二次的著作物が国内で創作され利用された場合、「20年の段差」があるために、原著物の著作権者には何の利益も還元されない一方で、二次的著作物の著作権者は消費者の支払った代金から著作物使用料収入を得ることとなります。</p> <p>これらの事態は経済の侵略であると同時に、文化の侵略ともいうべきものです。国家の在り方の問題として、我が国がそのような事態を生じさせてはなりません。</p> <p>～81ページ「4 創作意欲への影響の観点」及び86ページ「5 コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルへの影響の観点」について</p> <p>(1) 主旨 保護期間の延長は、文化創造サイクルの活性化のために有益であり、個々のクリエイター及び関係者全体の創作意欲に好影響を与えると考えます。</p> <p>(2) 理由 上記1で述べたとおり、保護期間延長はあくまでも文化の問題ですので、経済の面から議論をする場合には、常に文化とのつながりを念頭に置くべきです。その意味では、86ページ以下の「コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルへの影響の観点」は一考に値すると考えます。</p> <p>パブリックドメイン化した過去の作品が無料で流通し、その表現を使い回した創作が活発化することをもって文化芸術の振興、コンテンツ産業の振興と評価するのであればともかく、国境を越え、更には時代を超えて人々に愛される普遍的な魅力を持つ名作が少しでも多く新たに創作されるようにすることを目標とするのであれば、優秀な人材を一人でも多く確保し、その才能を開花させる環境を長期的に拡充していくため、文化芸術・コンテンツ産業の分野に安定的に資金を循環させることが重要です。</p> <p>中間整理には「民間のコンテンツ産業による文化の下支えにどこまでの役割を求めるのか、どこまで公的な支援によって文化振興を行うのか」という問題提起がありますが(87ページ)、新たな名作がコンスタントに生み出されるようにするためのコストについては、市場で支持を集める過去の名作から安定的に生ずる著作物使用料等をもって充てることを基本とすべきです。その上で、市場での自活が難しい分野に限って公的な支援を行い、公演等の機会を保障すべきであると考えます。</p> <p>保護期間の延長によって文化創造サイクルの原資をより安定的なものにすれば、より多くの新たな才能がその真価を発揮する(プロフェッショナルとして創作活動に専念する)機会を獲得することとなり、そうした個々のクリエイターの創作意欲を高めるばかりでなく、彼らを支える関係者全体の意欲を刺激することにもなります。</p>	<p>社団法人 日本音楽著作権協会</p>

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-7	<p>【意見の趣旨】</p> <p>「保護期間の在り方については、双方のメリットを単純に比較して二者択一の形で論議するだけではなく、『第3章第3節8 文化の発展への影響に関する各論点の関係』で議論されたような、それぞれのメリットについて他の措置で同様の効果を得ることができるものはないか、あるいはそれぞれのメリットを両方とも受けられるような方法はないのかなどの点も適宜含めつつ、一層の検討が深められるべきと考える。」(99頁)とされたことに賛成の意を表す。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>当連合会は、既に2006年12月22日付け意見書をもって文化庁に対して、著作物等の保護期間延長には反対する、審議は利用者の意見も踏まえて慎重に進められたい旨の意見書を提出しているところである。</p> <p>今回、文化審議会著作権分科会「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」が中間整理したところによれば、この問題につき慎重、かつ a) 保護期間の国際的な調和、諸外国の延長の背景との関係、b) 文化の発展への寄与、ビジネス等への影響、c) 創作者の創作意図への影響、d) 今後の情報流通の見通し、の多角的視点から適切な審議が進められたものと思料される。</p> <p>中間整理の第4章に「議論の整理と今後の方向性」とし保護期間の在り方については、双方のメリットを単純に比較して二者択一の形で論議するだけではなく、文化の発展への影響に関する各論点の関係で議論されたような、それぞれのメリットについて他の措置で同様の効果を得ることができるものはないか、あるいはそれぞれのメリットを両方とも受けられるような方法はないのかなどの点も適宜含めつつ、一層の検討が深められるべきと考えるとされたことは、意見の趣旨で述べたとおり、適切な方針であると考え賛成を表す。</p> <p>さらに、今後の審議も、ことは、わが国の文化の発展、新たな創作のサイクルにかかる重要な問題として、引き続き延長に反対する意見とその論拠にも十分耳を傾けつつ、単なる海外立法への追従ではなく、音楽等の利用者等の意見も十分に聞き、本当の創作者の利益は何か、創作者の利益に本当になるのか、文化の源泉である創作のサイクルを長くすることが新たな創造にいかなる影響を及ぼすのか等、可能な限り実証的データ等に基づく検討と検証を十分に尽くした上で、慎重の上にも慎重に進められることを強く要請する。</p>	日本弁護士連合会
Ⅲ-3-8	<p>1 我が国の著作権法は、様々な著作隣接権などによる複雑な制度が設けられており、権利関係が煩雑になりがちである。さらに、カラオケ法理などの拡張解釈が問題視されている中で、権利保護期間を延長することはこのことに拍車をかけるものである。</p> <p>諸外国は、フェアユースの規定や解釈等に適法とされる場合が弾力的であるなど、流通促進のための制度が設けられた上での保護期間の延長議論がなされており、我が国のような権利制限事由が不十分な法制度の下で保護期間を延長することは、権利者を不当に保護するだけになる。</p> <p>フェアユースなどの流通促進規定の創設が先であり、これらの問題が解決された上で著作権保護期間の延長の議論が俎上に上がるべきである。</p> <p>2 著作物は創作に対価を与えることで文化の発展を目指すものである。そもそも、多くの著作権者は、創作時に孫が保護されるかを重視するものではない。、着創作性に関与しない遺族に対してまで報酬を与えることは慎重に考えるべきである。</p> <p>著作物の保護は孫の代までの保護であるが、著作権者の遺族には著作権者が許諾料で得た収入を相続することができる。つまり、著作物の孫には、先代及び先々代からの遺産に加え、自己の世代の収入まで与えることになり過度の保護となりかねない。</p> <p>現在の企業中心の著作権ビジネスを考えたとき、孫の代云々の議論自体が時代遅れである。</p> <p>3 著作権の保護期間延長は新たな創作を阻害するという弊害がある。また、著作権が懲役10年以下という厳しい刑事罰が設けられており、安易な保護期間延長は、刑事罰の威嚇による創作の否定ということに成りかねない。</p> <p>著作権保護の議論は、刑罰規定の見直し無しに進められてはならない。特に、日本の著作権法は、共同著作権者の一人が反対していれば、利用者が刑罰によって処罰されかねない。利用者が犯罪者になる現行法は著しく流通を害することになる。</p>	NPO法人ソフトウェア技術者連盟

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-9	<p>著作権の保護期間延長を強く訴える著作権団体の立場から意見を述べさせていただきます。 著作権保護期間延長の問題については、これまで「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」において活発に討議が行われてきましたが、議論が膠着状態になり、結局結論が得られないまま先送りとなったことは誠に遺憾です。</p> <p>そもそも、この著作権保護期間の延長問題は、「没後50年か70年か」といった期間の長さの是非をいくら議論したところで、大した意味を持つとは思えません。大事なことは「デジタルネットワーク化時代における国際協調の不可欠性」の支店に立って審議されるべきです。</p> <p>コンテンツが瞬時に世界中を駆け巡る今日にあっては、もはや一国のみで著作権を守ることは困難であり、国際的な協調が不可欠なことは疑う余地もないところです。そうであるなら、コンテンツの流通が最も盛んな先進諸国において「没後70年」が国際的標準となっている以上、「50年か70年か」に従って拘泥することなく、日本も早急に保護期間をこの国際レベルに合わせるべきです。そのことが又、日本の文化のみならず、世界の文化を尊重する道でもあります。</p> <p>日本と欧米との間に、保護期間に「20年の差」があることによって、不都合、不公平な事態が生じています。これはどうみても正常な姿ではありません。日本の保護期間を国際標準にハーモナイズさせて、こうした事態の解消を早急に図るべきです。</p> <p>「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」における延長反対派の発言を見ますと、著作遠征殿根本的理念ともいうべき「多大な精神的活動の所産である著作物とその生みの親である著者に対する尊敬」の年賀はなはだ希薄であり、文化を尊重し、守り、育てていこうという心がまったく欠けていると思えます。</p> <p>もとより我々著者は、コンテンツの適正で盛んな流通を待望しています。しかし反対派の意見が、その流通や経済的な視点にのみ終始していることに対して失望の念を禁じ得ません。また、文化・芸術作品を流通させ、消費する「物」のように扱う主張には、大きな危惧を抱かずにはられません。</p> <p>このような状況が、昨今見られるような、著s買う社の権利を益々制限することによってコンテンツの自由な流通を加速させようとする動きに通じていると思われるからです。</p> <p>最後に、我々はこの延長問題が速やかに再審議されることを強く要望するとともに、改めてf著作権の保護期間延長を強く訴えます。</p>	日本著作権 団体協議会 会員団体 現代俳句協 会 共同組合 日本映画監 督協会 日本映画撮 影監督協会 日本映画・テ レビ美術協 会 社団法人 日本演劇協 会 日本音楽著 作者協会 協同組合 日本脚本関 連盟 社団法人 日本グ フィックデザ イナー協会 日本作詞家 協会 日本作曲家 協会 日本児童出 版美術家連 盟 日本児童文 学者協会 日本児童文 芸家協会 共同組合 日本シナリオ 作家協会 日本写真家 ユニオン 有限責任中 間法人 日本写真著 作権協会 社団法人 日本図案家 協会 日本美術家 連盟 日本文藝家 協会 日本漫画家 協会 マンガジャパ ン

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-10	<p>著作権については著作者の死後70年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急に実現するべです。 著作権保護期間70年は、国際社会での主要な競争相手である米国、欧州連合(EU)などと対等な立場に立つための最低限のルールです。 南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で70年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が延長を予定しています。 わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後50年にするか70年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっていると思われます。 国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、早急な著作権等の保護期間の延長が行われなければなりません。また、著作隣接権についても合わせて延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。 著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要です。 こうした中、欧州委員会(EC)が、EUにおける実演家及びレコード製作者の権利(著作隣接権)を50年間から95年間へ延長するよう欧州議会(EP)へ提議しました。</p> <p>この提議に当たって、従来の保護期間では実演家が存命中に保護期間が終了してしまい、実演を収録したレコードなどが販売されても収入が得られなくなるという不合理の解消、あるいはセッション・ミュージシャンの救済とともに、レコード産業がレコード市場の衰退(5年間で30%の減少)から音楽配信への転換をはかる中で、新しいタレントへの投資を行うためには保護期間の延長がもたらす利益が重要であることを、ECは指摘しています。 また、今回の提議は、著作権についても、共同著作について幅広い解釈を取り入れ、作詞者、作曲者の区別なく最も長命を保った著作者に合わせて保護期間を設定することを提案しています。 ECが、文化を産業として捉える見地から著作権保護期間を考えていることは明らかです。その結果、著作者の経済的社会的地位を押し上げ、より豊かな創作環境を実現することにつながることは間違いありません。 ビートルズのレコード・デビュー(1962年)から間もなく50年を迎えようとしている時期に行われた今回の提議は、文化芸術を国の基幹産業と捉える必要に迫られているわが国にとっても極めて重い意味を持っていると思われます。 文化芸術を利用して利益を上げようとする方向にのみ進んでいるように見えるわが国のあり方を改め、文化芸術そのものの隆盛によって経済的豊穡も同時にもたらす社会を目指すことが、いま求められています。</p>	個人
Ⅲ-3-11	<p>コンテンツは欧米との取引がほとんどを占める。 音楽の場合、ベルヌ加盟国のうち、利用される楽曲は95%以上が欧米のものが占める。 この実態を考えると、ベルヌ条約加盟国のうち、著作権保護期間を70年以上と定めている国は70国に過ぎないから50年が国際標準であって、70年は国際標準ではないとする意見は明らかに実態を無視している。 欧米と協調しない政策が成功した事例はこれまで一度もないはずである。即刻70年に延長すべきである。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-12	<p>「知的財産立国」を掲げているにもかかわらず、現実はいかに著作者、著作権者の権利を縮小して、自由に使えるようにするための検討をしているような気がしてなりません。著作権ビジネスをはじめとする文化産業を国の基幹産業と捉え抵抗としているのであれば、速やかに国際間の協調を図るために、早急に著作権等の保護期間の延長が行うべきであると考えます。</p> <p>また、同様の観点から、著作隣接権についても合わせて延長する必要があります。</p> <p>文化芸術を利用して利益を上げようとする方向にのみ進んでいるわが国のあり方を改め、文化芸術そのものの隆盛によって経済的豊穡も同時にもたらす社会を目指していけるような対応を求めます。</p>	個人
Ⅲ-3-13	<p>50年と70年の数字そのものの評価より、EUとアメリカが実際保護しているのだからあわせないと外交上問題があるのではと思う。いま著作物は輸入超過状態だし今後もそう変わらないはず。20年分については、日本国内で消費される分が外国権利者に入らない、というのは諸外国に嫌われる土壌を作る。また、実務上も何かとそろっていたほうが良い(ので、保護期間延長の際には戦時加算を飲み込むような形での延長が望ましい)。しょうがないです。</p> <p>日本が外国の映画とか音楽の著作権切れ作品専門のプレス工場化(日本で著作権の切れた外国の作品をプレスして、輸出する製造基地)になってしまう可能性も考えられる。著作権管理団体間の頒布地主義の契約を元に、輸入差し止めを実際行うにしても、日本で作ったものが諸外国に迷惑をかける状況を恒常的にうみかねないので、以前の韓国のように「安く作れる国」というイメージが広がるのは先進国としてはうまくないのではと思う。サーバ置き場の話も同様。</p> <p>ほとんどの使われないコンテンツは保護期間を伸ばそうが縮めようがそもそも使われないのだからほとんど弊害は無い。死後50年たっても使用される価値のある著作物のことだけ考えて議論すればよいと思います。</p> <p>そもそも第三者が再利用する際に処理が煩雑だという主張は50年だろうが70年だろうが同じ。古い作品のリユースをしたいので50年が来るのを楽しみに待っている人の話を聞いたことが無い。ほとんどの場合は今出た今の作品をただでリユースしたいので文句を言っているだけです。</p>	個人
Ⅲ-3-14	<p>日本で製作された映画、音楽、アニメ、漫画、ゲームなどが海外で高い評価を受け、広く受け入れられているニュースは昨今よく耳にします。経済・文化の急速なグローバル化を考えると、この動きは今後ますますより活発に拡大していくことが予想されます。</p> <p>日本は知的財産立国として国家戦略を推進しようとしています。著作権保護期間70年を採用しているアメリカ、ヨーロッパ諸国などの主要国とその保護期間において対等な立場でないというのは明らかに不利であると考えます。また、著作権に関する認識が遅れているとされるアジアにおいても韓国が保護期間延長を予定しているとされ、文化的にも近い隣国の動向を考えると、日本も保護期間を考えなおす時期に来ていると考えます。</p> <p>また、著作隣接権についても同様に、国際動向を見守りつつ延長の方向で進めていくべきと考えます。特に音楽に関して言えば、歌手やミュージシャンなどの実演家、それを音として固定するレコード制作者の存在を抜きにして音楽の普及は考えられないことを考えると、著作権保護期間延長をより効果のあるものにするには、著作隣接権の保護期間延長も併せて行うことが必要といえるでしょう。</p> <p>日本が今後「文化芸術大国」として発展を遂げていくためには、まずわが国の文化産業を根底から支えていくための条件「保護期間延長」を実現させることが急務と考えます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-15	<p>音楽を作るのは作詞家、作曲家ですが、ヒットさせ、スタンダードな楽曲にするのは、音楽出版社です。そのために、音楽出版社は、さまざまなメディアに接触し、売り込み、ヒットさせるためにさまざまな手を打ちます。それが音楽出版社の大きな役割です。</p> <p>広く、多く使われるほど、著作権使用料は、それに比例して多くなります。音楽出版社は、使用料を著作者と契約に従って分け合いますが、音楽出版社は分け合った収入のうち、必要な経費を除いたほとんどを次のヒット曲、スタンダード作りに投資します。つまり、作詞家、作曲家、シンガー・ソング・ライターなど新しい才能を発掘し、作品発表の場を与えたり、原盤制作も行ないます。そのためには、著作権保護期間は長いほどいいのです。何故なら、スタンダードと言われる作品は、長い生命力を持っているものだからです。</p> <p>ほとんどの著作物は、作られたそばから消えて行きます。音楽の世界で言えば、5年、10年と使われ続ける作品は、全体から見れば稀でしょう。作者の死後、50年、70年歌われ続ける作品は、間違いなくかけがえのない傑作です。著作権保護期間は、これらかけがえのない作品のためにこそあります。そして、この数少ない傑作、ヒット作品、スタンダード作品が生み出す使用料が、次のヒット曲やスタンダード作りの元手になるのです。新しい才能を発掘し、育成するという創造のサイクルをスムーズに循環させる原資でもあります。</p> <p>これらのかげがえのない、人類の文化遺産ともいべき作品を保護し、その生み出す収入を次の傑作、スタンダード作品を生み出す糧として生かすために、保護期間はできる限り長く設定されるべきです。</p>	個人
Ⅲ-3-16	<p>欧州委員会は、実演家及びレコード製作者の権利の保護期間を50年から95年に延長すること、著作物の保護期間の算出方法について関係する著作者のうちもっとも長命な著作者の死後70年間とする2点を、欧州議会に提案しました。</p> <p>ECはヨーロッパにおける音楽産業の振興のために保護期間延長を進めようとしています。文化は産業であり、その振興のために保護期間を延ばそうと提案しているわけです。</p> <p>日本も文化産業という視点から、米国、EU諸国などと対等であるためにも、保護期間がいかにあるべきかを考える必要があると思います。</p>	個人
Ⅲ-3-17	<p>著作権の保護期間を70年までにのばしてください。素晴らしい貴重な作品が、勝手に不本意に使われるのは、作家にとっては屈辱です。</p> <p>また、著作権が失って、勝手にアレンジされ、盗作のように使用されるケースもあります。</p> <p>日本国民は文化の価値に対する意識がまだまだ低く、音楽や芸術の尊さを知らせるべきであります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-18	<p>著作権については著作者の死後70年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急に実現するべです。</p> <p>著作権保護期間70年は、国際社会での主要な競争相手である米国、欧州連合(EU)など対等な立場に立つための最低限のルールです。</p> <p>南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で70年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が延長を予定しています。</p> <p>わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後50年にするか70年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっていると思われます。</p> <p>国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、早急な著作権等の保護期間の延長が行われなければなりません。</p> <p>また、著作隣接権についても合わせて延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。</p> <p>著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要です。</p> <p>こうした中、欧州委員会(EC)が、EUにおける実演家及びレコード製作者の権利(著作隣接権)を50年間から95年間へ延長するよう欧州議会(EP)へ提議しました。</p> <p>この提議に当たって、従来の保護期間では実演家が存命中に保護期間が終了してしまい、実演を収録したレコードなどが販売されても収入が得られなくなるという不合理の解消、あるいはセッション・ミュージシャンの救済とともに、レコード産業がレコード市場の衰退(5年間で30%の減少)から音楽配信への転換をはかる中で、新しいタレントへの投資を行うためには保護期間の延長がもたらす利益が重要であることを、ECは指摘しています。</p>	個人
Ⅲ-3-19	<p>著作権保護期間70年は、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本が国際社会で対等な立場に立つ最低限のルールです。</p> <p>これらの保護期間延長に対して異を唱える大部分の方達は、創作者ではありません。利用者です。特に他人の創作物を利用して経済的生計を立てている方が多い日本では、著作権保護の延長に異を唱えています。</p> <p>そのような短期的な経済的な理由から保護期間の延長を行わないことになっては、未来の不利益につながると思います。</p> <p>そもそも保護期間延長しないと「知的財産立国」を目指す我が国の保護期間だけが50年であれば、「知財立国」を掲げる国家戦略の放棄ともみなされます。</p> <p>他の国で保護されている著作部が日本でのみ保護されないという状況になれば、文化・創作物の輸入・輸出にもかかわる事となるでしょう。</p> <p>結果、他人の創作物を利用している方達にさえも不利益となることと思います。</p> <p>著作権の保護期間を国際社会と同調し延長することが必要と強く感じます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-20	<p>著作権保護期間70年は、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本が国際社会での主要な競争相手である米国、EU(欧州連合)などと対等立場に立つ最低限のルールです。</p> <p>『知的財産戦略大綱』に、「『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。」とあります。さらに、「発明や著作物等の成果を知的財産として適切に保護し、有効に活用する経済・社会システムを構築することが必要である。」としています。</p> <p>このような国家戦略を推進しようとしているとき、その基盤である知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置することは、国家戦略の放棄にも等しいものです。</p> <p>すでに、著作権保護期間70年は、アメリカ、EU諸国をはじめ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ロシア、イスラエル、オーストラリア、そして後れているアジアでも韓国が延長を予定しているなど、わが国と文化交流が行われているほとんどの国で実施されています。</p> <p>映画、音楽、アニメ、漫画、ゲームなどが海外で高い評価を受け、また広く受け入れられています。今後、この動きが拡大することが予想されますが、保護期間70年を採用している主要国において、わが国の著作物のみ50年で保護が打ち切られることとなります。</p> <p>それだけではありません。わが国において、これら70年を採用している国の著作物の保護もまた50年で打ち切られることとなります。文化の輸入は、輸入国の国民の文化享受を豊かにし、それは必ず新たな創作へと結びついていきます。にもかかわらず、その著作物について使用料を払わないで済ませることは、法的にはなんら問題がないとしても、文化国家を標榜することを躊躇させるものがあることは確かだと思われます。</p>	個人
Ⅲ-3-21	<p>著作権等の保護期間延長に賛成します。</p> <p>外国の諸団体、特にアメリカ、ヨーロッパ諸国が採用している70年にあわせることを希望します。</p> <p>音楽を作る立場からいえば、現在、インターネットで各国で簡単にダウンロードすることもでき、聴くこともでき、グローバル化しています。</p> <p>しかしながら、日本は20年分著作権保護期間が短いのです。</p> <p>ゲーム、J-POPという日本の文化産業に貢献している分野にもかかわらず、法律では保護期間が短い…産業として重視していると考えるのであれば、やはり、保護期間を延長し、日本の意識の高さ、そして産業としての利益を得るべきではないでしょうか。</p>	個人
Ⅲ-3-22	<p>著作権については著作者の死後70年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急に実現するべです。</p> <p>著作権保護期間70年は、国際社会での主要な競争相手である米国、欧州連合(EU)などと対等な立場に立つための最低限のルールです。</p> <p>南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で70年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が延長を予定しています。</p> <p>わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。</p> <p>すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後50年にするか70年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっていると思われれます。</p> <p>国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、早急な著作権等の保護期間の延長が行われなければなりません。</p> <p>また、著作隣接権についても合わせて延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
	<p>音楽を作るのは作詞家、作曲家ですが、ヒットさせ、スタンダード楽曲にするのは音楽出版社です。もちろん、もとの作品がそれだけのものでなければなりません、ヒットし、スタンダードになりうる力を持った作品をその力どおり、あるいはそれ以上のヒット、スタンダードにするのは音楽出版社です。そのために、音楽出版社は、先に申し上げたようなさまざまなメディアに接触し、売り込み、あるいはそれらを組み合わせることでヒットさせるためのさまざまな手を打ちます。それが音楽出版社の大きな役割です。</p> <p>広く、多く使われるほど、著作権使用料は、それに比例して多くなります。音楽出版社は、使用料を著作者と契約に従って分け合いますが、音楽出版社は分け合った収入のうち必要な経費を除いたほとんどを次のヒット、スタンダード作りに投資します。</p> <p>つまり、作詞家、作曲家、シンガー＆ソングライターなど新しい才能を発掘し、作品発表の場を与え、あるいは原盤制作を行います。そのためには、著作権保護期間は長いほどいいのです。なぜなら、スタンダードといわれる作品は、長い生命力を持っているものだからです。</p> <p>ほとんどの著作物は、作られたそばから消えて行きます。音楽の世界で言えば、5年、10年と使われ続ける作品は、全体から見ればまれでしょう。作者の死後50年、70年歌われ続ける作品は、間違いなくかけがえのない傑作です。著作権保護期間は、これらかけがえのない作品のためにこそあります。</p> <p>そして、この数少ない傑作、ヒット作品、スタンダード作品が生み出す使用料が、次のヒット、スタンダード作りの元手になるのです。新しい才能を発掘し育成するという創造のサイクルをスムーズに循環させる原資でもあります。</p> <p>これらかけがえのない、人類の文化遺産とも言うべき作品を保護し、その生み出す収入を次の傑作、スタンダード作品を生み出す糧として生かすために、保護期間はできる限り長く設定されるべきです</p>	
<p>Ⅲ-3-23</p>	<p>青空文庫で、徳富蘇峰さんの著作を電子化させて頂いています、田部井保と申します。青空文庫の活動に参加して日が浅いという事もあり、個人としての意見とさせて頂きたいと思います。</p> <p>私は、以前から徳富蘇峰の『近世日本国民史』を読みたいと考えていました。ただどうすれば良いのか解らず、そのままにしておりました。そして今年のブックフェアである本を購入し、その本の記述から徳富蘇峰さんの著作権が今年の1月1日で切れている事を知りました。早速、青空文庫を訪ねてみると、徳富蘇峰さんの作品には全く手が付けられていない事が判りました。誰もやっていないのだったら私がやろうと思いい、徳富蘇峰さんの作品を手に入れようとしたところ、『近世日本国民史』については、なかなか手に入らない事が判り、『将来の日本』『吉田松陰』なら最近の本で比較的手に入れ易いという事が判りました。『吉田松陰』についてはすでにネット上で公開されている事を確認したので、『将来の日本』の電子化を青空文庫で行なう事にしました。この時から青空文庫の職員となりました。作業を始めてしばらくすると『近世日本国民史』は古本でならなんとか入手できそうだと判り、時事通信社版の第一巻を手に入れましたが、こちらは校訂者の著作権が入りそうで、底本には出来なさそうでした。それからまたしばらくして、明治書院の普及版全50巻を手に入れました。こちらは著作権の問題が無さそうです。『将来の日本』の電子化が終わったら『近世日本国民史』の電子化作業を行なおうと思っています。</p> <p>『近世日本国民史』、比較的最近に講談社学術文庫から何冊か出版されましたが、こちらもほぼ絶版状態のようです。欲しければ古本を当てるか図書館に行くしかありません。それに100巻すべてではありません。それから、講談社学術文庫のものは、校訂が結構入っている模様で、オリジナルのものを読みたいと考えたら古本を当てるしかありません。古本の場合、すべての古本屋に同じ本が揃っている訳ではないので、手にとって見る事が出来ない場合がほとんどだと思います。最近では便利になりインターネットで古本を購入できますが、前述したとおり、手にとって見る事ができないので、躊躇してしまう事が多いのではないのでしょうか。私の場合は入力するという目的があったので、大金を出して買いましたが、普通の人はそんな博打はなかなか出来ないと考えます。それから図書館ですが、家の傍の図書館では『近世日本国民史』の第一巻は置いてありませんでした(区で検索したので、その区には全く無い状況です)。</p> <p>このように現状『近世日本国民史』は、一般の人が簡単に目にする状況にありません。『近世日本国民史』を目標にして探せば見つかるが、ある人が偶然目にして読むという機会はほとんど無いと言って良いと思います。</p> <p>50年経って、生き残る本もありますが、片隅に追いやられてしまう本も少なくないと思います。そういった本に価値がないかと言えば、そんな事はないと思われます。著作権が現行の50年ならば、徳富蘇峰の『近世日本国民史』、今電子化して、誰かが見たいと思った時に、いつでも見られるようにする事が出来ます。著作権がこれで70年になると、いつでも見られるのが20年遅れ、その間にますます存在が希薄になってしまいかも知れません。70年に延長して恩恵を受けるのは、ほんの僅かの本で、それ以外の大部分の本は、ますます読まれないという事になってしまうと思われます。作者がそれを望んでいるのでしょうか？たくさんの人に読まれたいと思っているのではないのでしょうか。</p>	<p>個人</p>

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-24	<p>保護期間の延長に反対します。 各項目については、下記のとおり意見します。</p> <p>1. 各国の延長に対応する事項 (1) 国際約束の規定との関係に対して 著作物輸入国である日本が延長するメリットは何もありません。 それに対し、国際的な協調のためという意見がありますが、国際的な協調は、条約によってなされていると考えています。条約を守っているなら、諸外国に対して恥じるいわれもないでしょう。</p> <p>(3) 平均寿命の伸長 本来、著作権で孫の代まで保護するというのが、おかしいと思います。 創作者の子供や孫まで保護してやるのは、不労所得を与えているだけで子供や孫を甘やかすだけです。 必要なら生存中に創作物でもうけ、財産を残せばいいだけです。もし仮に創作者が亡くなった場合でも、保険制度を設けておけばいいだけだと思いますが。</p> <p>3. 文化の発展に与える効果の観点(総論) 保護期間が短いほうが文化の発展に与える効果が大きいです。結局、保護期間内でも絶版になり日の目を見ない著作物が早く公有化されることにより、人々の目に見ることができるようになり、それを下敷きとした新たな創作物ができる可能性があります。</p> <p>4. 創作意欲への影響の観点 正直、創作者の中で保護期間の長短を気にする方はいないと思います。また、保護期間の延長で得るのは、著作権の相続人だけなので、創作意欲にまったく結びつかないと思います。</p> <p>6. 公有による文化創造サイクルへの影響の観点 3に対する意見で述べましたが、保護期間が短いほうがよいと思います。</p>	個人
Ⅲ-3-25	<p>著作権は創作者の私有財産です。それは不動産などと違って、創作された著作物によって人々が癒されたり、元気づけられたりする社会性や公共性はありますが、だからといって著作物を利用する側の、欧米諸国より短くていいとする意見には賛同できません。保護期間の在り方については欧米諸国と同等に扱われるべきであり、それがインセンティブを高めることになるのではないのでしょうか。</p> <p>経済的には世界2位の日本が、国際的に尊敬されないのは文化が理解されていないからだと思われま す。日本の経済を維持し、かつ、外国から尊敬される国になるためには、その質を高めることが不可欠で しょう。著作権保護期間を50年に据え置くべきだとする意見は、まさに経済を優先しようとする象徴的な意 見です。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-26	<p>保護期間が短く、早くパブリック・ドメインになったほうが著作物は多く使われるという意見をよく聞きますが、保護期間が長いほど作品は多く使われる可能性を高めているといえると思います。</p> <p>なぜならば、保護期間中であれば、著作権使用料が発生する為、権利者は保護期間中にありとあらゆる手段を使ってその作品に付加価値を付けて作品の再開発を行なうからです。もしも、保護期間が終了してパブリックドメインとなってしまったら、誰も使用料を徴収できない事から、その作品を開発し、育てるという努力をせずに、作品も生命力を失ってしまいます。</p> <p>「著作権」と言う言葉が一般に浸透してきたのはインターネットが普及されたここ最近の話だと思います。おそらく10年前の「著作権保護期間」と今日の「著作権保護期間」とでは、作品の寿命という意味も時代と共に変わってきた認識が必要なのだと思います。</p> <p>なぜならば、技術の発達や、作品の伝達手段、作品の利用方法も変わり、作品の再開発を行なう手段も増え、過去の作品をアーカイブ化して世に広める機会も増えたのですから。作品のアーカイブ化を行なうのも権利者、又は作品から産まれる使用料があつてのことです。</p> <p>しかし、保護期間終了を目前とした場合にそのアーカイブ化の資料を整えるでしょうか。すなわち、パブリックドメインとなれば、有名な作品だけが世に残るようになってしまい、他の作品には、誰からもスポットライトを当てられずに、それこそ消滅してしまうことに繋がります。これこそ「文化の消失」です。「知的財産の消滅」です。そんなことになってしまつては「知財立国」を目指そうとしている日本の政策から離れてしまうと思います。</p> <p>「保護期間延長」にはさまざまな問題も生じるとは思います。しかし、今日の国際社会で日本が出遅れている事は、この「著作権保護期間」です。明日にでも「保護期間終了」となってしまう作品があります。延長にともなう課題は、ゆくゆくゆっくり時間をかけて解決できるものです。もっと前向きに「保護期間の延長」について考えるべきだと思います。</p>	
Ⅲ-3-27	<p>資源を持たない日本は、知的財産を外国に利用してもらうことにより、海外から利益を得たい。そのため、保護期間を欧米と同じ70年に合せて、海外において日本の著作物を70年間保護させることが、長期的な観点から、日本の国益になると考える。</p>	個人
Ⅲ-3-28	<p>著作権については著作者の死後70年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急に実現するべきです。</p> <p>著作権保護期間70年は、国際社会での主要な競争相手である米国、欧州連合(EU)などと対等な立場に立つための最低限のルールです。</p> <p>南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で70年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が延長を予定しています。わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。</p> <p>すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後50年にするか70年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっていると思われまふ。</p> <p>国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、早急な著作権等の保護期間の延長が行われなければなりません。</p> <p>また、著作隣接権についても合わせて延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。</p> <p>著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要です。</p> <p>こうした中、欧州委員会(EC)が、EUにおける実演家及びレコード製作者の権利(著作隣接権)を50年間から95年間へ延長するよう欧州議会(EP)へ提議しました。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
	<p>この提議に当たって、従来の保護期間では実演家が存命中に保護期間が終了してしまい、実演を収録したレコードなどが販売されても収入が得られなくなるという不合理の解消、あるいはセッション・ミュージシャンの救済とともに、レコード産業がレコード市場の衰退(5年間で30%の減少)から音楽配信への転換をはかる中で、新しいタレントへの投資を行うためには保護期間の延長がもたらす利益が重要であることを、ECは指摘しています。</p> <p>また、今回の提議は、著作権についても、共同著作について幅広い解釈を取り入れ、作詞者、作曲者の区別なく最も長命を保った著作者に合わせて保護期間を設定することを提案しています。ECが、文化を産業として捉える見地から著作権保護期間を考えていることは明らかです。その結果、著作者の経済的社会的地位を押し上げ、より豊かな創作環境を実現することにつながることは間違いありません。</p> <p>ビートルズのレコード・デビュー(1962年)から間もなく50年を迎えようとしている時期に行われた今回の提議は、文化芸術を国の基幹産業と捉える必要に迫られているわが国にとっても極めて重い意味を持っていると思われます。</p> <p>文化芸術を利用して利益を上げようとする方向にのみ進んでいるように見えるわが国のあり方を改め、文化芸術そのものの隆盛によって経済的豊穡も同時にもたらす社会を目指すことが、いま求められています</p>	
Ⅲ-3-29	<p>この節の中で、 「8 文化の発展への影響に関する各論点の関係」の意見に対して、2点意見を書いてみる。</p> <p>「・ 現在、流通・利用しているコンテンツは大体が最近に作られたものである。相当期間たった著作物で流通しているものは全体のごくわずかな部分に過ぎない。逆に言えば、著作権が切れたとしても使われるものは全体のごくわずかであり、保護期間を延長することによって利用者に生じる損失も、ごくわずかということではないか。」の箇所について。「著作権が切れたとしても使われるものは全体のごくわずかであり」とあるが、これは、間違いである。実際は、「使われる」ではなく「使うことが可能、もしくは使う事が計画される可能性がある」である。多くの著作物が死蔵しているために、過去の著作物を利用する可能性が著しく制限されているのである。この状態では、コンテンツの流通の可能性さえも阻害されているのである。まずは、このポイントを認識してほしい。この死蔵をさらに押し進める延長には反対である。</p> <p>そして、 「・ パブリックドメインになることによるメリットについては、現状でも各種の権利制限規定が用意されている学校教育、障害者のような利用もあり、利用できる幅を広げていけば、保護期間を延長しても、具体的な支障はないのではないか。」</p> <p>の箇所については、実際に利用できる可能性、選択肢の幅が極端に狭くなっている状態そのものが、支障となっているのである。もし、過去50年に出版された書籍が全て利用できるとしたら、その全体に対して、現在利用できるものはあまりにも少ない。まずは、現在利用できるものを念頭に考えるのではなく、理想として全ての著作物を利用できるようにするシステムを考えるべきであり、そのために有効な方針を採用すべきである。この観点から、延長は望ましくない。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-30	<p>延長すべきであるとする議論は、感情論や実際にそぐわない空論が非常に多い。 総じて根拠は薄弱であり、そもそも制度を大きく変える前提となるべき「必要性」の論証がなされていない。</p> <p>2(1)から順に。</p> <p>● 権利が少しでも与えられるのであれば、創作インセンティブが高まる場合がある。 → 制度の変更を要求するのであれば、インセンティブが高まるという数値を上げる必要がある。先行者が70カ国居るのであれば、いくらでも実例はあるはず。ないのであれば、この意見は顧みるに値しないと言う事になる。</p> <p>● 作品の価値を高めるための事後投資が必要であり、保護期間延長による収益が、その原資となる。 → 想定される「権利者」とは、基本的に個人ではなかったのか？個人の投資サイクルを考えるなら、50年どころか10年でも長すぎるだろう。そもそも、個人・法人とも発表後70年間生存・存続しているものは極少数である。70年計画で投資サイクルを持つ企業など、コンテンツ産業ではあり得ない。</p> <p>● 個々の作家にとっては、社会からより大切にされているという直感的な思いが創作のインセンティブになる。 → データ提示の必要性は二つ上と同様。</p> <p>● 過去のヒット作の安定的な収入が、新しい才能の発掘や創作者育成の原資となっているが、延長により原資が増加すれば次代の文化創造が促進される。 → 二つ上と同様。また、次代の文化創造とは何か？ディズニーのアニメーションもシェイクスピアの戯曲も、当時多く存在した多くの作品を下敷きとしてできあがっている事を忘れてはならない。期間延長は、こういった“文化創造”を阻害する要因が20年間延長されるという事である。そもそも権利者は利益を追求する個人や企業である。権利を延長したとしても、次代の文化創造などに回すという保証はない。むしろ、安</p> <p>● インターネット上の利用等は、保護期間内でも手続を経れば可能であり、保護期間が切れてはじめて、それらの利用拡大や利用革新が起こるわけではない。 → 現在の手続きコストの大きさを、まるで無視するかのような物言いである。青空文庫が可能になる、と言う事が「革新」でなくて何なのか？手続を経れば「可能」とは、よく言ったものである。</p> <p>● インターネットを利用した違法行為によって実質的な権利が縮小しているのであり、EUでのレコード・実演家の保護期間延長の提案も収益機会の減少により新人への投資ができなくなっていることが背景にある。 → 違法行為によって縮小するのは、権利から得られる利益であって権利ではない。そもそも、違法行為が増えたから権利を強くすると言うのは、論理的に全くつながっていない。行うべきは、取り締まり行為の筈である。なぜ違法行ユーザーによる損害を、権利拡大の受け入れという形で違法ユーザーが補填しなくてはならないのか？また、収入が減少しているのは単に事業に失敗したか、ニーズ細分化時代の趨勢として関連産業が斜陽化しただけの事であり、法制度によって保護する必要性は無い。次代に適応して、斜陽化する音楽産業で利益を上げるAPPLEのような実例もある。</p> <p>以上のように、法制度の変更を要求する側はその根拠と利益をまるで示せておらず、賛同するのは極めて困難である。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-31	<p>50年も価値の続くコンテンツが無いとは言えないが、ほとんど握りのコンテンツであり、それ以外のコンテンツは実質「死蔵」されているような状態で保護期間を延長すると、著作物の円滑な利用が阻害されるのではないかと考える。</p> <p>完全にゼロから制作したコンテンツなど皆無に等しく、何らかの過去のコンテンツからアイデア等を貰い、新しいコンテンツが作成されるのが現実なので、むしろ保護期間を延長したことによる弊害の方が多いのではないかと考える。</p> <p>また、国際的な協調が理由として挙げられているが、先日、欧州は95年にまで保護期間を延長する案を提案した。</p> <p>実演家の権利なので、ここで問題として挙げられているものとは若干ずれるが、この期間が今後、さまざまな隣接権に波及し、国際的に波及した際も、今度は95年間に延期するのだろうか？</p> <p>条約や国際協調以上に、まず日本国民の利益を最優先に考えることこそが基本的なことだと考える。国際協調などよりもまず、条約の枠内で日本の実情を考え、あくまで日本の社会に合った形の保護期間を設定することが重要だと考える。</p> <p>また、アニメなどのコンテンツは、その多くが日本製のものである。</p> <p>むしろそのようなものは、海外にあわせる必要など全く無いため、この点からも保護期間の延長理由に国際協調を挙げるのは、理由としては弱いのではと考えるものである。</p>	個人
Ⅲ-3-32	<p>現行の死後50年をこれ以上、延長する必要はないと考えます。(メリットがなく、デメリットが多いため)</p> <p>また、文芸作品に関しては、現行のままでもいいが、他の分野では、50年ではなく、もっと短くした方が、その著作物のもつ利用価値が増すものもあるように思います。</p> <p>創作を促進する好循環を生むために、著作者(著作権者ではなく)が、経済的にも社会的にも認められることは、勿論、重要で、それは、保護期間の延長ではなく、様々な芸術文化支援の体制を整えることで、可能になると考えます。その方策や、具体的なシステム構築に、多くの予算が使用されることを望みます。</p>	個人
Ⅲ-3-33	<p>現在の情勢では、権利者の権利保護にばかり目がついて、消費者のサービスの加速の妨げになっているように思われます。</p> <p>代表例: デジタル放送のコピーワンス ⇒ コピーテンになっても利便性が向上するどころか、何も変わらないとの意見がある。</p> <p>電子書籍の普及 ⇒ デジタル化によるコピーの恐れなどから、書籍の電子化が進まず、電子媒体による電子ブックの販売が滞っている。</p> <p>コピーコントロールCD ⇒ 音楽CDにコピー防止機能を設けたが、実質的に音質が悪化するなど、作品自体のクオリティに影響が及んでしまった。また、およそ10年程度前には、MIDIによるDTMが流行しており、音楽創作活動が非常に活発だったが、これもJASRACの行き過ぎた取締りにより、減退してしまった。現在のP2Pによる被害の大本には「MP3による音楽の共有」があり、その原因となったのがJASRACの取り締まりだと言われています。</p> <p>このように権利保護にばかり目が向くと消費者の反発を招くばかりでなく、反発による違法品の流通により正常なサービスまで妨げてしまいかねません。</p> <p>中間整理を見る限りでは創作・アーカイブ活動を行いたいと考えている個人が既存の著作物を利用する際の努力について、「相当な搜索努力」と書かれているのみです。</p> <p>これでは著作物の保護期間を延長しても、利用が進まなくなるのみで、文化への貢献は少ないのではないかと思います。</p> <p>保護期間を延長するのであれば、利用を促進する、利用しやすくする法整備・行政サービスの整備が必要不可欠であると考えます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-34	<p>音楽を創作する人は作詞家・作曲家ですが、それをヒットさせスタンダード楽曲にするのはレコード会社と音楽出版社です。</p> <p>もちろん、作品そのものがそれだけの力を持ったものでなければなりません、ヒットしてスタンダード作品になりうる力を持った作品を、その力通りに、あるいはそれ以上のヒット作品・スタンダード作品にするのは音楽出版社の役目だと思います。</p> <p>そのために音楽出版社は、様々なメディアに売り込み、接触してヒットさせる為の色々な手立てを行います。それが音楽出版社の重要な役割だと思います。</p> <p>広く、多く使われる程、著作権使用料は比例して多くなります。音楽出版社は、著作権使用料を著作者と契約に基づいて分け合いますが、音楽出版社は分け合った収入のうち必要な経費を除いた大部分を、次のヒット曲・スタンダード曲作りに再投資します。つまり、作詞家・作曲家・シンガーソングライターなど新しい才能を発掘し、作品発表の機会を与え、或いは原盤制作を行います。その為には、著作権保護期間は長いほど良いのです。なぜならば、スタンダードと言われる作品は、長い生命力を持っているからです。</p> <p>ほとんどの著作物は、作られたそばから消えてゆきます。音楽の世界で言えば、5年・10年と使われ続ける作品は、その数からしたら、大変まれだと言えます。作者の死後50年・70年と歌われ続ける作品は、間違いなくかけがえのない傑作だと言えます。著作権保護期間は、これらかけがえのない作品の為にこそあります。そして、この数少ない傑作・ヒット作品・スタンダード作品が生み出す使用料が、次のヒット作品・スタンダード作品作りの元手となります。新しい才能を発掘・育成するという創造のサイクルをスムーズに循環させる原資でもあります。</p> <p>これらのかげがえのない、人類の文化遺産とも言うべき作品を保護し、その生み出す収入を次の傑作・スタンダード作品を生み出す糧として生かす為に、保護期間は出来る限り長く設定されるべきです。</p>	個人
Ⅲ-3-35	<p>著作権保護期間が他国より短いと、そのぶん、保護期間の相互主義をとる国に、わが国の優れたコンテンツをむざむざタダで利用されてしまいます。</p> <p>保護期間を他の主要国並に伸ばすことは、「知的財産立国を目指す」うえで最初に行うべき戦略だと思います。</p>	個人
Ⅲ-3-36	<p>音楽を作るのは作詞家、作曲家ですが、ヒットさせスタンダード楽曲にするのは音楽出版社です。もちろん、もとの作品がそれだけのものではなければなりません、ヒットしスタンダードになりうる力を持った作品をその力どおり、あるいはそれ以上のヒット、スタンダードにするのは音楽出版社です。そのために、音楽出版社は、先に申し上げたようなさまざまなメディアに接触し、売り込み、あるいはそれらを組み合わせでヒットさせるためのさまざまな手を打ちます。それが音楽出版社の大きな役割です。</p> <p>広く、多く使われるほど、著作権使用料は、それに比例して多くなります。音楽出版社は、使用料を著作者と契約に従って分け合いますが、音楽出版社は分け合った収入のうち必要な経費を除いたほとんどを次のヒット、スタンダード作りに投資します。</p> <p>つまり、作詞家、作曲家、シンガー＆ソングライターなど新しい才能を発掘し、作品発表の場を与え、あるいは原盤制作を行います。そのためには、著作権保護期間は長いほどいいのです。なぜなら、スタンダードと言われる作品は、長い生命力を持っているものだからです。</p> <p>ほとんどの著作物は、作られたそばから消えて行きます。音楽の世界で言えば、5年、10年と使われ続ける作品は、全体から見ればまれでしょう。作者の死後50年、70年歌われ続ける作品は、間違いなくかけがえのない傑作です。著作権保護期間は、これらかけがえのない作品のためにこそあります。</p> <p>そして、この数少ない傑作、ヒット作品、スタンダード作品が生み出す使用料が、次のヒット、スタンダード作りの元手になるのです。新しい才能を発掘し育成するという創造のサイクルをスムーズに循環させる原資でもあります。</p> <p>これらのかげがえのない、人類の文化遺産とも言うべき作品を保護し、その生み出す収入を次の傑作、スタンダード作品を生み出す糧として生かすために、保護期間はできる限り長く設定されるべきです。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-37	<p>著作権保護期間70年は国際社会での競争相手である米国や欧州連合などとの対等な立場で接する為の基本条件です。</p> <p>著作権について著作者の死後70年への延長、著作権隣接権については著作権とのバランスをとりながらの期間延長は早急に実現すべきです。</p> <p>今や多くの国で70年が実現されており、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業を日本の基幹産業として位置づけられるかどうかの瀬戸際と言ってもいい状況といえます。</p> <p>国際間の協調を図り、知財立国を推進する為に早急な保護期間の延長が不可欠です。</p> <p>著作権隣接権における実演家やレコード製作者等の存在なくして音楽の普及は考えられませんし、EUにおける50年から95年延長の提議からも、国際社会での文化を産業とした考察が主流と考えられる事からも不平等な結果予想を断固阻止すべきです。</p> <p>また、パブリック・ドメインにする事で著作物の使用が容易になると言う多くの意見は、結局は人の努力の恩恵を利用して楽に事業展開する為であり、著作物の創造に係る著作権者の保護が新たな創造を生むという道理を無視したものと思えません。</p> <p>何よりも国際社会での不平等・不均衡な保護の現実を生み出す事は目に見えており、それだけでなくも資源の乏しいわが国の財産である音楽文化を損なわしめる事は是非とも避けるべきであると素朴に思います。</p> <p>私も音楽著作権を管理運用する音楽出版社を営む者の一人として、作家や家族がありスタッフと其の家族の生活を支える義務と責任があり生きる権利があります。</p> <p>PDIになっていくら使用されても事業は成り立ちません。</p>	個人
Ⅲ-3-38	<p>音楽を作るのは作詞家、作曲家です。</p> <p>ヒットさせ、スタンダード楽曲に育てるのは音楽出版社です。もちろん、もとの作品に力を秘めていなければなりませんが、ヒットし、スタンダードになりうる力を持った作品が、その力どおり、あるいはそれ以上のヒット、スタンダードになるのは音楽出版社の力です。音楽出版社は、さまざまなメディアに接触し、売り込み、あるいはそれらを組み合わせるために、さまざまな手を打ちます。</p> <p>それが音楽出版社の大きな役割です。</p> <p>広く、多く使われるほど、著作権使用料は、それに比例して多くなります。</p> <p>音楽出版社は、使用料を著作者と契約に従って分け合いますが、音楽出版社は分け合った収入のうち必要な経費を除いたほとんどを次のヒット、スタンダード作りに投資します。</p> <p>つまり、作詞家、作曲家、シンガー＆ソングライターなど新しい才能を発掘し、作品発表の場を与え、あるいは原盤制作を行います。そのためには、著作権保護期間は長いほどいいのです。なぜなら、スタンダードといわれる作品は、強い生命力を持って永く生き続けるからです。</p> <p>多くの著作物は、作られたそばから消えてしまう運命にもあります。音楽の世界で、5年、10年と使われ続ける作品は、全体から見れば、まれかもしれません。</p> <p>作者の死後50年、70年歌われ続ける作品は、間違いなくかけがえのない傑作です。</p> <p>著作権保護期間は、これらかけがえのない作品のためにこそあります。</p> <p>この数少ない傑作、ヒット作品、スタンダード作品が生み出す使用料が、次のヒット、スタンダード作りの元手になるのです。新しい才能を発掘し育成するという創造のサイクルをスムーズに循環させる原資でもあります。</p> <p>これらのかげがえのない、人類の文化遺産とも言うべき作品を保護し、その生み出す収入を次の傑作、スタンダード作品を生み出す糧として生かすために、保護期間はできる限り長く設定されるべきです。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-39	<p>音楽を創作する人は作詞家・作曲家ですが、それをヒットさせスタンダード楽曲にするのはレコード会社と音楽出版社です。</p> <p>もちろん、作品そのものがそれだけの力を持ったものでなければなりません、ヒットしてスタンダード作品になりうる力を持った作品を、その力通りに、あるいはそれ以上のヒット作品・スタンダード作品にするのは音楽出版社の役目だと思います。</p> <p>そのために音楽出版社は、様々なメディアに売り込み、接触してヒットさせる為の色々な手立てを行います。それが音楽出版社の重要な役割だと思います。広く、多く使われる程、著作権使用料は比例して多くなります。音楽出版社は、著作権使用料を著作者と契約に基づいて分け合いますが、音楽出版社は分け合った収入のうち必要な経費を除いた大部分を、次のヒット曲・スタンダード曲作りに再投資します。つまり、作詞家・作曲家・シンガーソングライターなど新しい才能を発掘し、作品発表の機会を与え、或いは原盤制作を行います。その為には、著作権保護期間は長いほど良いのです。なぜならば、スタンダードと言われる作品は、長い生命力を持っているからです。</p> <p>ほとんどの著作物は、作られたそばから消えてゆきます。音楽の世界で言えば、5年・10年と使われ続ける作品は、その数からしたら、大変まれだと言えます。作者の死後50年・70年と歌われ続ける作品は、間違いなくかけがえのない傑作だと言えます。著作権保護期間は、これらかけがえのない作品の為にこそあります。</p> <p>そして、この数少ない傑作・ヒット作品・スタンダード作品が生み出す使用料が、次のヒット作品・スタンダード作品作りの元手となります。新しい才能を発掘・育成するという創造のサイクルをスムーズに循環させる原資でもあります。</p> <p>これらのかげがえのない、人類の文化遺産とでも言うべき作品を保護し、その生み出す収入を次の傑作・スタンダード作品をみ出す糧として生かす為に、保護期間は出来る限り長く設定されるべきです。</p>	
Ⅲ-3-40	<p>基本的な立場として、保護期間延長には「反対」です。</p> <p>この点についての私の立場は、(引用 文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理 P57)</p> <p>平準化するといっても、EU各国が「死後70年」にしたのは、個々の国は「死後70年」に反対であっても、EUの中で一番長い国に合わせざるを得ない事情があったことなど、欧米諸国が保護期間を延長した理由を仔細に検討すべきであり、数字だけを根拠に平準化すべきでない(引用終了)がもっとも近いことを明示しておきます。</p> <p>今回の中間整理で特に触れられていない点について述べます。</p> <p>私が特に気にしているのは、「50年と70年における差、20年がもたらす影響が甚大である点」です。</p> <p>現代の時間は、過去に比べずさまじく早い速度で流れています。</p> <p>たとえば携帯電話が普及したのはここ20年程度の事です。たかだか20年で世界は劇的に変革しうるし、今後そうした傾向はますます強まると考えられます(そもそも、現行の著作権法が制定されてからも50年経っていません)。50年だ70年だという話は、著作権、コンテンツのあり方を考えるという一点に置いては、そもそも途方もない未来のことを話しているとは思えません。</p> <p>保護期間が切れることの意味が、時代とコンテンツの開放であるなら、時代そのもののスピードが上がると思われる未来において、過去をより長いあいだがんじがらめにしておくことに意味はないように思えます。作者の死後50年ならまだ理解の手の届く範囲だったものが、70年では届かなくなります。作者と利用希望者の年の差の問題だけではなく、70年以上前は(我々が今思うよりも)遠い時代過ぎる、ということがあり得ると考えます。</p> <p>これはコンテンツの価値の下落です。コンテンツの価値が皆無に近づくまで親族の手元に残すことが目的のなら、最初から著作権の保護期間終了など考えなければよかったです。</p> <p>「著作物の保護期間は終了するべきだ」という認識が共有され、その理由が「1. 利用の拡大、2. 利用方法の革新、3. 再創造、4. 取引費用の削減」にあるのであれば、その実現が遠すぎる未来でないほうがよいと考えます。</p> <p>以上、パブリックコメントとして記述いたしました。</p> <p>受理くださいますようお願いいたします。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-41	<p>今年の7月、欧州委員会は実演家及びレコード製作者の権利の保護期間を5年から95年に延長すること、著作権の保護期間の算出方法について関係する著作権のうちもっとも長命な作者の死後70年間とする2点を、欧州議会に提案しました。</p> <p>ECはこの提案の理由のひとつとして、レコード市場の縮小(過去5年間で30%減)、音楽配信がその代替となりえていないことを挙げ、「ヨーロッパのレコード産業は新人に投資するために必要な安定的収入源の確保という課題に直面している」(提議書)としています。また、実演家についても社会的処遇を改善する必要があるといっています。</p> <p>日本では、実演家、レコード製作者の権利は著作隣接権として別の権利として規定されていますが、いずれにしても、ECはヨーロッパにおける音楽産業の振興のために保護期間延長を進めようとしています。文化は産業であり、しかもヨーロッパの将来にとって重要な産業だということです。</p> <p>その振興のために保護期間を延ばそうと提案しているわけです。保護期間が作者の創作のインセンティブになるかどうかという議論もありますが、それとは別に文化産業という視点から、保護期間が如何にあるべきか考える必要があると思います。</p> <p>そのとき、保護期間が、米国、EU諸国などと対等でなければ、わが国の文化産業は明らかに不利な条件下におかれることとなります。</p>	個人
Ⅲ-3-42	<p>著作権保護期間70年は、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本が国際社会での主要な競争相手である米国、EU(欧州連合)などと対等な立場に立つ最低限のルールです。</p> <p>『知的財産戦略大綱』に、「『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、わが国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。」とあります。さらに、「発明や著作物等の成果を知的財産として適切に保護し、有効に活用する経済・社会システムを構築することが必要である。」としています。</p> <p>このような国家戦略を推進しようとしているとき、その基盤である知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置することは、国家戦略の放棄にも等しいものです。</p> <p>すでに、著作権保護期間70年は、アメリカ、EU諸国をはじめ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ロシア、イスラエル、オーストラリア、そして後れているアジアでも韓国が延長を予定しているなど、わが国と文化交流が行われているほとんどの国で実施されています。</p> <p>映画、音楽、アニメ、漫画、ゲームなどが海外で高い評価を受け、また広く受け入れられています。今後、この動きが拡大することが予想されますが、保護期間70年を採用している主要国において、わが国の著作物のみ50年で保護が打ち切られることとなります。</p> <p>それだけではありません。わが国において、これら70年を採用している国の著作物の保護もまた50年で打ち切られることとなります。文化の輸入は、輸入国の国民の文化享受を豊かにし、それは必ず新たな創作へと結びついていきます。にもかかわらず、その著作物について使用料を払わないで済ませることは、法的にはなんら問題がないとしても、文化国家を標榜することを躊躇させるものがあることは確かだと思われます。</p>	個人
Ⅲ-3-43	<p>著作権については作者の死後70年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急に実現するべです。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-44	<p>保護期間の延長に反対します。 各項目については、下記のとおり意見します。</p> <p>1. 各国の延長に対応する事項 (1) 国際約束の規定との関係に対して著作物輸入国である日本が延長するメリットは何もありません。それに対し、国際的な協調のためという意見がありますが、国際的な協調は、条約によってなされていると考えています。 条約を守っているなら、諸外国に対して恥じるいわれもないでしょう。</p> <p>(3) 平均寿命の伸長 本来、著作権で孫の代まで保護するというのが、おかしいと思います。創作者の子供や孫まで保護してやるのは、不労所得を与えているだけで子供や孫を甘やかすだけです。必要な生存中に創作物でもうけ、財産を残せばいいだけです。もし仮に創作者が亡くなった場合でも、保険制度を設けておけばいいだけだと思います。</p> <p>3. 文化の発展に与える効果の観点(総論) 保護期間が短いほうが文化の発展に与える効果が大きいです。結局、保護期間内でも絶版になり日の目を見ない著作物が早く公有化されることにより、人々の目に見ることができるようになり、それを下敷きとした新たな創作物ができる可能性があります。</p> <p>4. 創作意欲への影響の観点 正直、創作者の中で保護期間の長短を気にする方はいないと思います。また、保護期間の延長で得をするのは、著作権の相続人だけなので、創作意欲にまったく結びつかないと思います。</p> <p>6. 公有による文化創造サイクルへの影響の観点 3.に対する意見で述べましたが、保護期間が短いほうがよいと思います。</p>	個人
Ⅲ-3-45	<p>① 保護期間は70年まで延長すべきです。 私が敬愛するJohn Lennonが1980年に射殺されて早28年が経過しています。やがて彼の著作権が切れたとき、日本がコピーライトヘイブンとして世界の批判を浴びることは明らかあり、私は非常に残念です。我が国の恥です。保護期間は延長して、先進国と同水準の70年に延長すべきです。 こうしたことが他のもっと前に他界した著作物の場合で今まさに現実に起きていることをもっと深刻な問題として捉えるべきです。</p> <p>② 戦時加算は著作権を10年延長した場合の実例として捉え、この間の文化的、経済的効果の検証を20年延長した場合の実証材料として活用すべきです。解消は、70年延長と同時でもやむを得ません。 戦時加算が適用されている国は、実質日本における保護期間は約60年であったわけで、保護期間が10年延長されていたのと同じことでした。この間受けた経済的恩恵は戦時中の損失をカバーするどころか、むしろ多大なものがあり、それだけ我が国が他国の文化を大切にしてきた証であるとも考えられます。 もちろん導入の経緯や根拠は現在意味を持たないものとなっていますが、この間、二次的著作物の発展が阻害されるような延長反対派が言うような、大きな支障があったかという、特になかったと思います。むしろこうした曲の利用から得られた著作権使用料も、例えば音楽出版社が日本の新たな音楽を創造する原資として使われてきたわけで、日本の文化の創造、発展にも貢献していると考えられます。 このように、戦時加算を、我が国で著作権を10年延長した場合の実例として捉え、この間の文化的、経済的効果の検証を20年延長した場合の実証材料として活用すべきです。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-46	<p>「日米規制改革および競争政策イニシアティブ」 「国際的な平準化のため」というのなら、むしろ、世界標準といえる50年に合わせるべきです。上のページにある、延長の理由を読んでもとりわけ説得力を感じるものはなく、それどころか恥じ入るべきものさえあります。</p> <p>また、欧米諸国ばかりを捕まえて国際的な趨勢と言われるのはあまり気持の良いものではありません。今回の議論自体もアメリカが保護期間を延ばすように要請してきたということが出発点であると認識しています。</p> <p>特定の著作物を保護するために定期的に保護期間を延長している国が、自国を世界的傾向と騙ってそれに合わせると言う。この理不尽に対して唯々諾々と追従するというのはどういう見なのでしょうか。</p> <p>著作権仲介業者が昨今少なくなってきた収益を盛り返すために賛成している、という風に見て取れるのですが、その所はどのようなのでしょうか？</p> <p>著作者を含めて三世代を保護するという必要性を感じません。あまりにも過保護です。</p> <p>「仮に子どもの生活保障が最低限必要だとしても、最長で創作者の死後すぐに生まれた子が大学卒業するまで25年の保護期間で十分である。孫世代まで収入保障をする必要はなく、孫を育てるのは子世代の責任である。」という意見に同意するわけですが、著作の創造に特に関わったとは限らない遺族に不労所得を与えることを良しとするのでしょうか。</p> <p>第3章 第3節 各論点についての意見の整理 6 公有による文化創造サイクルへの影響の観点(92ページ) 「インターネット上のアーカイブ等が、利用方法の革新となっているが、保護期間内でも、手続を経れば可能であり、保護期間が切れればその革新が起こるとの関係に立つものではないのではないか。」</p>	個人
Ⅲ-3-47	<p>多くのコンテンツを死蔵させている出版社などに「保護期間内でも、手続を経れば可能」という論は説得力に欠けます。</p> <p>「コンテンツを職業的に生み出し、育成し、その産業に従事している人をいかに保護していくかという観点が必要ではないか。」</p> <p>事業者ではなく、クリエイターを保護するという観点が重要です。</p> <p>「保護期間が70年に延長されても実際は何も変わらないだろう。」</p> <p>だからといって70年に延長してもよいということにはならない点に注意してください。</p> <p>「保護期間の死後50年から70年までの間は、許諾権ではなく報酬請求権にすること、又は再創造、非営利利用は自由、営利利用の場合も収入の数%の支払いで利用できるとの緩い報酬請求権としてはどうか。」</p> <p>保護期間の死後20年から50年までの間は、許諾権ではなく緩い報酬請求権にすることにしてはどうか。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-48	<p>私は、著作権保護期間延長に賛成も反対もいたしません。</p> <p>死後70年に延長するというEUの指令から、EU諸国、ロシア等多くの国が死後70年、アメリカでは死後70年に加え楽譜の出版から95年もの長い保護期間が設けられています。</p> <p>カナダ、日本、韓国のような死後50年間という保護期間は少数派となっています。「日本も各国の様に長くしよう」という意見もあると思えば、だからこそ「日本はすばらしい」という考え方もある様です。</p> <p>アメリカからの延長要求はそれとして、一体何が日本の国益になり、文化の発展につながるか考えて結論を出すべき、との意見もあります。</p> <p>戦時加算によって、約10年の保護期間が日本側に加算されています。アメリカ、イギリス、フランスなど多くの国の楽譜については、作曲者の死後50年ではなく約60年経過しなければ、日本国内ではパブリック・ドメインになりません。</p> <p>「日本の保護期間は死後50年で、他国よりも短い」のですが、戦時加算によって欧米の多くの国に対して実質「死後約60年」ということになります。</p> <p>死後50年間という保護期間は、本人と子・孫までの3世代の保護を意図していましたが、「人間の寿命が延びた」ことですでにこの期間では不十分となっているとの意見もあります。</p> <p>保護期間延長によるいろいろな悪影響を危惧する声も少なくない様です。保護期間は一度延ばせば短縮は難しく、そのため将来の世代にまで影響が永続する可能性があります。</p> <p>「ネットにおける著作権問題で最も大きいのは違法コピーの問題で、この問題をどうにかしないことにはコンテンツで利益はあげられない。保護期間は50年でも70年でも関係ない」と主張されている方もいます。</p> <p>今こそ多様な関係者から広く意見を聞き、この大問題についてもっと意見を交わし、延長された場合の文化的・経済的影響について慎重に議論することが必要ではないでしょうか。</p> <p>国民的議論を尽くさないままに延長が決まってしまうことは避けるべきだと思います。</p>	個人
Ⅲ-3-49	<p>著作権の保護期間については国際動向を見つつ、日本も現行の著作者の死後50年(無名・団体名義については公表後50年)から70年くらいまで延長をするべきだと思います。</p> <p>著作権保護期間70年を定める立法例としては、アメリカや、ヨーロッパ諸国があると聞きます。</p> <p>たしかに、我が国が保護期間50年を定めていれば、相互主義により当該外国の著作物が50年より長い期間保護されていても、50年を経過すれば日本においては公有に帰し当該著作物を自由に使用できることとなりますが、逆に考えれば50年より長い保護期間を定めている海外の国においては、日本国の著作物は50年しか保護されなくなってしまいます。</p> <p>著作物とは、例えば幼児の描いた絵でも創作性があれば認められ、ほぼすべての人が毎日著作物を創作しているといっても過言ではなく、したがって、そのような無数の著作物にいちいち現行の保護期間以上の保護を与えると著作権が蔓延し続け、過度の保護になってしまうという考え方もあるかも知れません。</p> <p>しかし、実際、著作物の経済財側面に着目し、しかも、わが国に知財戦略が存在するとすれば、我が国の著作物が海外において保護されるためにも、現行の50年よりは長く延長すべきではないかと考えます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-50	<p>私は、著作権保護期間の安易な延長に対して疑問をもちます。</p> <p>資料を拝見した限り、延長の根拠は、大きくは「世界的趨勢をふまえて」と「クリエイターの創作意欲を後押しする」の2点であると理解しておりますが、どちらも十分に納得することができません。</p> <p>70年を選択することで、どのくらいの金銭的メリットがあるのかの試算がない状態で「なんとなく」選択して、逆の結果となる可能性はないでしょうか。</p> <p>保護を延長するということは、反面「コンテンツを使いにくくする」ということです。若い新鋭のクリエイターにとって、優れたコンテンツを使いにくくすることが活発な創作意欲に結び付くとは感じられないのです。</p> <p>私の把握していない多種多様な課題がおありの中かと存じますが、日本で今後も良質なコンテンツが活発に生まれ、そして開かれた状態で発展していくことを一個人として願っております。</p>	
Ⅲ-3-51	<p>保護期間が短く、早くパブリック・ドメインになったほうが著作物は多く使われるという意見をよく聞きますが、音楽出版社の役割ということから考えると、保護期間が長いほど作品は多く使われる可能性を高めているといえると思います。</p> <p>音楽に限らず、著作物はたくさんあります。本来の魅力を発見されないまま埋もれてしまう作品も少なくありません。また、ヒットしながら、その後忘れられた作品もあります。これらを発掘し、改めて世の中に出すのも音楽出版社の大事な仕事です。これを音楽出版社では、楽曲の再開発と呼び、重要な仕事と位置づけています。</p> <p>「知床旅情」「また逢う日まで」や、洋楽曲にスポットを当てる再開発に加え、音楽出版社の歴史が欧米に比べ短い日本では、ようやくGSブーム、ニューミュージック・ブームのころの作品などを再開発する動きが大きな流れになってきています。また、昨年の徳永英明による「VOCALIST」など、過去の作品をアルバムで取り上げる企画も目立ちます。</p> <p>楽曲の再開発を繰り返すことも、スタンダード作りの方法です。同じ作品が、時間を経て、まったく別の歌手や演奏家の手によって表現されることによって、別の魅力が生まれ、また逆に、オリジナルの魅力も再発見されるということも起こります。</p> <p>こうした作業を音楽出版社が行うのは、それによって利益が生み出されるからです。使われなければ1円の収入もない楽曲が、レコード化されたり、商業的に使われれば、その収入はそのまま音楽出版社と著作者の利益になります。だからこそ音楽出版社は、いつでもプロモートできるように、楽譜やオリジナルのレコードなど、その楽曲の資料を整えています。</p> <p>それも、保護期間内のことです。保護期間が終われば、いくら使われても収入になりません。音楽出版社は、いまの時代ならあの曲をまた売り出せるのではないか、このアーティストに歌わせたらあの曲もまた生き返るのではないか、といったことを考えるのを保護期間終了と同時にやめざるを得ません。たくさんの資料を保存する必要もありません。誰かが、オリジナルの楽譜を手に入れたいと思っても難しくなってしまうでしょう。そうして、保護期間終了とともに、まだ生命力がある作品でも、忘れられる楽曲が加速度的に増えていくこととなります。サイクルの早い音楽の世界では、常にサポートする存在が必要なのです。そのためには、保護期間はできるだけ長くなければなりません。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-52	<p>著作権保護期間70年は、国際社会での主要な競争相手である米国、欧州連合(EU)などと対等な立場に立つための最低限のルールです。</p> <p>南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で70年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が延長を予定しています。</p> <p>わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後50年にするか70年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっていると思われれます。</p> <p>国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、早急な著作権等の保護期間の延長が行われなければなりません。</p> <p>また、著作隣接権についても合わせて延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。</p> <p>著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要です。</p>	
Ⅲ-3-53	<p>保護期間のあり方については引き続き議論を重ねるべきであると考えます。理由は以下の通りです。</p> <p>この議題については延長すべきとする側と慎重に議論すべきとする側の双方が様々な意見を出しています。しかしながら、どちらの意見も自らの主張(保護期間の延長あるいは現状の維持)を通すための後付の感が否めず、説得力を持つものはありません。</p> <p>結局のところ延長あるいは現状維持のメリットとデメリットを比較することになるのでしょうか、どちらの意見も結論ありきで議論がかみ合っていないように感じます。</p> <p>この議題自体簡単に結論が出るようなものではなく、また結論を急ぐようなものでもないことから、引き続き議論を重ねることが適当であると考えます。</p>	個人
Ⅲ-3-54	<p>大まかに言って権利保護期間の延長には反対である。理由は以下。</p> <p>(1)創作意欲への影響 創作を行う者にとって、生存中の権利保護は創作意欲向上に繋がる可能性があると思うが、死後の権利保護はあまり関係ないと思われる。(遺族の権利保護意欲の向上には寄与するだろうが)。 かえて広く視聴された方が創作意欲は高まる(但し死後なので「生きていれば」の話)。</p> <p>(2)文化サイクルへの影響 多くの良い作品に触れることが次世代の創造に寄与する。権利保護期間が長くなることで、相対的に作品を目にすることは減ることになり、それは文化サイクルへにとってはマイナスになると考える。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-55	<p>著作権については著作者の死後70年への延長、「著作隣接権」については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を実現すべきではないでしょうか。</p> <p>著作権保護期間70年は、国際社会での主要な競争相手である米国や欧州連合(EU)などと対等な立場に立つための最低限のルールです。</p> <p>南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国でも保護期間70年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国がすでに延長を予定しています。</p> <p>わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後50年にするか70年にするかということだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっていると思われます。</p> <p>国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、早急な著作権等の保護期間の延長が行われなければなりません。</p> <p>また、著作隣接権についてもこれに合わせて延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。</p> <p>著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要です。</p> <p>文化は大切な産業であり、音楽産業の振興のためには保護期間延長を。</p>	個人
Ⅲ-3-56	<p>大金を投じて作られた大作映画であっても、個人が3分で描いた落書きであっても、同列に無方式に保護するということは、著作権法のそもそもの根本的なアンバランスがある。産業保護育成の観点からは、「ディズニーやバンダイ(p.82)」のような特殊でありかつ経済的インパクトの大きなものを保護する必要があるだろう。だが、彼らに制度全体を合わせる事が、本当に社会全体の利益であるのかを考えなければならぬ。「没後に価値が上昇する作品は、書籍の分野では非常に例外的(p.82)」との指摘もあり、多くの個人のクリエイターにとって70年の保護は長すぎる。一億総クリエイターとも言われる現代日本においては、こうした2つの相反する創造意欲をドリブンするためのドラスティックな解決策を考えなければならない時期に来ており、単に保護期間を伸ばす/伸ばさないの二択を前提とした議論では、日々変化している現代日本の創造環境に追いつかないのではないかと。例えば、著作権の二段階保護などといった改善案を議論すべきではないか。</p> <p>コミックマーケット参加者についての不適切な現状把握</p> <p>「コミケには、オリジナルの作品で勝負しているクリエイターのグループとパロディで楽しんでいるグループの2つに分かれている。将来の漫画家になるのは圧倒的に前者のグループの者であって、出版社も積極的に新人発掘をしているが、コミケの全てがクリエイターの成長に役立っているというのは誤解である」との意見があるが、『コミックマーケット30's ファイル』(2005・青林工藝社)における37,260人を対象としたサークル参加者への調査を見ても、15%程が商業メディア経験者であり、この数字はコミックマーケットにおけるオリジナルの作品数より高い比率である。これを鑑みるに、引用部分前段、「将来の漫画家になるのは圧倒的に前者のグループの者である」との言が、事実に基づかない思い込みであることが推測できる。コンテンツ創造の対象となるメディアが多様化している現在、将来像を「漫画家」としか例示できないところにも問題がある。また、「コミケの全てがクリエイターの成長に役立っていないのも当たり前である。「食物の全てが健康増進に有用とは言えない」などと同程度の言説であろう。</p> <p>こうした、現状に基づかない意見が取り上げられ、また記載される当委員会の委員構成には問題を感じざるを得ない。コンテンツの創造環境は、一般的な産業構造とは異なり、個々人を中心にして動く以上、迅速かつダイナミックに変化している。適切な現状把握を行う必要がある。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-57	<p>保護期間が短く、早くパブリック・ドメインになったほうが著作物は多く使われるという意見をよく聞きますが、音楽出版社の役割ということから考えると、保護期間が長いほど作品は多く使われる可能性を高めているといえると思います。</p> <p>音楽に限らず、著作物はたくさんあります。本来の魅力を発見されないまま埋もれてしまう作品も少なくありません。また、ヒットしながら、その後忘れられた作品もあります。これらを発掘し、改めて世の中に出すのも音楽出版社の大事な仕事です。これを音楽出版社では、楽曲の再開発と呼び、重要な仕事と位置づけています。</p> <p>「知床旅情」「また逢う日まで」や、洋楽曲にスポットを当てる再開発に加え、音楽出版社の歴史が欧米に比べ短い日本では、ようやくGSブーム、ニューミュージック・ブームのころの作品などを再開発する動きが大きな流れになってきています。また、今年に入ってから徳永英明による「VOCALIST」など、過去の作品をアルバムで取り上げる企画も目立ちます。</p> <p>楽曲の再開発を繰り返すことも、スタンダード作りの方法です。同じ作品が、時間を経て、まったく別の歌手や演奏家の手によって表現されることによって、別の魅力が生まれ、また逆に、オリジナルの魅力も再発見されるということも起こります。</p> <p>こうした作業を音楽出版社が行うのは、それによって利益が生み出されるからです。使われなければ1円の収入もない楽曲が、レコード化されたり、コマーシャルに使われれば、その収入はそのまま音楽出版社と著作者の利益になります。だからこそ音楽出版社は、いつでもプロモートできるように、楽譜やオリジナルのレコードなど、その楽曲の資料を整えています。</p> <p>それも、保護期間内のことです。保護期間が終われば、いくら使われても収入になりません。音楽出版社は、いまの時代ならあの曲をまた売り出せるのではないかと、このアーティストに歌わせたらあの曲もまた生き返るのではないかと、といったことを考えるのを保護期間終了と同時にやめざるを得ません。たくさんの資料を保存する必要もありません。誰かが、オリジナルの楽譜を手に入れたいと思っても難しくなってしまうでしょう。そうして、保護期間終了とともに、まだ生命力がある作品でも、忘れられる楽曲が加速度的に増えていくこととなります。サイクルの早い音楽の世界では、常にサポートする存在が必要なのです。そのためには、保護期間はできるだけ長くなければなりません。</p>	個人
Ⅲ-3-58	<p>著作権保護期間を著作者の死後70年に延長することに賛成いたします。</p> <p>アメリカをはじめとしてEU諸国他の保護期間となっていることは周知のことです。日本で利用される外国の著作物の90%以上は70年の国の著作物です。反対派の方々は70年の国は世界百数十カ国に過ぎないと言われますが、日本とのかかわりから観るとほとんどの国が70年であるといえます。理由は簡単です。難しい理屈は必要ありません、各国と対等な立場となるには保護期間が70年であることは最低の条件であります。</p> <p>このことは実際のビジネスでも問題を発生させます。ある著作物がその本国ではまだ保護されているにも関わらず、日本では保護の対象とはならず自由に利用されてしまいます。その著作物がインターネットで利用されると問題は更に厄介なこととなります。これはその著作物の本国からすると日本は無法地帯とまでは言わず著作権後進国と感ずることとなるでしょう、日本はあの中国を批判しにくくなるでしょう。とにかく同じスタートラインにたったところから競争を始めるべきではないでしょうか。このところ日本は世界に先々がけて駆けて著作権の保護を厚くしてきたように感じておりますが、この件に関しては遅れていると言わざるをえないです。</p>	
Ⅲ-3-59	<p>日本における著作権保護期間については、欧米先進諸国と同様死後70年にすべきと思います。</p> <p>とりわけ、著作物が容易に国境を超えて流通するネット時代においては、著作権の管理水準が高い先進諸国は、保護期間は同じであるべきです。</p> <p>日本は先進国であり、文化水準の高い国といわれております。その文化国家である日本の著作権の保護水準が低いものであって良いはずがありません。すでに保護期間が70年の国は、日本に同等の期間の管理を求めてきているのではないのでしょうか。</p> <p>このままでは、文化国家としての信頼性が揺らぎかねなりません。欧米諸国並みの保護水準を確保することは絶対に必要なことだと思います。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-60	<p>諸外国との制度の整合性を図るのは、商取引を円滑にし、また制度差による不利益を回避する意味で根本的に必要な要件であると思います。また、特に日本の長寿の現状を考えると70年という期間は適当な保護期間と考えられます。10代のクリエイターも続々と登場している昨今、50年では少し短いのではないのでしょうか？パブリックドメインの充実のはぞましいこととは思いますが、著作権の保護期間とは別問題と考えます。</p>	個人
Ⅲ-3-61	<p>保護期間が短く、早くパブリック・ドメインになったほうが著作物は多く使われるという意見をよく聞きますが、音楽出版社の役割ということから考えると、保護期間が長いほど作品は多く使われる可能性を高めているといえると思います。</p> <p>音楽に限らず、著作物はたくさんあります。本来の魅力を発見されないまま埋もれてしまう作品も少なくありません。また、ヒットしながら、その後忘れられた作品もあります。これらを発掘し、改めて世の中に出すのも音楽出版社の大事な仕事です。これを音楽出版社では、楽曲の再開発と呼び、重要な仕事と位置づけています。</p> <p>「知床旅情」「また逢う日まで」や、洋楽曲にスポットを当てる再開発に加え、音楽出版社の歴史が欧米に比べ短い日本では、ようやくGSブーム、ニューミュージック・ブームのころの作品などを再開発する動きが大きな流れになってきています。また、今年に入ってから徳永英明による「VOCALIST」など、過去の作品をアルバムで取り上げる企画も目立ちます。</p> <p>楽曲の再開発を繰り返すことも、スタンダード作りの方法です。同じ作品が、時間を経て、まったく別の歌手や演奏家の手によって表現されることによって、別の魅力が生まれ、また逆に、オリジナルの魅力も再発見されるということも起こります。</p> <p>こうした作業を音楽出版社が行うのは、それによって利益が生み出されるからです。使われなければ1円の収入もない楽曲が、レコード化されたり、コマーシャルに使われれば、その収入はそのまま音楽出版社と著作者の利益になります。だからこそ音楽出版社は、いつでもプロモートできるように、楽譜やオリジナルのレコードなど、その楽曲の資料を整えています。</p> <p>それも、保護期間内のことです。保護期間が終われば、いくら使われても収入になりません。音楽出版社は、いまの時代ならあの曲をまた売り出せるのではないか、このアーティストに歌わせたらあの曲もまた生き返るのではないか、といったことを考えるのを保護期間終了と同時にやめざるを得ません。たくさんの資料を保存する必要もありません。誰かが、オリジナルの楽譜を手に入れたいと思っても難しくなってしまうでしょう。そうして、保護期間終了とともに、まだ生命力がある作品でも、忘れられる楽曲が加速度的に増えていくこととなります。サイクルの早い音楽の世界では、常にサポートする存在が必要なのです。そのためには、保護期間はできるだけ長くなければなりません。</p>	個人
Ⅲ-3-62	<p>著作権保護期間70年は、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本が国際社会での主要な競争相手である米国、EU(欧州連合)などと対等な立場に立つ最低限のルールです。『知的財産戦略大綱』に、「『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、わが国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。」とあります。さらに、「発明や著作物等の成果を知的財産として適切に保護し、有効に活用する経済・社会システムを構築することが必要である。」としています。このような国家戦略を推進しようとしているとき、その基盤である知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置することは、国家戦略の放棄にも等しいものです。</p> <p>すでに、著作権保護期間70年は、アメリカ、EU諸国をはじめ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ロシア、イスラエル、オーストラリア、そして後れているアジアでも韓国が延長を予定しているなど、わが国と文化交流が行われているほとんどの国で実施されています。</p> <p>映画、音楽、アニメ、漫画、ゲームなどが海外で高い評価を受け、また広く受け入れられています。今後、この動きが拡大することが予想されますが、保護期間70年を採用している主要国において、わが国の著作物のみ50年で保護が打ち切られることとなります。</p> <p>それだけではありません。わが国において、これら70年を採用している国の著作物の保護もまた50年で打ち切られることとなります。文化の輸入は、輸入国の国民の文化享受を豊かにし、それは必ず新たな創作へと結びついていきます。にもかかわらず、その著作物について使用料を払わないで済ませることは、法的にはなんら問題がないとしても、文化国家を標榜することを躊躇させるものがあることは確かだと思われます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-63	<p>今年7月欧州委員会は、実演家及びレコード製作者の権利の保護期間を50年から95年に延長すること、著作物の保護期間の算出方法について関係する著作者のうち最も長命な著作者の死後70年間とする2点を、欧州議会に提案しました。</p> <p>EUはこの提案の理由の1つとして、レコード市場の縮小(過去5年間で30%減)、音楽配信がその代替となりえていないことを挙げ、「ヨーロッパのレコード産業は新人に投資するために必要な安定的収入源の確保という課題に直面している」(提議書)としています。また、実演家についても社会的処遇を改善する必要があると述べています。</p> <p>日本では、実演家、レコード製作者の権利は著作隣接権として規定されていますが、いずれにしても、ECはヨーロッパにおける音楽産業振興のために、保護期間延長を進めようとしています。文化は産業であり、しかもヨーロッパの産業にとって重要だということです。その振興のために保護期間を延ばそうと提案しているわけです。</p> <p>保護期間が著作者の創作のインテンティブになるかどうかという議論もありますが、それとは別に文化産業という視点から、保護期間がいかにあるべきかを考える必要があると思います。そのとき、保護期間が、米国、EU諸国などと対等でなければ、わが国の文化産業は明らかに不利な状況下におかれることとなります。</p> <p>とかく効率性と目先の利益に捉われ、人を育て、文化を育てるという長期的展望を失う方向で走ってきましたが、この政策は限界にきていて、様々な転換が求められています。欧米人の文化や芸術、そして芸術家に対する敬意の念や慈しむ気持ちには見習うべきものを感じます。対極する若しくはそれ以上の文化と感性を持ちながら、つなぎ育てどころか、「よってたかって」埋もれさせるとしたら、国民、国家の大損失になると懸念されます。</p>	個人
Ⅲ-3-64	<p>国際協調の面のみを重視した保護期間の一律延長には反対します。むしろ全体として、著作物の保護期間は短縮すべきです。ただしそれは、個別の著作物への格付けを積極的に行う事を前提としてであり、明らかに価値の高い著作物に関しては、保護の延長も可としなければならないでしょう。</p>	個人
Ⅲ-3-65	<p>保護期間が短く、早くパブリック・ドメインになったほうが著作物は多く使われるという意見をよく聞きますが、音楽出版社の役割ということから考えると、保護期間が長いほど作品は多く使われる可能性を高めているといえると思います。</p>	個人
Ⅲ-3-66	<p>著作権の保護期間延長に賛成します。</p> <p>私は著作権を有する者ではありませんが、著作権を有する方の中で保護期間延長を望んでいる方が多いなら、そうすべきと考えるからです。権利を持たない者が権利の拡大に反対する気持ちは分からないでもないですが、それを判断の材料にすべきではないと思います。</p> <p>この問題は、権利者の意向に基づき、決めるべきことではないでしょうか。</p> <p>私の知っている人で、作曲を仕事にしている人がいます。</p> <p>その人が新作の曲を自身のHPに掲載していたら、予定していたCDの発売前に無断でyou-tubeにアップされてしまったそうです。</p> <p>そのこと自体も問題ですが、その人がいちばん悔しかったのは、「自分が大変な思いをしてつくった、その気持ちを考えようとせよとこのような行為をする人がいること」だと言っていました。</p> <p>確かにインターネットの掲示板や投稿サイトを見ると、著作権を尊重していない者が多すぎると感じます。保護期間の延長は、そのような著作権軽視の風潮を改善することにもつながると思います。</p> <p>また、保護期間が延長されれば、その分許諾を得なければいけない期間が伸びますが、何も使えないというわけではなく、許諾を得れば済むことです。</p> <p>その手間やコストが云々といわれますが、一つの著作物を生み出すのに要した著作者の方の創意、工夫、労力に比べれば、考慮に値しないと考えます。</p> <p>著作権の保護期間延長に賛成します。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-67	<p>著作権保護の期間を短くすることで、他国の人々にとって著作権保護の期間が長い国より日本の著作物が使いやすくなる。 直接的な収入は得られなくても、日本の作品に触れる機会が多くなり、また日本の作品が他国の著作物に使用できる期間が比較的長くなることは、日本の保護期間内の著作物を間接的に宣伝する機会が増えることを意味する。 上記は想像し辛いかもしれないが、逆のケースとして「優れた作品を輩出し続け、かつ極端に著作権保護の期間が短い他国」があるとすれば、同様に触れる機会が多くなる故に、日本人でもその国の作品に対して興味を持ち、購買するようになっていくのではないだろうか。 元の創作者が収入を得る代わりにその後の世代の創作者にとって作品を広めるのに有利な状況を作り出すように支援したほうが将来の創作の発展に有用だと思う。</p> <p>また、ベルヌ条約の「著作者を含めて三世代(孫の世代)までの保護」という考え方は、社会保障や福祉が発達した現在にはそぐわないのではないだろうか。 著作物の権利の保持は、30年が妥当だと考える。 理由は、著作者である親が若い頃に亡くなった場合でもインターネットによって作品の発信や宣伝が容易になったことを考慮すれば、その著作物の権利を保持するのは一般的に就職までの期間と考えられる約25年に加え、就職後5年程度の期間があれば充分だと思うからだ。期限が短くなることによって時間切れにより利益が得られない事態を懸念する意見もあるかもしれないが、収入が見込める優れた作品なら競争原理がはたらき相応の報酬が得られると思う。</p>	個人
Ⅲ-3-68	<p>保護期間が50年か70年かは現在創作している人の意欲には直接関係ないかもしれない。しかし保護期間を長くすることによって、社会全体としてその著作者や著作物を高く評価していることの証しになるのではないか。それによって、わが国の文化を守っていくことにもつながると思う。</p>	個人
Ⅲ-3-69	<p>音楽を作るのは作詞家、作曲家ですが、ヒットさせ、スタンダード楽曲にするのは音楽出版社です。もちろん、もとの作品がそれだけのものでなければなりません、ヒットし、スタンダードになりうる力を持った作品をその力どおり、あるいはそれ以上のヒット、スタンダードにするのは音楽出版社です。そのために、音楽出版社は、先に申し上げたようなさまざまなメディアに接触し、売り込み、あるいはそれらを組み合わせでヒットさせるためのさまざまな手を打ちます。それが音楽出版社の大きな役割です。広く、多く使われるほど、著作権使用料は、それに比例して多くなります。音楽出版社は、使用料を著作者と契約に従って分け合いますが、音楽出版社は分け合った収入のうち必要な経費を除いたほとんどを次のヒット、スタンダード作りに投資します。 つまり、作詞家、作曲家、シンガー＆ソングライターなど新しい才能を発掘し、作品発表の場を与え、あるいは原盤制作を行います。そのためには、著作権保護期間は長いほどいいのです。なぜなら、スタンダードといわれる作品は、長い生命力を持っているものだからです。 ほとんどの著作物は、作られたそばから消えて行きます。音楽の世界で言えば、5年、10年と使われ続ける作品は、全体から見ればまれでしょう。作者の死後50年、70年歌われ続ける作品は、間違いなくかけがえのない傑作です。著作権保護期間は、これらかけがえのない作品のためにこそあります。 そして、この数少ない傑作、ヒット作品、スタンダード作品が生み出す使用料が、次のヒット、スタンダード作りの元手になるのです。新しい才能を発掘し育成するという創造のサイクルをスムーズに循環させる原資でもあります。 これらのかげがえのない、人類の文化遺産とも言うべき作品を保護し、その生み出す収入を次の傑作、スタンダード作品を生み出す糧として生かすために、保護期間はできる限り長く設定されるべきです。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-70	<p>著作権等の保護期間の延長に賛成します。</p> <p>著作物は財産である一方で公共財としての側面も有しているわけで一定の期間が経過したら公有とするという保護期間制度は理解できます。したがって、保護期間を永久にする必要はないかもしれません。しかし、あくまで著作者個人(あるいは個人から譲渡された者)の財産であるわけで、その意味では、国際的な標準の保護期間である著作者の死後70年間という保護期間には妥当性があると考えます。</p> <p>また、文化振興はそれに携わる制作者等にどれだけの制作原資が集まるかが重要な鍵となるはずで、大半のヒットしないコンテンツの保護期間を延長することによる弊害を指摘する声もありますが、それらはヒットしない内は誰にとってもメリットはありませんが、保護期間内にあつて制作原資になるからこそ、関連事業者による利用促進が図られていくものと考えます。</p> <p>天然資源の乏しい我が国において、知的財産は日本の貴重な資源だと考えます。資源価値はより長くすることに意味があると思います。その点で、短史眼的な利用促進を前提とする延長反対に対する意見には納得しかねます。</p> <p>したがって、著作権等の保護期間の延長に賛成します。</p>	個人
Ⅲ-3-71	<p>著作権保護期間70年は、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本が国際社会での主要な競争相手である米国、EU(欧州連合)などと対等な立場に立つ最低限のルールです。</p> <p>『知的財産戦略大綱』に、「『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、わが国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。」とあります。さらに、「発明や著作物等の成果を知的財産として適切に保護し、有効に活用する経済・社会システムを構築することが必要である。」としています。</p> <p>このような国家戦略を推進しようとしているとき、その基盤である知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置することは、国家戦略の放棄にも等しいものです。</p> <p>すでに、著作権保護期間70年は、アメリカ、EU諸国をはじめ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ロシア、イスラエル、オーストラリア、そして後れているアジアでも韓国が延長を予定しているなど、わが国と文化交流が行われているほとんどの国で実施されています。</p> <p>映画、音楽、アニメ、漫画、ゲームなどが海外で高い評価を受け、また広く受け入れられています。今後、この動きが拡大することが予想されますが、保護期間70年を採用している主要国において、わが国の著作物のみ50年で保護が打ち切られることになります。</p> <p>それだけではありません。わが国において、これら70年を採用している国の著作物の保護もまた50年で打ち切られることとなります。文化の輸入は、輸入国の国民の文化享受を豊かにし、それは必ず新たな創作へと結びついていきます。にもかかわらず、その著作物について使用料を払わないで済ませることは、法律的にはなんら問題がないとしても、文化国家を標榜することを躊躇させるものがあることは確かだと思われます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-72	<p>著作権保護期間70年は、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本が国際社会での主要な競争相手である米国、EU(欧州連合)などと対等な立場に立つ最低限のルールです。</p> <p>『知的財産戦略大綱』に、「『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、わが国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。」とあります。さらに、「発明や著作物等の成果を知的財産として適切に保護し、有効に活用する経済・社会システムを構築することが必要である。」としています。</p> <p>このような国家戦略を推進しようとしているとき、その基盤である知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置することは、国家戦略の放棄にも等しいものです。</p> <p>すでに、著作権保護期間70年は、アメリカ、EU諸国をはじめ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ロシア、イスラエル、オーストラリア、そして後れているアジアでも韓国が延長を予定しているなど、わが国と文化交流が行われているほとんどの国で実施されています。</p> <p>映画、音楽、アニメ、漫画、ゲームなどが海外で高い評価を受け、また広く受け入れられています。今後、この動きが拡大することが予想されますが、保護期間70年を採用している主要国において、わが国の著作物のみ50年で保護が打ち切られることとなります。</p> <p>それだけではありません。わが国において、これら70年を採用している国の著作物の保護もまた50年で打ち切られることとなります。文化の輸入は、輸入国の国民の文化享受を豊かにし、それは必ず新たな創作へと結びついていきます。にもかかわらず、その著作物について使用料を払わないで済ませることは、法律的にはなんら問題がないとしても、文化国家を標榜することを躊躇させるものがあることは確かだと思われます。</p>	個人
Ⅲ-3-73	<p>著作権保護期間70年は、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本が国際社会での主要な競争相手である米国、EU(欧州連合)などと対等な立場に立つ最低限のルールです。</p> <p>『知的財産戦略大綱』に、「『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、わが国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。」とあります。</p> <p>さらに、「発明や著作物等の成果を知的財産として適切に保護し、有効に活用する経済・社会システムを構築することが必要である。」としています。</p> <p>このような国家戦略を推進しようとしているとき、その基盤である知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置することは、国家戦略の放棄にも等しいものです。</p> <p>すでに、著作権保護期間70年は、アメリカ、EU諸国をはじめ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ロシア、イスラエル、オーストラリア、そして後れているアジアでも韓国が延長を予定しているなど、わが国と文化交流が行われているほとんどの国で実施されています。</p> <p>映画、音楽、アニメ、漫画、ゲームなどが海外で高い評価を受け、また広く受け入れられています。今後、この動きが拡大することが予想されますが、保護期間70年を採用している主要国において、わが国の著作物のみ50年で保護が打ち切られることとなります。</p> <p>それだけではありません。わが国において、これら70年を採用している国の著作物の保護もまた50年で打ち切られることとなります。文化の輸入は、輸入国の国民の文化享受を豊かにし、それは必ず新たな創作へと結びついていきます。</p> <p>にもかかわらず、その著作物について使用料を払わないで済ませることは、法律的にはなんら問題がないとしても、文化国家を標榜することを躊躇させるものがあることは確かだと思われます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-74	<p>音楽を作るのは作詞家、作曲家ですが、ヒットさせ、スタンダード楽曲にするのは音楽出版社です。もちろん、もとの作品がそれだけのものでなければなりません、ヒットし、スタンダードになりうる力を持った作品をそのカドおり、あるいはそれ以上のヒット、スタンダードにするのは音楽出版社です。そのために、音楽出版社は、先に申し上げたようなさまざまなメディアに接触し、売り込み、あるいはそれらを組み合わせ、ヒットさせるためのさまざまな手を打ちます。それが音楽出版社の大きな役割です。</p> <p>広く、多く使われるほど、著作権使用料は、それに比例して多くなります。音楽出版社は、使用料を著作者と契約に従って分け合いますが、音楽出版社は分け合った収入のうち必要な経費を除いたほとんどを次のヒット、スタンダード作りに投資します。</p> <p>つまり、作詞家、作曲家、シンガー＆ソングライターなど新しい才能を発掘し、作品発表の場を与え、あるいは原盤制作を行います。そのためには、著作権保護期間は長いほどいいのです。なぜなら、スタンダードといわれる作品は、長い生命力を持っているものだからです。</p> <p>ほとんどの著作物は、作られたそばから消えて行きます。音楽の世界で言えば、5年、10年と使われ続ける作品は、全体から見ればまれでしょう。作者の死後50年、70年歌われ続ける作品は、間違いなくかけがえのない傑作です。著作権保護期間は、これらかけがえのない作品のためにこそあります。</p> <p>そして、この数少ない傑作、ヒット作品、スタンダード作品が生み出す使用料が、次のヒット、スタンダード作りの元手になるのです。新しい才能を発掘し育成するという創造のサイクルをスムーズに循環させる原資でもあります。</p> <p>これらのかげがえのない、人類の文化遺産とでも言うべき作品を保護し、その生み出す収入を次の傑作、スタンダード作品を生み出す糧として生かすために、保護期間はできる限り長く設定されるべきです。</p>	個人
Ⅲ-3-75	<p>今年7月、欧州委員会は、実演家及びレコード製作者の権利の保護期間を50年から95年に延長すること、著作物の保護期間の算出方法について関係する著作者のうちもっとも長命な著作者の死後70年間とする2点を、欧州議会に提案しました。</p> <p>ECはこの提案の理由のひとつとして、レコード市場の縮小(過去5年間で30%減)、音楽配信がその代替となりえていないことを挙げ、「ヨーロッパのレコード産業は新人に投資するために必要な安定的収入源の確保という課題に直面している」(提議書)としています。また、実演家についても社会的処遇を改善する必要があると述べています。</p> <p>日本では、実演家、レコード製作者の権利は著作隣接権として別の権利として規定されていますが、いずれにしても、ECはヨーロッパにおける音楽産業の振興のために保護期間延長を進めようとしています。文化は産業であり、しかもヨーロッパの将来にとって重要な産業だということです。その振興のために保護期間を延ばそうと提案しているわけです。保護期間が著作者の創作のインセンティブになるかどうかという議論もありますが、それとは別に文化産業という視点から、保護期間が如何にあるべきか考える必要があると思います。そのとき、保護期間が、米国、EU諸国などと対等でなければ、わが国の文化産業は明らかに不利な条件下におかれることとなります。</p>	個人
Ⅲ-3-76	<p>今年7月、欧州委員会は、実演家およびレコード製作者の権利の保護期間を50年から95年に延長する事、著作物の保護期間の算出方法について関係する著作者のうちもっとも長命な著作者の死後70年間とする2点を、欧州議会に提案しました。</p> <p>ECはこの提案の理由のひとつとして、レコード市場の縮小(過去5年間の30%減)、音楽配信がその代替となりえていないことを挙げ、「ヨーロッパのレコード産業は新人に投資するために必要な安定的収入源の確保という課題に直面している」(提議書)としています。</p> <p>また、実演家についても社会的処遇を改善する必要があると述べています。</p> <p>日本では、実演家、レコード製作者の権利は著作隣接権として別の権利として規定されていますが、いずれにしても、ECはヨーロッパにおける音楽産業の振興のために保護期間延長を進めようとしています。文化は産業であり、しかもヨーロッパの将来にとって重要な産業だということです。その振興のために保護期間を延ばそうと提案している訳です。</p> <p>保護期間が著作者の創作のインセンティブになるかどうかという議論もありますが、それとは別に文化産業という視点から、保護期間が如何にあるべきか考える必要があると思います。そのとき、保護期間が、米国、EU諸国などと対等でなければ、わが国の文化産業は明らかに不利な条件下におかれることとなります。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-77	<p>～81ページ「4 創作的意欲への影響の観点」及び86ページ「5 コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルへの影響の観点」について</p> <p>(1) 主旨 保護期間の延長は、文化創造サイクルの活性化のために有益であり、個々のクリエイター及び関係者全体の創作的意欲に好影響を与えようと考えます。</p> <p>(2) 理由 保護期間延長の効用については、個々の著作者のインセンティブや遺族に対する経済的効果のみに着目したミクロの議論が散見されますが、文化芸術の振興、コンテンツ産業の振興という政策目標の実現に要するコストをどのように手当てするのが合理的かというマクロの視点が欠落しがちです。 パブリックドメイン化した過去の作品が無料で流通し、その表現を使い回した創作が活発化することをもって文化芸術の振興、コンテンツ産業の振興と評価するのであればともかく、国境を越え、更には時代を超えて人々に愛される普遍的な魅力を持つ名作が少しでも多く新たに創作されるようにすることを目標とするのであれば、優秀な人材を一人でも多く確保し、その才能を開花させる環境を長期的に拡充していくため、文化芸術・コンテンツ産業の分野に安定的に資金を循環させることが重要です。 貴族階級や一部の富裕層が芸術家を丸抱えすることで文化芸術が隆盛した時代もありますが、現代社会においては、そのような資金の供給は市場又は政府の機能に求めることとなります。つまり、文化芸術の振興、コンテンツ産業の振興という政策目標を実現するための資金の確保・活用プロセスとして、市場(権利ビジネス)と政府(文化行政)のどちらがより合理的かつ効率的かという問題です。</p>	個人
	<p>中間整理には「民間のコンテンツ産業による文化の下支えにどこまでの役割を求めるのか、どこまで公的な支援によって文化振興を行うのか」という問題提起がありますが(87ページ)、新たな名作がコンスタントに生み出されるようにするためのコストについては、市場で支持を集める過去の名作から安定的に生ずる著作物使用料等をもって充てることを基本とし、文化行政として税金を投入するのは主に「市場が失敗する」領域に限ることが合理的かつ効率的であると考えます。 権利ビジネスに携わるコンテンツ事業者(音楽出版社、プロダクション、レコード製作者、映画製作者等)は、過去の創作に係るライセンス収入等を原資として新人の発掘・育成、新作の製作・利用開発等を行うことで、文化創造サイクルの一翼を担っています。保護期間の延長によってこのサイクルの源泉をより安定的なものにすれば、より多くの新たな才能がその真価を発揮する(プロフェッショナルとして創作活動に専念する)機会を獲得することとなり、そうした個々のクリエイターの創作意欲を高めるばかりでなく、彼・彼女らを支える関係者全体の意欲を刺激することにもなります。</p>	
Ⅲ-3-78	<p>著作権保護期間延長に賛成します。 今までの議論では、著作権制度の充実が先行している欧米の保護期間に合わせるという論点に終始していたように見えるが、すでにアジア地域の中でも、死後70年を採用する国も出てきている。アジア地域の中で、最も著作権の考え方が普及し、また、保護のための実行性のある仕組みが確立している日本において、保護期間の延長をいわずに先延ばししても、意味がない。 一部で、日本の著作権の国際収支が赤字で現状を理由に、延長のメリットがないという意見がある。ビジネスとして著作権を扱っている人の考え方としては、もっともな部分もあるが、何のために権利を守るのかということをもっと見てほしい。海外から、すぐれた著作物を持ってきて、それを楽しむこともでき、また、それによって、日本の文化を高めることもできる。国内で、新たな創造も期待できる。目の前の利益だけを見て仕方がないと思う。 保護期間の議論では、「死後50年か」「死後70年か」という議論のみが目につくが、公表後起算の著作物については、延長賛成派も反対派も話をしていない。実際、無名の著作物等については、その管理の難しさもあって、やむなし、という部分はあるが、団体名義の著作物などは、どのように整理されるのか? 団体名義で公表される著作物は、法人著作のほかに、例えば作詞作曲がバンド名になっている音楽や、会社名義で公表されるゲームコンテンツなど、意外に多いと思うが、仮に一般の著作物の保護期間が「死後70年」に延長となったとき、団体名義の著作物の保護期間が「公表後50年」ではあまりにバランスが悪い。合わせて議論するべきである。</p>	

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-79	著作権等の保護期間の延長に賛成します。音楽をこよなく愛する者として、曲を作った人達の著作権が長くなるのは悪いことじゃないと考えます。私の知り合いがシンガーソングライターをしています。プロとしては食べていけずアルバイトをしながら夢を追って生活しています。普通のサラリーマンと違って保障もない。けれど私たちの心に響く素晴らしい楽曲を作っています。著作権の保護期間は欧米では70年に延長されていると聞いています。韓国も閣議決定したと。先進国の中で日本だけが50年っておかしいと思います。それでさえも日本は音楽の世界では他国と比べて後進国だと感じています。同じ土俵で戦うべきです。保護期間の延長をしても、生前の創作インセンティブには繋がらないという意見もありますが、国として作家の保護を厚くしているという姿勢を国民に示すべきだと思います。プロへの転向を迷いながら、アマチュアの音楽活動を続けている人が大勢います。その人達の背中を押す意味でも、保護機関の延長を実現してほしいと思います。	個人
Ⅲ-3-80	保護期間の延長に賛成します。内外国の多様な文化を尊重し著作権制度の整備に前向きに取り組んでいる国の多くは、保護期間の延長についても社会状況に応じて常に見直しを行う努力を重ねながら、延長を実現させています。その結果、著作権先進国といわれる国は概ね70年の保護期間となっています。条約に規定する50年の保護期間は最低レベルのものであり、それをもって良しとする時代は過去のものとなっています。わが国も国際協調の観点から早急に保護期間を70年に延長して足並みを揃え、対等の立場で著作権を保護しあって分科の育成に努めるべきであると考えます。	個人
Ⅲ-3-81	著作権の保護期間の延長に賛成します。 優れた芸術作品が、必ずしも著作者の存命中に高い評価を得るとは限らないことを多くの識者が指摘しています。 著作物の没後においても、正当な対価を得る機会を、少なくとも欧米の著作者と同様の長さを持たせる必要があると、私も思います。芸術作品を商品として扱う事業者が、著作権の消滅した作品によって多くの利潤を得たいがために、保護期間の延長に巧妙に反対していることについては、著作者を陰で支え、著作権を承継する遺族の立場に身を置くと、許しがたい気持ちさえ覚えます。	個人
Ⅲ-3-82	著作権の保護期間の延長に賛成する。 欧米諸国に劣る保護期間の短さは、国際社会において恥ずかしい。著作権の保護の度合いが文化のバロメーターを示すと云われるが、その観点からして、少なくとも欧米と等しい期間に改めるべきではないか。経済的な尺度で保護期間の長短を論じる傾向があるようだが、目先の損得勘定で文化を保護する法律が左右されるようなことは、本来あってはならないことと云いたい。優れた芸術作品を生み出す環境を醸成する視点が欠けてはならない。	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-83	<p>著作権文化科会において説明資料となった中間整理概要について気になった点がある。この資料の中で「プロのクリエイター育成のためには、保護期間延長ではなく、ネットの違法コピー対策など、別の対応策を考えていくべきではないか」とまとめられているが、これは実際の中間整理では92ページに「次のような意見があった」として書かれているものである。それをあたかも代表的な意見として概要に掲載してしまったのは、印象をミスリードしてしまうおそれがあるのではないか。</p> <p>また、保護期間延長がプロのクリエイター育成に役立たないの言うまでもないが、ここで重要なのはクリエイターへの利益還元や支援をどう行なうかということであって、「ネットの違法コピー対策」は直接には関係ない。</p> <p>ここで関係があるとの判断をしているとすれば、「ネットの違法コピー対策」が直接的に権利者に利益をもたらす(それまで「違法コピー」をしていた者が正規品へと流れていく)との前提がなければならない。</p> <p>しかし、ネット上での有効な著作物流通が不十分な今これをやっても権利者へ利益をもたらすことはあるまい。「ネットの違法コピー」が“地下”に潜るか、そもそも特定の著作物を鑑賞するという習慣が国民の中の少なくない人々から失われるだけであろう。</p> <p>折衷案として「死後50年から70年の間は許諾権ではなく報酬請求権にすること」「延長希望者が更新料を支払って登録する制度」「延長の20年で得られた使用料を文化振興基金に充てること」「翻訳権等の一部の支分権については延長しないこと等」と書かれている(以上、抜粋は概要から)が、これらはいずれも多く指摘されるデメリットを解消した後でなければならない。想定される懸念の多くは解決しないからである。</p> <p>加えて、94ページにおいて「映画の著作権の保護期間について」との項目が設けられており、その期間延長も今後検討され得ることが書かれている。そもそも今回の死後50年から70年へ延長せよとの議論は、映画著作物の保護期間を(公表後起算とは言え)延長したことも発端となっているものであり、そこでまた映画著作物でも延長をすれば次は他の著作物でもさらなる延長が要望されるのは目に見えている。延長していくことで、それが呼び水となってさらなる延長を招きかねないというも、延長慎重論の根拠のひとつであるが、直接的ではないにせよ中間整理においてそれが示唆されてしまっていることは注目に値する。</p> <p>戦時加算については全くいじる必要はない。戦時加算にとって著作権保護期間が存続しているもので、近年のうちに順次切れてきているからである。10年ほど前であればまだしも多少は意味があっただろうが、もはや2008年においては保護期間延長の根拠とはなり得ない。時間が解決する問題である。</p> <p>まして戦時加算の解消を条件に保護期間を延長するという主張は一方にしか利することのない身勝手なものであり、検討の余地も無い。</p>	個人
Ⅲ-3-84	<p>「第3章 保護期間の在り方について 第2節 制度の現状 第3節 各論点についての意見の整理 2 国際的な制度調和の観点」(78-79ページ)</p> <p>著作権保護期間の延長には断固として反対する。「欧米並み」を主張して延長を要求している勢力は20年後にはほぼ間違い無く「メキシコに追い付け、追い越せ」を合い言葉にさらなる延長を要求して来るであろう。100年と言う米国以上にパブリックドメインという概念と全く無縁に近い状態を創出してしまったメキシコを筆頭に7ヶ国が「欧米並み」の70年よりもさらに長期の保護期間を採用している以上、全世界での保護期間統一などと言うのはナンセンスもいいところであり我が国がベルヌ条約の規定に基づく保護期間に準拠している以上、非難される謂われは全く無い。</p> <p>よって、今後は米国やEUのみならず著作権・隣接権のいずれにおいてもパブリックドメインの外念と対極に在る中南米(特にメキシコ・コロンビア)の立法経緯について調査を進め、本当にそれが今後の国際社会の知的財産政策において規範となるべきものであるかどうか冷静に見極めるように切に希望する。</p>	

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-85	<p>各論点についての意見の整理(77～97頁)</p> <p>現行の死後50年をこれ以上、延長する必要はないと考えます(メリットがなく、デメリットが多いため)。また、文芸作品に関しては、現行のままでもいいが、他の分野では、50年ではなく、もっと短くした方が、その著作物のもつ利用価値が増すものもあるように思います。</p> <p>創作を促進する好循環を生むために、著作者(著作権者ではなく)が、経済的にも社会的にも認められることは、勿論、重要で、それは、保護期間の延長ではなく、様々な芸術文化支援の体制を整えることで、可能になると考えます。その方策や、具体的なシステム構築に、多くの予算が使用されることを望みます。</p>	個人
Ⅲ-3-86	<p>第3章 第3節 各論点についての意見の整理 1 各国の延長に対応する事項の我が国の現状(78ページ)</p> <p>「日米規制改革および競争政策イニシアティブ」</p> <p>「国際的な平準化のため」というのなら、むしろ、世界標準といえる50年に合わせるべきです。上のページにある、延長の理由を読んでもとりわけ説得力を感じるものはなく、それどころか恥じ入るべきものさえあります。</p> <p>また、欧米諸国ばかりを捕まえて国際的な趨勢と言われるのはあまり気持の良いものではありません。今回の議論自体もアメリカが保護期間を延ばすように要請してきたということが出発点であると認識しています。</p> <p>特定の著作物を保護するために定期的に保護期間を延長している国が、自国を世界的傾向と騙ってそれに合わせろと言う。この理不尽に対して唯々諾々と追従するというのはどういう見なののでしょうか。</p> <p>著作権仲介業者が昨今少なくなってきた収益を盛り返すために賛成している、という風に見て取れるのですが、その所はどうなのでしょう？</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

意見	個人/団体名
<p>第3章 第3節 各論点についての意見の整理 1 各国の延長の背景に対応する事項の我が国の現状(79ページ)</p> <p>著作者を含めて三世代を保護するという必要性を感じません。あまりにも過保護です。</p> <p>「仮に子どもの生活保障が最低限必要だとしても、最長で創作者の死後すぐに生まれた子が大学卒業するまで25年の保護期間で十分である。孫世代まで収入保障をする必要はなく、孫を育てるのは子世代の責任である。」という意見に同意するわけですが、著作の創造に特に関わったとは限らない遺族に不労所得を与えることを良しとするのでしょうか。</p> <p>第3章 第3節 各論点についての意見の整理 6 公有による文化創造サイクルへの影響の観点(92ページ)</p> <p>「インターネット上のアーカイブ等が、利用方法の革新となっているが、保護期間内でも、手続を経れば可能であり、保護期間が切れればその革新が起こるとの関係に立つものではないのではないか。」 多くのコンテンツを死蔵させている出版社などに「保護期間内でも、手続を経れば可能」という論は説得力に欠けます。</p> <p>第3章 第3節 各論点についての意見の整理 6 公有による文化創造サイクルへの影響の観点(94～95ページ)</p> <p>「コンテンツを職業的に生み出し、育成し、その産業に従事している人をいかに保護していかという観点が重要ではないか。」 事業者ではなく、クリエイターを保護するという観点が重要です。 「保護期間が70年に延長してもよいと言うことに葉鳴らない点に注意してください。」</p> <p>第3章 第3節 各論点についての意見の整理 8 文化の発展への影響に関する各論点の関係(97ページ)</p> <p>「保護期間の死後50年から70年までの間は、許諾権ではなく報酬請求権にすること、又は再創造、非営利利用は自由、営利利用の場合も収入の数%の支払いで利用できるとの緩い報酬請求権としてはどうか。」</p> <p>保護期間の死後20年から50年までの間は、許諾権ではなく緩い報酬請求権にすることにしてはどうでしょうか。</p> <p>各論点についての意見の整理(73ページ)</p> <p>音楽を創作する人は作詞家・作曲家ですが、それをヒットさせスタンダード楽曲にするのはレコード会社と音楽出版社です。 もちろん、作品そのものがそれだけの力を持ったものでなければなりません、ヒットしてスタンダード作品になりうる力を持った作品を、その力通りに、あるいはそれ以上のヒット作品・スタンダード作品にするのは音楽出版社の役目だと思います。 そのために音楽出版社は、様々なメディアに売り込み、接触してヒットさせる為の色々な手立てを行います。それが音楽出版社の重要な役割だと思います。 広く、多く使われる程、著作権使用料は比例して多くなります。音楽出版社は、著作権使用料を著作者と契約に基づいて分け合いますが、音楽出版社は分け合った収入のうち必要な経費を除いた大部分を、次のヒット曲・スタンダード曲作りに再投資します。つまり、作詞家・作曲家・シンガーソングライターなど新しい才能を発掘し、作品発表の機会を与え、或いは原盤制作を行います。その為には、著作権保護期間は長いほど良いのです。なぜならば、スタンダードと言われる作品は、長い生命力を持っているからです。ほとんどの著作物は、作られたそばから消えてゆきます。音楽の世界で言えば、5年・10年と使われ続ける作品は、その数からしたら、大変まれだと言えます。作者の死後50年・70年と歌われ続ける作品は、間違いなくかけがえのない傑作だと言えます。著作権保護期間は、これらかけがえのない作品の為にこそあります。そして、この数少ない傑作・ヒット作品・スタンダード作品が生み出す使用料が、次のヒット作品・スタンダード作品作りの元手となります。新しい才能を発掘・育成するという創造のサイクルをスムーズに循環させる原資でもあります。 これらのかけがえのない、人類の文化遺産とでも言うべき作品を保護し、その生み出す収入を次の傑作・スタンダード作品を生み出す糧として生かす為に、保護期間は出来る限り長く設定されるべきです。</p>	

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-87	<p>著作権保護期間が他国より短いと、そのぶん、保護期間の相互主義をとる国に、わが国の優れたコンテンツをむざむざタダで利用されてしまいます。</p> <p>保護期間を他の主要国並に伸ばすことは、「知的財産立国を目指す」うえで最初に行うべき戦略だと思います。</p>	個人
Ⅲ-3-88	<p>音楽を作るのは作詞家、作曲家ですが、ヒットさせスタンダード楽曲にするのは音楽出版社です。もちろん、もとの作品がそれだけのものではなければなりません、ヒットしスタンダードになりうる力を持った作品をその力どおり、あるいはそれ以上のヒット、スタンダードにするのは音楽出版社です。そのために、音楽出版社は、先に申し上げたようなさまざまなメディアに接触し、売り込み、あるいはそれらを組み合わせ、ヒットさせるためのさまざまな手を打ちます。それが音楽出版社の大きな役割です。</p> <p>広く、多く使われるほど、著作権使用料は、それに比例して多くなります。音楽出版社は、使用料を著作者と契約に従って分け合いますが、音楽出版社は分け合った収入のうち必要な経費を除いたほとんどを次のヒット、スタンダード作りに投資します。</p> <p>つまり、作詞家、作曲家、シンガー＆ソングライターなど新しい才能を発掘し、作品発表の場を与え、あるいは原盤制作を行います。そのためには、著作権保護期間は長いほどいいのです。なぜなら、スタンダードといわれる作品は、長い生命力を持っているものだからです。</p> <p>ほとんどの著作物は、作られたそばから消えて行きます。音楽の世界で言えば、5年、10年と使われ続ける作品は、全体から見ればまれでしょう。作者の死後50年、70年歌われ続ける作品は、間違いなくかけがえのない傑作です。著作権保護期間は、これらかけがえのない作品のためにこそあります。</p> <p>そして、この数少ない傑作、ヒット作品、スタンダード作品が生み出す使用料が、次のヒット、スタンダード作りの元手になるのです。新しい才能を発掘し育成するという創造のサイクルをスムーズに循環させる原資でもあります。</p> <p>これらのかげがえのない、人類の文化遺産とでも言うべき作品を保護し、その生み出す収入を次の傑作、スタンダード作品を生み出す糧として生かすために、保護期間はできる限り長く設定されるべきです。</p>	個人
Ⅲ-3-89	<p>著作権保護期間70年は国際社会での競争相手である米国や欧州連合などとの対等な立場で接する為の基本条件です。著作権について著作者の死後70年への延長、著作隣接権については著作権とのバランスをとりながらの期間延長は早急を実現すべきです。</p> <p>今や多くの国で70年が実現されており、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業を日本の基幹産業として位置づけられるかどうかの瀬戸際と言ってもいい状況といえます。国際間の協調を図り、知財立国を推進する為に早急な保護期間の延長が不可欠です。</p> <p>著作隣接権における実演家やレコード製作者等の存在なくして音楽の普及は考えられませんし、EUにおける50年から95年延長の提議からも、国際社会での文化を産業とした考察が主流と考えられる事からも不平等な結果予想を断固阻止すべきです。</p> <p>また、パブリック・ドメインにする事で著作物の使用が容易になると言う多くの意見は、結局は人の努力の恩恵を利用して楽に事業展開する為であり、著作物の創造に係る著作権者の保護が新たな創造を生むという道理を無視したものと思えません。</p> <p>何よりも国際社会での不平等・不均衡な保護の現実を生み出す事は目に見えており、それでなくても資源の乏しいわが国の財産である音楽文化を損なわしめる事は是非とも避けるべきであると素朴に思います。</p> <p>私も音楽著作権を管理運用する音楽出版社を営む者の一人として、作家や家族がありスタッフと其の家族の生活を支える義務と責任があり生きる権利があります。PDになっていくら使用されても事業は成り立ちません。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-90	<p>音楽を作るのは作詞家、作曲家です。ヒットさせ、スタンダード楽曲に育てるのは音楽出版社です。もちろん、もとの作品に力を秘めていなければなりません、ヒットし、スタンダードになりうる力を持った作品が、その力どおり、あるいはそれ以上のヒット、スタンダードになるのは音楽出版社の力です。音楽出版社は、さまざまなメディアに接触し、売り込み、あるいはそれらを組み合わせてヒットさせるために、さまざまな手を打ちます。それが音楽出版社の大きな役割です。広く、多く使われるほど、著作権使用料は、それに比例して多くなります。</p> <p>音楽出版社は、使用料を著作者と契約に従って分け合いますが、音楽出版社は分け合った収入のうち必要な経費を除いたほとんどを次のヒット、スタンダード作りに投資します。つまり、作詞家、作曲家、シンガー&ソングライターなど新しい才能を発掘し、作品発表の場を与え、あるいは原盤制作を行います。そのためには、著作権保護期間は長いほどいいのです。なぜなら、スタンダードといわれる作品は、強い生命力を持って永く生き続けるからです。</p> <p>多くの著作物は、作られたそばから消えてしまう運命にもあります。音楽の世界で、5年、10年と使われ続ける作品は、全体から見れば、まれかもしれません。作者の死後50年、70年歌われ続ける作品は、間違いなくかけがえのない傑作です。著作権保護期間は、これらかけがえのない作品のためにこそあります。この数少ない傑作、ヒット作品、スタンダード作品が生み出す使用料が、次のヒット、スタンダード作りの元手になるのです。新しい才能を発掘し育成するという創造のサイクルをスムーズに循環させる原資でもあります。これらのかけがえのない、人類の文化遺産とでも言うべき作品を保護し、その生み出す収入を次の傑作、スタンダード作品を生み出す糧として生かすために、保護期間はできる限り長く設定されるべきです。</p>	個人
Ⅲ-3-91	<p>音楽を創作する人は作詞家・作曲家ですが、それをヒットさせスタンダード楽曲にするのはレコード会社と音楽出版社です。もちろん、作品そのものがそれだけの力を持ったものでなければなりません、ヒットしてスタンダード作品になりうる力を持った作品を、その力通りに、あるいはそれ以上のヒット作品・スタンダード作品にするのは音楽出版社の役目だと思います。</p> <p>そのために音楽出版社は、様々なメディアに売り込み、接触してヒットさせる為の色々な手立てを行います。それが音楽出版社の重要な役割だと思います。広く、多く使われる程、著作権使用料は比例して多くなります。音楽出版社は、著作権使用料を著作者と契約に基づいて分け合いますが、音楽出版社は分け合った収入のうち必要な経費を除いた大部分を、次のヒット曲・スタンダード曲作りに再投資します。つまり、作詞家・作曲家・シンガーソングライターなど新しい才能を発掘し、作品発表の機会を与え、或いは原盤制作を行います。その為には、著作権保護期間は長いほど良いのです。なぜならば、スタンダードと言われる作品は、長い生命力を持っているからです。</p> <p>ほとんどの著作物は、作られたそばから消えてゆきます。音楽の世界で言えば、5年・10年と使われ続ける作品は、その数からしたら、大変まれだと言えます。作者の死後50年・70年と歌われ続ける作品は、間違いなくかけがえのない傑作だと言えます。著作権保護期間は、これらかけがえのない作品の為にこそあります。そして、この数少ない傑作・ヒット作品・スタンダード作品が生み出す使用料が、次のヒット作品・スタンダード作品作りの元手となります。新しい才能を発掘・育成するという創造のサイクルをスムーズに循環させる原資でもあります。これらのかけがえのない、人類の文化遺産とでも言うべき作品を保護し、その生み出す収入を次の傑作・スタンダード作品を生み出す糧として生かす為、保護期間は出来る限り長く設定されるべきです。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-92	<p>基本的な立場として、保護期間延長には「反対」です。</p> <p>この点についての私の立場は、 「平準化するといっても、EU各国が“死後70年”にしたのは、個々の国は“死後70年”に反対であっても、EUの中で一番長い国に合わせざるを得ない事情があったことなど、欧米諸国が保護期間を延長した理由を仔細に検討すべきであり、数字だけを根拠に平準化すべきでない (引用 文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理 P57)」 がもっとも近いことを明示しておきます。</p> <p>今回の中間整理で特に触れられていない点について述べます。</p> <p>私が特に気にしているのは、「50年と70年における差、20年がもたらす影響が甚大である点」です。現代の時間は、過去に比べずさまじく早い速度で流れています。たとえば携帯電話が普及したのはここ20年程度のことです。たかだか20年で世界は劇的に変革しうるし、今後そうした傾向はますます強まると考えられます(そもそも、現行の著作権法が制定されてからも50年経っていません)。50年だ70年だという話は、著作権、コンテンツのあり方を考えるという一点に置いては、そもそも途方もない未来のことを話しているとは思えません。</p> <p>保護期間が切れることの意味が、時代とコンテンツの開放であるなら、時代そのもののスピードが上がると思われる未来において、過去をより長いあいだがんじがらめにしておくことに意味はないように思えます。作者の死後50年ならまだ理解の手の届く範囲だったものが、70年では届かなくなります。作者と利用希望者の年の差の問題だけではなく、70年以上前は(我々が今思うよりも)遠い時代過ぎる、ということがあり得ると考えます。</p> <p>これはコンテンツの価値の下落です。コンテンツの価値が皆無に近づくまで親族の手元に残すことが目的のなら、最初から著作権の保護期間終了など考えなければよかったです。 「著作物の保護期間は終了すべきだ」という認識が共有され、その理由が「1. 利用の拡大、2. 利用方法の革新、3. 再創造、4. 取引費用の削減」にあるのであれば、その実現が遠すぎる未来でないほうがよいと考えます。</p> <p>以上、パブリックコメントとして記述いたしました。受理くださいますようお願いいたします。</p>	個人
Ⅲ-3-93	<p>著作権保護期間70年は、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めようとしている日本が国際社会での主要な競争相手である米国、EU(欧州連合)などと対等な立場に立つ最低限のルールです。</p> <p>『知的財産戦略大綱』に、「『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、わが国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。」とあります。さらに、「発明や著作物等の成果を知的財産として適切に保護し、有効に活用する経済・社会システムを構築することが必要である。」としています。</p> <p>このような国家戦略を推進しようとしているとき、その基盤である知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置することは、国家戦略の放棄にも等しいものです。</p> <p>すでに、著作権保護期間70年は、アメリカ、EU諸国をはじめ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ロシア、イスラエル、オーストラリア、そして後れているアジアでも韓国が延長を予定しているなど、わが国と文化交流が行われているほとんどの国で実施されています。</p> <p>映画、音楽、アニメ、漫画、ゲームなどが海外で高い評価を受け、また広く受け入れられています。今後、この動きが拡大することが予想されますが、保護期間70年を採用している主要国において、わが国の著作物のみ50年で保護が打ち切られることとなります。</p> <p>それだけではありません。わが国において、これら70年を採用している国の著作物の保護もまた50年で打ち切られることとなります。文化の輸入は、輸入国の国民の文化享受を豊かにし、それは必ず新たな創作へと結びついていきます。にもかかわらず、その著作物について使用料を払わないで済ませることは、法律的にはなんら問題がないとしても、文化国家を標榜することを躊躇させるものがあることは確かだと思われまます。</p> <p>今年7月、欧州委員会は、実演家及びレコード製作者の権利の保護期間を50年から95年に延長すること、著作物の保護期間の算出方法について関係する著作者のうちもっとも長命な著作者の死後70年間とする2点を、欧州議会に提案しました。</p> <p>ECはこの提案の理由のひとつとして、レコード市場の縮小(過去5年間で30%減)、音楽配信がその代替となりえていないことを挙げ、「ヨーロッパのレコード産業は新人に投資するために必要な安定的収入源の確保という課題に直面している」(提議書)としています。また、実演家についても社会的処遇を改善する必要があるといっています。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
	<p>日本では、実演家、レコード製作者の権利は著作隣接権として別の権利として規定されていますが、いずれにしても、ECはヨーロッパにおける音楽産業の振興のために保護期間延長を進めようとしています。文化は産業であり、しかもヨーロッパの将来にとって重要な産業だということです。その振興のために保護期間を延ばそうと提案しているわけです。</p> <p>保護期間が著作者の創作のインセンティブになるかどうかという議論もありますが、それとは別に文化産業という視点から、保護期間が如何にあるべきか考える必要があると思います。そのとき、保護期間が、米国、EU諸国などと対等でなければ、わが国の文化産業は明らかに不利な条件下におかれることとなります。</p> <p>著作権については著作者の死後70年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急を実現するべです。</p> <p>著作権保護期間70年は、国際社会での主要な競争相手である米国、欧州連合(EU)などと対等な立場に立つための最低限のルールです。</p> <p>南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で70年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が延長を予定しています。</p> <p>わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。</p> <p>すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後50年にするか70年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっていると思われます。</p> <p>国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、早急な著作権等の保護期間の延長が行われなければなりません。</p> <p>また、著作隣接権についても合わせて延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。</p> <p>著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要です。</p> <p>こうした中、欧州委員会(EC)が、EUにおける実演家及びレコード製作者の権利(著作隣接権)を50年間で95年間に延長するよう欧州議会(EP)へ提議しました。</p> <p>この提議に当たって、従来の保護期間では実演家が存命中に保護期間が終了してしまい、実演を収録したレコードなどが販売されても収入が得られなくなるという不合理の解消、あるいはセッション・ミュージシャンの救済とともに、レコード産業がレコード市場の衰退(5年間で30%の減少)から音楽配信への転換をはかる中で、新しいタレントへの投資を行うためには保護期間の延長がもたらす利益が重要であることを、ECは指摘しています。</p> <p>また、今回の提議は、著作権についても、共同著作について幅広い解釈を取り入れ、作詞者、作曲者の区別なく最も長命を保った著作者に合わせて保護期間を設定することを提案しています。</p> <p>ECが、文化を産業として捉える見地から著作権保護期間を考えていることは明らかです。その結果、著作者の経済的社会的地位を押し上げ、より豊かな創作環境を実現することにつながることは間違いありません。</p> <p>ビートルズのレコード・デビュー(1962年)から間もなく50年を迎えようとしている時期に行われた今回の提議は、文化芸術を国の基幹産業と捉える必要に迫られているわが国にとっても極めて重い意味を持っていると思われます。</p> <p>文化芸術を利用して利益を上げようとする方向にのみ進んでいるように見えるわが国のあり方を改め、文化芸術そのものの隆盛によって経済的豊穡も同時にもたらす社会を目指すことが、いま求められています。</p> <p>音楽を作るのは作詞家、作曲家ですが、ヒットさせ、スタンダード楽曲にするのは音楽出版社です。もちろん、もとの作品がそれだけのものでなければなりません、ヒットし、スタンダードになりうる力を持った作品をそのカどおり、あるいはそれ以上のヒット、スタンダードにするのは音楽出版社です。そのために、音楽出版社は、先に申し上げたようなさまざまなメディアに接触し、売り込み、あるいはそれらを組み合わせるためのさまざまな手を打ちます。それが音楽出版社の大きな役割です。</p> <p>広く、多く使われるほど、著作権使用料は、それに比例して多くなります。音楽出版社は、使用料を著作者と契約に従って分け合いますが、音楽出版社は分け合った収入のうち必要な経費を除いたほとんどを次のヒット、スタンダード作りに投資します。</p> <p>つまり、作詞家、作曲家、シンガー&ソングライターなど新しい才能を発掘し、作品発表の場を与え、あるいは原盤制作を行います。そのためには、著作権保護期間は長いほどいいのです。なぜなら、スタンダードといわれる作品は、長い生命力を持っているものだからです。</p>	

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
	<p>ほとんどの著作物は、作られたそばから消えて行きます。音楽の世界で言えば、5年、10年と使われ続ける作品は、全体から見ればまれでしょう。作者の死後50年、70年歌われ続ける作品は、間違いなくかけがえのない傑作です。著作権保護期間は、これらかけがえのない作品のためにこそあります。</p> <p>そして、この数少ない傑作、ヒット作品、スタンダード作品が生み出す使用料が、次のヒット、スタンダード作りの元手になるのです。新しい才能を発掘し育成するという創造のサイクルをスムーズに循環させる原資でもあります。</p> <p>これらのかけがえのない、人類の文化遺産とでも言うべき作品を保護し、その生み出す収入を次の傑作、スタンダード作品を生み出す糧として生かすために、保護期間はできる限り長く設定されるべきです。</p> <p>保護期間が短く、早くパブリック・ドメインになったほうが著作物は多く使われるという意見をよく聞きますが、音楽出版社の役割ということから考えると、保護期間が長いほど作品は多く使われる可能性を高めているといえると思います。</p> <p>音楽に限らず、著作物はたくさんあります。本来の魅力を発見されないまま埋もれてしまう作品も少なくありません。また、ヒットしながら、その後忘れられた作品もあります。これらを発掘し、改めて世の中に出すのも音楽出版社の大事な仕事です。これを音楽出版社では、楽曲の再開発と呼び、重要な仕事と位置づけています。</p> <p>「知床旅情」「また逢う日まで」や、洋楽曲にスポットを当てる再開発に加え、音楽出版社の歴史が欧米に比べ短い日本では、ようやくGSブーム、ニューミュージック・ブームのころの作品などを再開発する動きが大きな流れになってきています。また、今年に入ってから徳永英明による「VOCALIST」など、過去の作品をアルバムで取り上げる企画も目立ちます。</p> <p>楽曲の再開発を繰り返すことも、スタンダード作りの方法です。同じ作品が、時間を経て、まったく別の歌手や演奏家の手によって表現されることによって、別の魅力が生まれ、また逆に、オリジナルの魅力も再発見されるということも起こります。</p> <p>こうした作業を音楽出版社が行うのは、それによって利益が生み出されるからです。使われなければ1円の収入もない楽曲が、レコード化されたり、コマーシャルに使われれば、その収入はそのまま音楽出版社と著作者の利益になります。だからこそ音楽出版社は、いつでもプロモートできるように、楽譜やオリジナルのレコードなど、その楽曲の資料を整えています。</p> <p>それも、保護期間内のことです。保護期間が終われば、いくら使われても収入になりません。音楽出版社は、いまの時代ならあの曲をまた売り出せるのではないか、このアーティストに歌わせたらあの曲もまた生き返るのではないか、といったことを考えるのを保護期間終了と同時にやめざるを得ません。たくさんの資料を保存する必要もありません。誰かが、オリジナルの楽譜を手に入れたいと思っても難しくなってしまうでしょう。そうして、保護期間終了とともに、まだ生命力がある作品でも、忘れられる楽曲が加速度的に増えていくこととなります。サイクルの早い音楽の世界では、常にサポートする存在が必要なのです。そのためには、保護期間はできるだけ長くなければなりません。</p>	
Ⅲ-3-94	<p>今年7月、欧州委員会は、実演家及びレコード製作者の権利の保護期間を50年から95年に延長すること、著作物の保護期間の算出方法について関係する著作者のうちもっとも長命な著作者の死後70年間とする2点を、欧州議会に提案しました。ECはこの提案の理由のひとつとして、レコード市場の縮小(過去5年間で30%減)、音楽配信がその代替となりえていないことを挙げ、「ヨーロッパのレコード産業は新人に投資するために必要な安定的収入源の確保という課題に直面している」(提議書)としています。また、実演家についても社会的処遇を改善する必要があるといっています。日本では、実演家、レコード製作者の権利は著作隣接権として別の権利として規定されていますが、いずれにしても、ECはヨーロッパにおける音楽産業の振興のために保護期間延長を進めようとしています。文化は産業であり、しかもヨーロッパの将来にとって重要な産業だということです。その振興のために保護期間を延ばそうと提案しているわけです。</p> <p>保護期間が著作者の創作のインセンティブになるかどうかという議論もありますが、それとは別に文化産業という視点から、保護期間が如何にあるべきか考える必要があると思います。そのとき、保護期間が、米国、EU諸国などと対等でなければ、わが国の文化産業は明らかに不利な条件下におかれることとなります。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-95	<p>今年の7月、欧州委員会は実演家及びレコード製作者の権利の保護期間を50年から95年に延長すること、著作権の保護期間の算出方法について関係する著作権のうちもっとも長命な作者の死後70年間とする2点を、欧州議会に提案しました。</p> <p>ECはこの提案の理由のひとつとして、レコード市場の縮小(過去5年間で30%減)、音楽配信がその代替となりえていないことを挙げ、「ヨーロッパのレコード産業は新人に投資するために必要な安定的収入源の確保という課題に直面している」(提議書)としています。また、実演家についても社会的処遇を改善する必要があるといっています。</p> <p>日本では、実演家、レコード製作者の権利は著作隣接権として別の権利として規定されていますが、いずれにしても、ECはヨーロッパにおける音楽産業の振興のために保護期間延長を進めようとしています。文化は産業であり、しかもヨーロッパの将来にとって重要な産業だということです。</p> <p>その振興のために保護期間を延ばそうと提案しているわけです。保護期間が作者の創作のインセンティブになるかどうかという議論もありますが、それとは別に文化産業という視点から、保護期間が如何にあるべきか考える必要があると思います。</p> <p>そのとき、保護期間が、米国、EU諸国などと対等でなければ、わが国の文化産業は明らかに不利な条件下におかれることになります。</p>	個人
Ⅲ-3-96	<p>著作権については作者の死後70年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急に実現するべです。著作権保護期間70年は、国際社会での主要な競争相手である米国、欧州連合(EU)などと対等な立場に立つための最低限のルールです。南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で70年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が延長を予定しています。わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。</p> <p>すでにこの問題は、著作権の保護期間を作者の死後50年にするか70年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっていると思われま。国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、早急な著作権等の保護期間の延長が行われなければなりません。</p> <p>また、著作隣接権についても合わせて延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要です。</p> <p>こうした中、欧州委員会(EC)が、EUにおける実演家及びレコード製作者の権利(著作隣接権)を50年間から95年間へ延長するよう欧州議会(EP)へ提議しました。この提議に当たって、従来の保護期間では実演家が存命中に保護期間が終了してしまい、実演を収録したレコードなどが販売されても収入が得られなくなるという不合理の解消、あるいはセッション・ミュージシャンの救済とともに、レコード産業がレコード事象の衰退(5年間で30%の減少)から音楽配信への転換をはかる中で、新しいタレントへの投資を行うためには保護期間の延長がもたらす利益が重要であることを、ECは指摘しています。</p> <p>また、今回の提議は、著作権についても、共同著作について幅広い解釈を取り入れ、作詞者、作曲者の区別なく最も長命を保った作者に合わせて保護期間を設定することを提案しています。</p> <p>ECが、文化を産業として捉える見地から著作権保護期間を考えていることは明らかです。その結果、作者の経済的社会的地位を押し上げ、より豊かな創作環境を実現することにつながることは間違いありません。ビートルズのレコード・デビュー(1962年)から間もなく50年を迎えようとしている時期に行われた今回の提議は、文化芸術を国の基幹産業と捉える必要に迫られているわが国にとっても極めて重い意味を持っていると思われま。文化芸術を利用して利益を上げようとする方向にのみ進んでいるように見えるわが国のあり方を改め、文化芸術そのものの隆盛によって経済的豊穡も同時にもたらす社会を目指すことが、いま求められています。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-97	<p>著作権保護期間70年は、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本が国際社会での主要な競争相手である米国、EU(欧州連合)などと対等な立場に立つ最低限のルールです。</p> <p>『知的財産戦略大綱』に、「『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、わが国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。」とあります。さらに、「発明や著作物等の成果を知的財産として適切に保護し、有効に活用する経済・社会システムを構築することが必要である。」としています。</p> <p>このような国家戦略を推進しようとしているとき、その基盤である知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置することは、国家戦略の放棄にも等しいものです。</p> <p>すでに、著作権保護期間70年は、アメリカ、EU諸国をはじめ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ロシア、イスラエル、オーストラリア、そして後れているアジアでも韓国が延長を予定しているなど、わが国と文化交流が行われているほとんどの国で実施されています。</p> <p>映画、音楽、アニメ、漫画、ゲームなどが海外で高い評価を受け、また広く受け入れられています。今後、この動きが拡大することが予想されますが、保護期間70年を採用している主要国において、わが国の著作物のみ50年で保護が打ち切られることとなります。</p> <p>それだけではありません。わが国において、これら70年を採用している国の著作物の保護もまた50年で打ち切られることとなります。文化の輸入は、輸入国の国民の文化享受を豊かにし、それは必ず新たな創作へと結びついていきます。にもかかわらず、その著作物について使用料を払わないで済ませることは、法的にはなんら問題がないとしても、文化国家を標榜することを躊躇させるものがあることは確かだと思われる。</p>	個人
Ⅲ-3-98	<p>著作権保護期間を70年に延長すべきだと思います。</p> <p>いくつかの理由がありますが、最も重要なのは諸外国とのハーモニーということです。</p> <p>先進諸外国が著作権保護期間を著作者の死後70年と設定する中で、日本だけが同50年とし続けるなら、諸外国からは、「日本は著作者の死後50年保護している」という見え方ではなく、「他の国より20年短い保護しか与えていない」という見え方になると思います。結果、有名曲が他の国より早く著作権切れになり、CMなどにおける使用も含め自由に無料で使われることになれば、日本は著作権を他の国のようにはちゃんと保護しない国、特殊な国という冷ややかな視線が向けられることは避けられません。</p> <p>著作権保護については、基本的な事項がベルヌ条約等で確認されていますが、期間についても、国や地域によって異なることは極力排除されることが望ましいと思います。ある曲の著作権がAという国では保護され、Bという国ではされない、というのはあるべき姿とはどうしても思えないのです。創造のサイクル、文化の更なる発展は国際的なハーモニー無しでは実現し得ず、そのための第一歩である70年への延長は大至急なされるべきと確信致します。</p>	個人
Ⅲ-3-99	<p>著作権については著作者の死後70年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急に実現するべきです。</p> <p>著作権保護期間70年は、国際社会での主要な競争相手である米国、欧州連合(EU)などと対等な立場に立つための最低限のルールです。南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で70年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が延長を予定しています。わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。</p> <p>すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後50年にするか70年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっていると思われる。</p> <p>国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、早急な著作権等の保護期間の延長が行われなければなりません。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
	<p>また、著作隣接権についても合わせて延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要です。</p> <p>こうした中、欧州委員会(EC)が、EUにおける実演家及びレコード製作者の権利(著作隣接権)を50年間から95年間へ延長するよう欧州議会(EP)へ提議しました。</p> <p>この提議に当たって、従来の保護期間では実演家が存命中に保護期間が終了してしまい、実演を収録したレコードなどが販売されても収入が得られなくなるという不合理の解消、あるいはセッション・ミュージシャンの救済とともに、レコード産業がレコード市場の衰退(5年間で30%の減少)から音楽配信への転換をはかる中で、新しいタレントへの投資を行うためには保護期間の延長がもたらす利益が重要であることを、ECは指摘しています。</p> <p>また、今回の提議は、著作権についても、共同著作について幅広い解釈を取り入れ、作詞者、作曲者の区別なく最も長命を保った著作者に合わせて保護期間を設定することを提案しています。</p> <p>ECが、文化を産業として捉える見地から著作権保護期間を考えていることは明らかです。その結果、著作者の経済的社会的地位を押し上げ、より豊かな創作環境を実現することにつながることは間違いありません。</p> <p>ビートルズのレコード・デビュー(1962年)から間もなく50年を迎えようとしている時期に行われた今回の提議は、文化芸術を国の基幹産業と捉える必要に迫られているわが国にとっても極めて重い意味を持っていると思われます。文化芸術を利用して利益を上げようとする方向にのみ進んでいるように見えるわが国のあり方を改め、文化芸術そのものの隆盛によって経済的豊穡も同時にもたらす社会を目指すことが、いま求められています。</p>	
Ⅲ-3-100	<p>著作権については著作者の死後70年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急に実現するべきです。</p> <p>本年、欧州委員会は実演家及びレコード製作者の権利の保護期間を50年から95年に延長すること及び著作物の保護期間算出方法についてもっとも長命な著作者の死後70年間とする2点を、欧州議会に提案しています。</p> <p>ECはこの提案理由のひとつにレコード市場の縮小(過去5年間で30%減)、音楽配信がその代替となりえていないことを挙げ、「ヨーロッパのレコード産業は新人に投資するために必要な安定的収入源の確保という課題に直面している」(提議書)としています。</p> <p>また、実演家についても社会的処遇を改善する必要があると述べています。日本では、実演家、レコード製作者の権利は著作隣接権として別の権利として規定されていますが、いずれにしても、ECはヨーロッパにおける音楽産業の振興のために保護期間を延ばそうと提案しているわけです。</p> <p>保護期間が著作者の創作のインセンティブになるかどうかという議論もありますが、それとは別に文化産業という視点から、保護期間が如何にあるべきか考える必要があると思います。</p> <p>そのとき、保護期間が米国、EU諸国などと対等でなければ、わが国の文化産業は明らかに不利な条件下におかれることになると感じています。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-101	<p>著作権保護延長に反対する者です。今後文化の大きな担い手となるパブリックドメインに足かせをはめることになるからです。</p> <p>パブリックドメインがこれから文化の中核を担う力のひとつとなることは、プロジェクト・グーテンバークや無償で提供されているグーグル・ブックス、あるいはマイクロソフトによる書籍のデジタル化などを見てもすでに明瞭です。これによる最大の恩恵は、今まではマーケットを通して手に入りにくかった本、入手できなかった本が読めるようになったことです。日本でいえば、たとえば小杉天外の「長者星」は明治時代に書かれた重要な小説の一つと評価する人もあるのに、書店では入手できませんし、市立図書館でも置いてあるところはあまりないでしょう。しかし近代デジタルライブラリーがデジタル化し、読みにくいフォーマットではありますが、とにかく万人の手の届くようになったのです。パブリックドメインが日本よりも発達した欧米では、とりわけジャンル小説といわれる大量の作品が日の目を見ることになり、これに刺激されて出版社のなかにも古い作品の発掘に乗り出すところが出てきました。</p> <p>書籍業はもちろん読者に文化を届けるのがその第一の目的でしょうが、同時に利益も上げなければならず、そのために読者に届かない文化が闇の大陸のように存在するのです。著作権保護延長は、この闇の部分にさらに増やそうとする試みです。それは文化を享受する側にとっても不幸ですし、価値があるものがありながら、商業ベースに乗らず埋もれてしまった数多くの作品にとっても不幸です。パブリックドメインの役割は闇の部分減らし、価値ある作品を再評価することにあります。商業主義的な現在の出版活動の欠点を補うものと考えられるべきでしょう。</p> <p>また「著作権が再創造を妨げるとの主張はあるが、多くの作品は寿命が短く、それは市場で評価されなかったためにそうなるのであって、パブリックドメインに入ったからと言って、その著作物の価値がどれだけ上がるのかは疑問である」(89頁)という意見もあるようですが、パブリックドメインはできた当初から市場における評価とは別の「一般読者の評価」とも言うべき独自の価値判断を持っています。読書好きのボランティアが個人で作品を選定し入力していた初期の頃は特にその傾向が顕著で、「手に入りにくい、こんなすごい作品がある」と他の読者に知らせる場という性格が強かった。現在Project Gutenbergなどは校正の仕方が確立されて、工場のようにテキストの電子化を進めています。とりわけ市場に無視されてきた優れた作品を電子化したいという思いは今でも引き継がれています。また電子テキストファンにはすれっからしの読書人が多く、珍しい本が出てはいないか、良質の本が隠れてはいないかと、鵜の目鷹の目で電子書籍の新刊(旧刊?)リストをチェックし、面白いものを見つけたときは鬼の首を取ったようにレビューをつけるものなのです。それまで半世紀以上絶版状態だったのに、パブリックドメイン入りして読者の支持を得た作品は、実際、いくつもあるのです。</p> <p>わたしは別に一般読者の評価が市場評価に勝るとは思いませんが、多様な評価の存在は文化を豊かにして活性化させますし、これを伸ばす方向でものごとを考えるのが本筋であると信じます。著作権保護期間延長は最も文化に関心を寄せる人々に不満を残し、新しい文化の胎動を萎縮させます。欧米ではmanybooks.netやmobileread.comのようにパブリックドメインの書籍を読書する人々がコミュニティーを形成し、情報を交換しあってより豊かな読書を楽しもうとしています。保護期間延長はこうした趨勢にも適応していないと思います。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-102	<p>保護期間が短く、早くパブリック・ドメインになったほうが著作物は多く使われるという意見をよく聞きますが、音楽出版社の役割ということから考えると、保護期間が長いほど作品は多く使われる可能性を高めているといえると思います。</p> <p>音楽に限らず、著作物はたくさんあります。本来の魅力を発見されないまま埋もれてしまう作品も少なくありません。また、ヒットしながら、その後忘れられた作品もあります。これらを発掘し、改めて世の中に出すのも音楽出版社の大事な仕事です。これを音楽出版社では、楽曲の再開発と呼び、重要な仕事と位置づけています。</p> <p>「知床旅情」「また逢う日で」や、洋楽曲にスポットを当てる再開発に加え、音楽出版社の歴史が欧米に比べ短い日本では、ようやくGSブーム、ニューミュージック・ブームのころの作品などを再開発する動きが大きな流れになってきています。また、今年に入ってから徳永英明による「VOCALIST」など、過去の作品をアルバムで取り上げる企画も目立ちます。</p> <p>楽曲の再開発を繰り返すことも、スタンダードづくりの方法です。同じ作品が、時間を経て、まったく別の歌手や演奏家の手によって表現されることによって、別の魅力が生まれ、また逆に、オリジナルの魅力も再発見されるということも起こります。</p> <p>こうした作業を音楽出版社が行うのは、それによって利益が生み出されるからです。使わなければ1円の収入もない楽曲が、レコード化されたり、コマーシャルに使われたりすれば、その収入はそのまま音楽出版社と著作者の利益になります。だからこそ音楽出版社は、いつでもプロモートできるように、楽譜やオリジナルのレコードなど、その楽曲の資料を整えています。</p> <p>それも、保護期間内のことです。保護期間が終われば、いくら使われても収入になりません。音楽出版社は今の時代ならあの曲をまた売り出せるのではないかと、このアーティストに歌わせたらあの曲もまた生き返るのではないかと、といったことを考えるのを保護期間終了と同時にやめざるを得ません。たくさんの資料を保存する必要もありません。誰かが、オリジナルの楽譜を手に入れたいと思っても難しくなってしまうでしょう。そうして保護期間終了とともに、まだ生命力がある作品でも、忘れられる楽曲が加速度的に増えていくことになします。サイクルの早い音楽の世界では、常にサポートする存在が必要なのです。そのためには、保護期間はできるだけ早くなければなりません。</p>	個人
Ⅲ-3-103	<p>3-3-6 公有による文化創造サイクルへの影響の観点 (1)パブリックドメイン化による利用の促進</p> <p>この中間整理にある「利用方法の革新」の例は、いささか少なく、また実態をきちんと反映しているとは言えない。青空文庫や格安DVDはあくまでも単純利用という側面しか考えられていない。</p> <p>そのほかにも、このような例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブサイトの作品をさらに活用する。 単に読まれて利用されるだけでなく、それを(2)で語られるように新たな創造に利用することがある。あくまでも(1)と(2)は相互的に行われるものと言える。 ・開発・実験コストのかかる新規媒体や企画に入れるコンテンツとして機能する。 パブリックドメインになったから新規に企画や媒体が開発されるのではなく、新規のもの「コスト削減」として役だったり、また市民権を得た公有コンテンツを入れることにより、その媒体や企画が世に広まるのに役だったりすることがある。 たとえばフロンティアニセンによる耐水性の本や、パンローリング等の朗読コンテンツ、ニンテンドーDSの名作文学の読書ソフトは、もちろん新しいコンテンツも使われているが、まずその媒体や企画の認知度を上げるとともに有用性を知らしめる際、公有コンテンツが有効に利用された。 <p>また、青空文庫の例を「特殊」とは言い難い。パブリックドメインの作品をネット上で公開しているのは、個人サイトを含めて無数に存在している。また、その作家もメジャー、マイナーを含めて、かなりのばらつきが存在している。</p> <p>パブリックドメインの実状に関しては、いまだその現場の実状が貴委員会でじゅうぶんに検討されているとは言い難い。さらなる検討を求めたい。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-104	<p>著作権については著作者の死後70年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急に実現するべです。著作権保護期間70年は、国際社会での主要な競争相手である米国、欧州連合(EU)などと対等な立場に立つための最低限のルールです。</p> <p>南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で70年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が延長を予定しています。わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。</p> <p>すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後50年にするか70年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっていると思われれます。</p> <p>国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、早急な著作権等の保護期間の延長が行われなければなりません。</p> <p>また、著作隣接権についても合わせて延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。</p> <p>著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要です。</p> <p>こうした中、欧州委員会(EC)が、EUにおける実演家及びレコード製作者の権利(著作隣接権)を50年間から95年間に延長するよう欧州議会(EP)へ提議しました。この提議に当たって、従来の保護期間では実演家が存命中に保護期間が終了してしまい、実演を収録したレコードなどが販売されても収入が得られなくなるという不合理の解消、あるいはセッション・ミュージシャンの救済とともに、レコード産業がレコード市場の衰退(5年間で30%の減少)から音楽配信への転換をはかる中で、新しいタレントへの投資を行うためには保護期間の延長がもたらす利益が重要であることを、ECは指摘しています。また、今回の提議は、著作権についても、共同著作について幅広い解釈を取り入れ、作詞者、作曲者の区別なく最も長命を保った著作者に合わせて保護期間を設定することを提案しています。</p> <p>ECが、文化を産業として捉える見地から著作権保護期間を考えていることは明らかです。その結果、著作者の経済的社会的地位を押し上げ、より豊かな創作環境を実現することにつながることは間違いありません。</p> <p>ビートルズのレコード・デビュー(1962年)から間もなく50年を迎えようとしている時期に行われた今回の提議は、文化芸術を国の基幹産業と捉える必要に迫られているわが国にとっても極めて重い意味を持っていると思われれます。文化芸術を利用して利益を上げようとする方向にのみ進んでいるように見えるわが国のあり方を改め、文化芸術そのものの隆盛によって経済的豊穡も同時にもたらす社会を目指すことが、いま求められています。</p>	個人
Ⅲ-3-105	<p>著作権保護期間70年は、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本が国際社会での主要な競争相手である米国、EU(欧州連合)などと対等な立場に立つ最低限のルールです。</p> <p>『知的財産戦略大綱』に、「『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、わが国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。」とあります。さらに、「発明や著作物等の成果を知的財産として適切に保護し、有効に活用する経済・社会システムを構築することが必要である。」としています。</p> <p>このような国家戦略を推進しようとしているとき、その基盤である知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置することは、国家戦略の放棄にも等しいものです。</p> <p>すでに、著作権保護期間70年は、アメリカ、EU諸国をはじめ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ロシア、イスラエル、オーストラリア、そして後れているアジアでも韓国が延長を予定しているなど、わが国と文化交流が行われているほとんどの国で実施されています。</p> <p>映画、音楽、アニメ、漫画、ゲームなどが海外で高い評価を受け、また広く受け入れられています。今後、この動きが拡大することが予想されますが、保護期間70年を採用している主要国において、わが国の著作物のみ50年で保護が打ち切られることとなります。</p> <p>それだけではありません。わが国において、これら70年を採用している国の著作物の保護もまた50年で打ち切られることとなります。文化の輸入は、輸入国の国民の文化享受を豊かにし、それは必ず新たな創作へと結びついていきます。にもかかわらず、その著作物について使用料を払わないで済ませることは、法的にはなんら問題がないとしても、文化国家を標榜することを躊躇させるものがあることは確かだと思われれます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-106	<p>コンテンツ取引の主要な相手である欧米諸国は著作権の保護期間を70年としている。これらの諸国とのコンテンツ取引を考えた場合、国際的な調和の視点から日本も保護期間を70年とすることが望ましい。インターネットの発展により著作物の利用について国境がなくなってきたことも、保護期間について国際的な調和が必要な理由の1つである。</p> <p>作家の立場からすれば、保護期間の延長により権利が強化されることは、「単純に」創作意欲へのインセンティブになる。逆にいえば、保護期間の在り方についてこれだけ議論がなされた結果として延長がなかったとしたら、作家は「日本は作家を大切にしてくれない国」と考えるであろう。そのことは、創作意欲へプラスへは作用しないであろう。例外はあるにせよ、一般に、豊かな才能は、その果実が報われる分野に集中していくと考える(野球やサッカーを行う少年の人口が、ボクシングやレスリングを行う少年の人口よりも多い理由の1つは、才能や努力の果実が報われやすいからだと思う)。</p> <p>政府がコンテンツ大国を目指すのであれば、この分野に豊かな才能を集めるための施策が必要であるが、保護期間の延長もその1つになり得るのではないか。</p> <p>延長反対論の主な意見として、パブリックドメイン化により利用の拡大や再創造が進むというものがあるが、優れた作品であれば保護期間内の作品であれ、パブリックドメインの作品であれ、利用は拡大するし、再創造も生み出すので(ビートルズの一連の作品がいかにも多くのカバーを生み出しているかは、その一例である)、この意見は反対論としては薄弱である。 以上</p>	個人
Ⅲ-3-107	<p>著作権分科会において説明資料となった中間整理概要について気になった点がある。この資料の中で「プロのクリエイター育成のためには、保護期間延長ではなく、ネットの違法コピー対策など、別の対応策を考えていくべきではないか」とまとめられているが、これは実際の中間整理では92ページに「次のような意見があった」として書かれているものである。それをあたかも代表的な意見として概要に掲載してしまったのは、印象をミスリードしてしまうおそれがあるのではないか。</p> <p>また、保護期間延長がプロのクリエイター育成に役立たないとは言うまでもないが、ここで重要なのはクリエイターへの利益還元や支援をどう行なうかということであって、「ネットの違法コピー対策」は直接には関係ない。ここで関係があるとの判断をしているとすれば、「ネットの違法コピー対策」が直接的に権利者に利益をもたらす(それまで「違法コピー」をしていた者が正規品へと流れていく)との前提がなければならない。</p> <p>しかし、ネット上での有効な著作物流通が不十分な今これをやっても権利者へ利益をもたらすことはあるまい。「ネットの違法コピー」が“地下”に潜るか、そもそも特定の著作物を鑑賞するという習慣が国民の中の少なくない人々から失われるだけであろう。</p> <p>折衷案として「死後50年から70年の間は許諾権ではなく報酬請求権にすること」「延長希望者が更新料を支払って登録する制度」「延長の20年で得られた使用料を文化振興基金に充てること」「翻案権等の一部の支分権については延長しないこと等」と書かれている(以上、抜粋は概要から)が、これらはいずれも多く指摘されるデメリットを解消した後でなければならない。想定される懸念の多くは解決しないからである。加えて、94ページにおいて「映画の著作物の保護期間について」との項目が設けられており、その期間延長も今後検討され得ることが書かれている。そもそも今回の死後50年から70年へ延長せよとの議論は、映画著作物の保護期間を(公表後起算とは言え)延長したことも発端となっているものであり、そこでまた映画著作物でも延長をすれば次は他の著作物でもさらなる延長が要望されるのは目に見えている。延長していくことで、それが呼び水となってさらなる延長を招きかねないというのも、延長慎重論の根拠のひとつであるが、直接的ではないにせよ中間整理においてそれが示唆されてしまっていることは注目に値する。</p>	個人
Ⅲ-3-108	<p>戦時加算については全くいじる必要はない。戦時加算によって著作権保護期間が存続しているものでも、近年のうちに順次切れてきているからである。10年ほど前であればまだしも多少は意味があっただろうが、もはや2008年においては保護期間延長の根拠とはなり得ない。時間が解決する問題である。</p> <p>まして戦時加算の解消を条件に保護期間を延長するという主張は一方にしか利することのない身勝手なものであり、検討の余地も無い。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-109	<p>著作権保護期間70年延長に賛成。可及的速やかに実行に移すべし。</p> <p>今や著作権保護期間延長問題に関する論議が、70年に延長することで蒙る損失といった点にテーマが集中している感があり、損失だけに目が行き世界の歩調に目が届かないことは、はなはだ残念である。またその様な意見が大手を振って堂々と罷り通る日本社会の文化レベルの低さに失望している。</p> <p>勿論、経済効率を最重要視することの大事さは、どの国も同じである。だからと言って先進国との歩調は放っておいて、「知的財産立国」を目指ことが、世界に通じるだろうか、後先が逆ではないか、これで大国たり得るか。自らの知的財産を世界に広めると同時に、世界の知的財産をも世界のルールといっても過言ではない70年まで、きちっと保護する。これが自然であり重要である。国際歩調に立つことの重要性から言えば、延長問題に対しそれぞれの立場での幅広い意見や理屈が果たして必要であろうか。</p> <p>日本国が推進すべき、また必要に迫られた「知的財産戦略」は、まず、各国の知的財産を世界基準とも云うべき70年まで保護しスタートラインに立つ、この一点に尽きるのではないか。</p> <p>その上で、始めてわが国の知的財産戦略が目標となると考える。</p>	個人
Ⅲ-3-110	<p>著作権保護期間70年は、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本が国際社会での主要な競争相手である米国、EU(欧州連合)などと対等な立場に立つ最低限のルールです。</p> <p>『知的財産戦略大綱』に、「『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、わが国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。」とあります。さらに、「発明や著作物等の成果を知的財産として適切に保護し、有効に活用する経済・社会システムを構築することが必要である。」としています。</p> <p>このような国家戦略を推進しようとしているとき、その基盤である知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置することは、国家戦略の放棄にも等しいものです。</p> <p>すでに、著作権保護期間70年は、アメリカ、EU諸国をはじめ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ロシア、イスラエル、オーストラリア、そして後れているアジアでも韓国が延長を予定しているなど、わが国と文化交流が行われているほとんどの国で実施されています。</p> <p>映画、音楽、アニメ、漫画、ゲームなどが海外で高い評価を受け、また広く受け入れられています。今後、この動きが拡大することが予想されますが、保護期間70年を採用している主要国において、わが国の著作物のみ50年で保護が打ち切られることとなります。</p> <p>それだけではありません。わが国において、これら70年を採用している国の著作物の保護もまた50年で打ち切られることとなります。文化の輸入は、輸入国の国民の文化享受を豊かにし、それは必ず新たな創作へと結びついていきます。にもかかわらず、その著作物について使用料を払わないで済ませることは、法律的にはなんら問題がないとしても、文化国家を標榜することを躊躇させるものがあることは確かだと思われます。</p>	個人
Ⅲ-3-111	<p>著作権保護期間を70年に延長するべきだと考えます。日本の作詞・作曲家が書いた曲が作詞・作曲家が亡くなって50年経過後に、例えばアメリカ合衆国においてその権利が保護されなくなり、同じ年に無くなったアメリカ合衆国など保護期間が日本より長い国の作詞・作曲家の権利のみが保護される状況は大変不公平なことだと思うからです。逆に外国の作詞・作曲家が書いた曲が日本で著作権の保護が先に終了してしまうのも不自然であり、外国からみて不公平であると槍玉に上がるのではないのでしょうか。</p> <p>また、著作権の保護が終了した音楽などが、誰によっても自由に使えるようになることは一見すればよいことのように思われます。ベートーベンやバッハの時代のクラシック音楽は現在においてもきちんとした交響楽団などが演奏されることが通常で、今も私たちはそういった演奏を聴いて楽しむことができます。同時にアレンジをまったく変えた現代風の音楽も楽しむことができます。ところが、クラシック音楽ではない現代の音楽の著作権の保護が終了した後、オリジナルの音楽が変形されてしまい、オリジナルのまま楽しむことができなくなる可能性があります。保護期間が短いとその期間も短くなるのではないのでしょうか。勿論、現在はデジタルで音楽の保存ができるので、その心配はないかもしれませんが、できる限り長い期間保護されるほうがよいのではないのでしょうか。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-112	<p>第3章「保護期間の在り方について」第3節「各論点についての意見の整理」に対する意見～81ページ「4 創作意欲への影響の観点」及び86ページ「5 コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルへの影響の観点」について</p> <p>(1) 主旨 保護期間の延長は、文化創造サイクルの活性化のために有益であり、個々のクリエイター及び関係者全体の創作意欲に好影響を与えと考えます。</p> <p>(2) 理由 保護期間延長の効用については、個々の著作者のインセンティブや遺族に対する経済的効果のみに着目したミクロの議論が散見されますが、文化芸術の振興、コンテンツ産業の振興という政策目標の実現に要するコストをどのように手当てするのが合理的かというマクロの視点が欠落しがちです。</p> <p>パブリックドメイン化した過去の作品が無料で流通し、その表現を使い回した創作が活発化することをもって文化芸術の振興、コンテンツ産業の振興と評価するのであればともかく、国境を越え、更には時代を超えて人々に愛される普遍的な魅力を持つ名作が少しでも多く新たに創作されるようにすることを目標とするのであれば、優秀な人材を一人でも多く確保し、その才能を開花させる環境を長期的に拡充していくため、文化芸術・コンテンツ産業の分野に安定的に資金を循環させることが重要です。</p> <p>貴族階級や一部の富裕層が芸術家を丸抱えることで文化芸術が隆盛した時代もありますが、現代社会においては、そのような資金の供給は市場又は政府の機能に求めることとなります。つまり、文化芸術の振興、コンテンツ産業の振興という政策目標を実現するための資金の確保・活用のプロセスとして、市場（権利ビジネス）と政府（文化行政）のどちらがより合理的かつ効率的かという問題です。</p> <p>中間整理には「民間のコンテンツ産業による文化の下支えにどこまでの役割を求めるのか、どこまで公的な支援によって文化振興を行うのか」という問題提起がありますが（87ページ）、新たな名作がコンスタントに生み出されるようにするためのコストについては、市場で支持を集める過去の名作から安定的に生ずる著作物使用料等をもって充てることを基本とし、文化行政として税金を投入するのは主に「市場が失敗する」領域に限ることが合理的かつ効率的であると考えます。</p> <p>権利ビジネスに携わるコンテンツ事業者（音楽出版社、プロダクション、レコード製作者、映画製作者等）は、過去の創作に係るライセンス収入等を原資として新人の発掘・育成、新作の製作・利用開発等を行うことで、文化創造サイクルの一翼を担っています。保護期間の延長によってこのサイクルの源泉をより安定的なものにすれば、より多くの新たな才能がその真価を発揮する（プロフェッショナルとして創作活動に専念する）機会を獲得することとなり、そうした個々のクリエイターの創作意欲を高めるばかりでなく、彼・彼女らを支える関係者全体の意欲を刺激することにもなります。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-113	<p>私は、著作権保護期間延長に賛成も反対もいたしません。</p> <p>死後70年に延長するというEUの指令から、EU諸国、ロシア等多くの国が死後70年、アメリカでは死後70年に加え楽譜の出版から95年もの長い保護期間が設けられています。カナダ、日本、韓国のような死後50年間という保護期間は少数派となっています。「日本も各国の様に長くしよう」という意見もあると思えば、だからこそ「日本はすばらしい」という考え方もある様です。アメリカからの延長要求はそれとして、一体何が日本の国益になり、文化の発展につながるか考えて結論を出すべき、との意見もあります。</p> <p>戦時加算によって、約10年の保護期間が日本側に加算されています。アメリカ、イギリス、フランスなど多くの国の楽譜については、作曲者の死後50年ではなく約60年経過しなければ、日本国内ではパブリック・ドメインになりません。</p> <p>「日本の保護期間は死後50年で、他国よりも短い」のですが、戦時加算によって欧米の多くの国に対して実質「死後約60年」ということになります。死後50年間という保護期間は、本人と子・孫までの3世代の保護を意図していましたが、「人間の寿命が延びた」ことですのでこの期間では不十分となっているとの意見もあります。保護期間延長によるいろいろな悪影響を危惧する声も少なくない様です。保護期間は一度延ばせば短縮は難しく、そのため将来の世代にまで影響が永続する可能性があります。</p> <p>「ネットにおける著作権問題で最も大きいのは違法コピーの問題で、この問題をどうにかしないことにはコンテンツで利益はあげられない。保護期間は50年でも70年でも関係ない」と主張されている方もいます。</p> <p>今こそ多様な関係者から広く意見を聞き、この大問題についてもっと意見を交わし、延長された場合の文化的・経済的影響について慎重に議論することが必要ではないでしょうか。国民的議論を尽くさないままに延長が決まってしまうことは避けるべきだと思います。</p>	無記名
Ⅲ-3-114	<p>まず、私は著作権の保護期間の延長に反対です。中間整理の資料にもありますが、世界的にも保護期間は延長される一方です。様々な議論はありますが、実際にはアメリカで「ミッキー・マウスによって保護期間が延長される」と揶揄されているように、文化的な側面よりも、強固なロビー活動により既得権益の利権保護が図られて来たというのが実態の様に思えます。</p> <p>どれ位の保護期間が適当か、と言うことに関して、まず前提としてデジタル化で優れた作品の複製が容易になっている今、権利者の意欲がそがれることがなければ、できるだけ保護期間が短い方が、文化の発展にとって大きなメリットがあるはずで、そこで今、日本で著作物の製作に関わっている著名な方々、つまり著作権で大きな収入を得ている方々に対し大規模なアンケート調査を行うことを提案します。</p> <p>保護期間はどれ位が適当だと思いますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の50年 ・欧米と同じ70年 ・50年より短くてもよい ・できるだけ長い方がよい ・できるだけ短い方がよい ・その他 <p>最低限のことを聞き、その上でできるだけ短く設定するのが良いのではないかと思います。</p> <p>委員会でも様々な創作者団体の代表の方にヒアリングされているようですが、それら代表の方々もその都度団体の意見をまとめて来られていたわけではないでしょう。できるだけ多く、当事者の意見を聞くべきだと思います。</p> <p>なお中間整理でも触れられていますが、欧米と保護期間を合わせなければビジネス上不利になる、あるいは日本は著作権に関して途上国だと思われる、といった事はないのではないかと思います。クリエイティブ・コモンズのような運動が広がっているのは、欧米の人たちの間でも現行の著作権に疑問を持つ人が多いことの現れではないでしょうか。</p> <p>10ページの「孫世代からひ孫世代に移ることによって遺族が増加する程度は、実際には膨大なものではないことが見て取れる」と言ったような、寿命が伸びているから保護期間も伸ばすべきといった意見が随所に見られますが、かなりナンセンスな視点のように思えます。平均寿命が50年に満たないような国の著作物は、日本では保護期間も短縮されるべきなのではないでしょうか？ 将来平均寿命が伸びたり、逆にパンデミックや戦争等で平均寿命が縮まった場合、その都度保護期間も見直すべきなのではないでしょうか？</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
	<p>中間整理の中の意見にもありますが、人間の寿命より著作物の商品としての寿命を引き合いにするべきだと思います。関連してP75では「作家は、非常に厳しい作業環境で仕事をしており、早死にする場合も多い。創作者が若死にした場合には、死後50年では、創作者の一世代の生存中にも、保護期間が切れてしまうことがある」とありますが、作家でなくとも厳しい仕事に従事している人や早死にする人は世の中にゴマンといます。また、頑張って仕事をして自分の子供に財産を残せない人もたくさんいます。企業は、社員がどれだけ子供に財産を残せるかを考慮して給与の額を決定しているのでしょうか？ 厳しい作業環境で早死にするというのであれば、そのような環境を改善するよう努力すべきです（もっとマトモな環境で執筆している作家も数多くいるはずですが）、それはできないがとにかく子供に財産を残したいと言うのであれば、他の職業を探すべきです。作家は厳しいから子供の財産まで考えてくれと言うのは、薄汚いエゴにしか思えません。</p> <p>P86にある「数少ないヒット作の安定的な収入が、新しい才能の発掘をし、作品発表の場を与えて育成していくとの創造サイクルをスムーズに循環させる原資となっている」というくだりには、いくつかの点で疑問を感じます。</p> <p>まず音楽出版社がそれほど新しい才能の発掘に投資しているか、疑問です。かつては確かに音楽出版社の社員が、デモテープや路上ライブで目をつけた若手をリスクを抱えながらもデビューさせ、その中からヒットを生み出してきたと思います。しかし現状は、多くのアマチュアアーティストは自費でCDを製作し販売し、インターネット上で作品を発表したりしています。デジタル化により、こうしたことが個人レベルでも低コストで比較的容易に行えるようになりました。今の音楽出版社は、こうした活動で予め人気の出ている人や曲をメジャーデビューさせているだけで、昔に比べればはるかに低リスクなビジネスになっているはずですが。</p> <p>またヒット作により何もせずとも安定した収入が続くという状態は、音楽出版社の墮落を招くのではないのでしょうか。どんな商売でも、先人の業績に胡座を書くべきではないと思います。</p> <p>P87では横山大観記念館が例として挙げられていますが、別に著作権が切れていても国宝や重要文化財は税金により保護されています。本当に後世に残すべきものは著作権のあるなしに関わらず保護されるべきなのは当然のことです。著作権が切れれば保存されないほど、大観の作品は価値のないものなのでしょうか？</p> <p>P90にあるような「コンテンツを職業的に生みだし、育成し、その産業に従事している人をいかに保護していくか」という観点が必要ではないかといった意見には反対です。そのコンテンツが重要であるかどうかは、あくまでそのコンテンツの中身で判断されるべきことであり、職業的に製作しているかどうかは何の関係もないはずですが。プロがアマチュアより優れた作品を生み出しているとは限りません。職業として製作しているというだけで、質の低いコンテンツばかり産み出すような人を保護することは、文化の発展にとってむしろ有害であると思います。</p>	
Ⅲ-3-115	<p>「第3章 保護期間の在り方について 第2節 制度の現状第3節 各論点についての意見の整理 2 国際的な制度調和の観点」(78-79ページ)</p> <p>著作権保護期間の延長には反対である。</p> <p>基本的に、知財の世界では、欧米に主要ライセンス(音楽メジャー・ハリウッド・マイクロソフト・インテルなど)が存在し、彼らは他国の法制度をも利用して(自国内での法改正すら、期限切れが迫った既存キャラクターの延命目的であるとして、ミッキーマウス法案と俗に呼ばれた程度に)、勝ちの構図を拡大させる事に余が無い。この流れに国内がそのまま従った場合、結局、国内の既存商業著作権者すら、視聴者の反発を招いた末に商機を失い、代わりに、更なる欧米主要ライセンスへの一極集中が強化される結果となろう。既に、このような事態の具体例として「輸入権」が存在する。この音楽CDに対する「輸入権」の国内新設と後の運用、そしてRIAJの音楽ソフト生産実績を、この機会に再検証する事を希望する。少なくとも、国会で当時の関係者が口約束をし付帯決議が付けられる程に国内を紛糾させた、既存商業著作隣接権の拡大であったにもかかわらず、積極的に売り上げ向上をもたらしたとはいえないのが現状である。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
	この節のなかで、「8 文化の発展への影響にかんする各論点の関係」の意見に対して、2点意見を書いてみる。「現在、流通・利用しているコンテンツは大体が最近作られたものである。相当期間たった著作物で流通しているものは全体のごくわずかな部分に過ぎない。逆に言えば、著作権が切れたとしても使われるものは全体のごくわずかであり、保護期間を延長することによって利用者に生じる損失も、ごくわずかということではないか。」の箇所について。「著作権法が切れたとしても使われるものは全体のごくわずかであり」とあるが、これは、間違えである。実際は、「使われる」ではなく「使うことが可能、もしくは使う事が計画される可能性がある」である。多くの著作物が死蔵しているために、過去の著作物を利用する可能性が著しく制限されているのである。この状態では、コンテンツの流通の可能性さえも阻害されているのである。まずは、このポイントを認識してほしい。この死蔵をさらに進める延長には反対である。	
Ⅲ-3-116	そして、「パブリックドメインになることによるメリットについては、現状でも各種の権利制限規定が用意されている学校教育、障害者のような利用もあり、利用できる幅をひろげていけば、保護期間を延長しても、具体的な死傷はないのではないか。」の箇所については、実際に利用できる可能性、選択肢の幅が極端に狭くなっている状態そのものが、支障となっているのである。もし、過去50年に出版された書籍が全てりようできるとしたら、その全体に対して、現在利用できるものはあまりにも少ない。まずは、現在利用できるものを念頭にかんがえるのではなく、理想として全ての著作物を利用できるようにするシステムを考えるべきであり、その為に有効な方針を採用するべきである。この観点から、延長は望ましくない。	個人
Ⅲ-3-117	○むしろ保護期間短縮のための舵取りを先導を切って行うべき。 まず、何ら合理的な理由のない保護期間延長の主張が、経済学上もほぼ統一的な見解である保護期間延長の有害論と両論併記扱いられていることは妥協を欠く。 文化庁が行うべきは、むしろ「適切な」保護期間すなわち保護期間の「短縮」に向けた活動である。そのために国際法上の整合が必要であれば、それを国際的な会議の場で提言し、ご理性を欠くWIPO 著作権条約の保護期間規定を削除することこそ求められる。合理的な国民のほとんどが「著作権の保護期間な長すぎる」と考えているというのに、これに逆らう後退的な議論が行われることは、非常に不自然であると言わざるを得ない。	個人
Ⅲ-3-118	P. 80 前の意見でも申しましたように、現状の、権利者の所在さえろくにつかめないような状態では、活用できない作品が増えるだけのことだと思います。70年に延長するのは、円滑に連絡できるようなシステムが出来てからにすべきだと思います。 このあたりの実情もご考慮のうえ、議論・ご検討していただきたいと存じます。何卒よろしくお願いたします。	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-3 第3章第3節 各論点についての意見の整理

	意見	個人/団体名
Ⅲ-3-119	<p>1 我が国の著作権法は、様々な著作隣接権などによる複雑な制度が設けられており、権利関係が煩雑になりがちである。さらに、カラオケ法理などの拡張解釈が問題視されている中で、権利保護期間を延長することはこのことに拍車をかけるものである。</p> <p>諸外国は、フェアユースの規定や解釈等に適法とされる場合が弾力的であるなど、流通促進のための制度が設けられた上での保護期間の延長議論がなされており、我が国のような権利制限事由が不十分な法制度の下で保護期間を延長することは、権利者を不当に保護するだけになる。</p> <p>フェアユースなどの流通促進規定の創設が先であり、これらの問題が解決された上で著作権保護期間の延長の議論が俎上に上がるべきである。</p> <p>2 著作物は創作に対価を与えることで文化の発展を目指すものである。そもそも、多くの著作権者は、創作時に孫が保護されるかを重視するものではない。、著創作性に関与しない遺族に対してまで報酬を与えることは慎重に考えるべきである。</p> <p>著作物の保護は孫の代までの保護であるが、著作権者の遺族には著作権者が許諾料で得た収入を相続することができる。つまり、作者の孫には、先代及び先々代からの遺産に加え、自己の世代の収入まで与えることになり過度の保護となりかねない。</p> <p>現在の企業中心の著作権ビジネスを考えたとき、孫の代云々の議論自体が時代遅れである。</p> <p>3 著作権の保護期間延長は新たな創作を阻害するという弊害がある。また、著作権が懲役10年以下という厳しい刑事罰が設けられており、安易な保護期間延長は、刑事罰の威嚇による創作の否定ということに成りかねない。</p> <p>著作権保護の議論は、刑罰規定の見直し無しに進められてはならない。特に、日本の著作権法は、共同著作権者の一人が反対していれば、利用者が刑罰によって処罰されかねない。利用者が犯罪者になる現行法は著しく流通を害することになる。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-4 第3章第4節 関連する課題

	意見	個人/団体名
Ⅲ-4-1	<p>3 第3章「保護期間の在り方について」第4節「関連する課題」3「いわゆる「戦時加算」について」について</p> <p>(1) 主旨 戦時加算は、本来的な問題の位置付けからすれば、保護期間延長の有無にかかわらず解消を目指すべきものですが、現実問題としては、保護期間延長のタイミングが解消を実現する数少ない好機であると考えます。</p> <p>(2) 理由 我が国のコンテンツビジネスの市場規模は戦時中とは比較にならないほど拡大しており、連合国側の著作権者に対しては逸失利益をはるかに上回る利益が既に還元されたはずで、戦後60年以上が経過した現在、我が国に片務的に課せられた戦時加算をこれ以上存置すべき理由を見出すことはできません。戦時加算は、本来的な問題の位置付けからすれば、保護期間延長の有無にかかわらず解消を目指すべきものですが、これを制度的に解消する（平和条約を改正又は修正する）ことは容易ではありません。</p> <p>しかし、平成19年6月の著作権協会国際連合（CISAC）総会で「CISAC加盟の戦時加算に関係する各国の著作権団体が所属する会員に対し、日本の保護期間が延長される時期等を基準に、戦時加算の権利を行使しないよう要請する」決議を満場一致で採択されていることを考慮すると、保護期間延長のタイミングが戦時加算の実質的な解消を図る数少ない好機であると考えます。</p> <p>保護期間延長の是非については、もとより戦時加算との関係ではなく、文化創造サイクルへの影響、国際的な制度調和等の観点から議論されるべきものですが、保護期間を延長することとした場合には、上記のCISAC総会決議をよりどころとして、戦時加算の実質的な解消を実現し得る可能性があるといえます。</p>	日本音楽作家団体協議会
Ⅲ-4-2	<p>現行著作権法の下では、楽曲の著作権は「死後50年間」保護されるのに対し、レコードの著作隣接権は「発行後50年間」で保護が終了するとされており、レコードの保護が十分に図られていない。音楽産業は、楽曲創作・実演提供・原盤製作によって支えられており、この三者の保護期間を同一レベルの水準で設定するのが合理的である。</p> <p>具体的検討を進めるに当たっては、映画著作物の保護期間（公表後70年）及びレコード売上第一位のアメリカの例（発行後95年）を参照することが可能なほか、近時の動向としては、本年7月に欧州委員会がレコード保護期間を「発行後50年」から「発行後95年」に変更する旨の提案を行ったことが注目される。</p> <p>欧州委員会提案は、ネットワーク上の違法行為の蔓延によってレコード産業が大打撃を受けている状況などを背景に「著作権者の保護格差の是正」「新人育成財源の確保」「旧譜のデジタル化促進」等の側面から検討されたものである。</p> <p>レコードに係る著作隣接権は、類似する音を固定したレコードを新たに制作することには及ばないため、保護期間を延長しても、新たな創作・準創作行為に対する影響とはならない。また、商業用レコードの放送・有線放送における使用や初回発売から1年経過後の商業用レコードの貸与については、許諾権ではなく報酬請求権を付与することにより、保護と利用のバランスが図られている点にも留意する必要がある。</p> <p>上述の点を考慮しながら、著作権の保護期間の在り方と並行して、著作隣接権の保護期間の在り方についても積極的に議論いただくことを要望する。</p>	社団法人 日本レコード協会

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-4 第3章第4節 関連する課題

	意見	個人/団体名
Ⅲ-4-3	<p>～96ページ「3 いわゆる「戦時加算」について」について</p> <p>(1) 主旨 戦時加算は、保護期間延長の有無にかかわらず、解消に努めるべきものであり、一方、保護期間については、上述のとおり、国際的な制度調和の観点等から延長すべきものであると考えます。</p> <p>(2) 理由 我が国のコンテンツビジネスの市場規模は戦時中とは比較にならないほど拡大しており、連合国側の著作権者に対しては逸失利益をはるかに上回る利益が既に還元されたはずで、戦後60年以上が経過した現在、我が国に片務的に課せられた戦時加算をこれ以上存置すべき理由を見出すことはできません。 しかも、戦時加算は、過去の著作物の円滑な利用を阻害する要因の一つにもなっています。加算する日数が、平和条約の批准日やベルヌ条約等による著作権保護関係の開始時期によって国ごとに異なるだけでなく、著作権の発生日や移転の有無によって同一の作者についても作品ごとに異なるため、これを正確に特定するには国外の関係先に古い資料の提供を依頼するなど煩瑣な調査が必要となるからです。 一部の外国著作物についてのみ変則的に保護期間が加算される状況では、本来の保護期間の長さにかかわらず、真の国際的調和を実現することはできません。保護期間を欧米諸国等と同等の「死後70年」に延長することで「20年の段差」を解消する一方で、戦時加算についてはその「20年」の中に吸収する方向で実質的な解消を図るべきです。</p>	社団法人 日本音楽著作権協会
Ⅲ-4-4	<p>1 映画著作物については、死後70年とすれば、著作権者のすべての生死を確認することになり、管理は事実上不可能になるため、死後70年とすることは反対である。 さらに映画の著作物が切れていても、音楽の著作物について切れていないので、利用不可能ということも考えられる。映画著作物について発表時から70年とする以上、これらの範囲も明確にされたい。</p> <p>2 著作隣接権について、レコードに関する権利や放送事業者の権利は、現在のコンテンツビジネスを見れば契約によって保護すれば足りる。保護延長はまったく必要性が見出せない。</p>	NPO法人ソ フトウェア技 術者連盟
Ⅲ-4-5	<p>Extending the term of protection for phonograms in Japan would bring a number of important benefits to the Japanese economy and creators. It would align Japanese copyright law with the growing international trend toward extending the term of protection and contribute to the economy by encouraging greater local and foreign investment in the music sector. As a result, the longer term would support further development of the industry and the creation of new jobs. A longer term would also ensure that classic Japanese recordings produced in the fifties and sixties continue to be protected to the benefit of their creators and local culture. It would also allow Japanese businesses to compete on a more equal basis in international markets and entitle Japanese creators to potential new revenue streams from countries that already grant a longer term of protection.</p>	団体

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-4 第3章第4節 関連する課題

	意見	個人/団体名
	<p>BACKGROUND</p> <p>IFPI and RIAA welcome the opportunity to submit comments on the Bunka-Cho Subcommittee on Protection and Use of Past Works report on term extension for phonograms.</p> <p>IFPI, the International Federation of the Phonographic Industry, represents the recording industry worldwide with over 1450 members in 72 countries in Europe, North and South America, Africa and Asia. Our memberships include the major multinational recording companies and hundreds of independent record companies of all sizes located throughout the world, including in Japan. RIAJ (the Record Industry Association of Japan) is IFPI's local record industry group in Japan.</p> <p>RIAA (the Recording Industry Association of America) represents the recording industry in the United States, and works very closely with the State Department, the Office of the United States Trade Representative, the Department of Commerce and with other agencies of the United States Government concerned with the global protection of intellectual property.</p> <p>It has come to our attention that the Bunka-Cho Subcommittee for Protection and Exploitation of Past Works has made public an interim report on the extension of the term of protection. We have reviewed an unofficial translation of this report, which has reached no conclusion, leaving the issue open for further deliberations. The purpose of our present submission is to emphasize the benefits of term extension in phonograms to Japan's creative industries and economy, and to respond to some of the arguments against term extension included in the report.</p> <p>I. EXTENDING THE TERM OF PROTECTION FOR PHONOGRAMS WOULD HARMONIZE JAPAN'S LAW WITH THE LAWS OF A GROWING NUMBER OF COUNTRIES</p> <p>Many countries have recently extended the term of protection for phonograms. In the United States sound recording are protected for 95 years and most Latin America protect phonograms for 70 years or over (Brazil (70), Chile (70), Colombia (70), Ecuador (70), and Mexico (75)). In Asia and the Pacific both Singapore and Australia grant phonograms 70 years of protection and other countries, including the Philippines, are considering term extension. In Europe, a pending proposal by the European Commission would extend the term of protection in all EU member states to 95 years. There is therefore a growing global trend to extend the term of protection for phonograms, which other countries, including in the Asian region, will likely follow. Japanese law, however, currently protects performers and producers for a term of 50 years and therefore does not align with this current global trend. While it is true that different elements of copyright protection vary between countries (page 1, point (e)), this is not a reason to avoid better harmonization on specific elements such as term. Failure to harmonize the term of protection in Japan with the longer term available in other countries puts Japanese performers and producers at a severe disadvantage compared to producers and performers in those countries.</p>	

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-4 第3章第4節 関連する課題

	意見	個人/団体名
	<p>II. A LONGER TERM WOULD HELP CONTRIBUTE TO THE DEVELOPMENT OF JAPAN'S RECORDING INDUSTRY</p> <p>In a global market, an extended term of protection for phonogram is an important element for domestic music companies to be able to develop and compete internationally. The US government greatly increased the asset value of its recording industry when it increased term of protection from 50 to 95 years. Extending the term of protection for phonograms in Japan would support the development of the Japanese industry by enhancing its value globally.</p> <p>III. TERM EXTENSION WOULD BENEFIT LOCAL CULTURE</p> <p>Producers are incentivised to produce recordings that would match the taste and demand in markets that grant a longer term of protection. A longer term of protection in Japan would therefore provide a strong incentive for the creation of new recordings targeted at the local market and produced to match local taste. This, in turn, would support the development of local culture. A short term of protection, on the other hand, could serve as an incentive to produce recordings that appeal to the taste of customers in markets where the term is longer.</p> <p>IV. EXTENDING THE TERM OF PROTECTION WOULD ENCOURAGE NEW PRODUCTION IN JAPAN</p> <p>Record companies use income from exiting recordings to produce and market new recordings. The recording industry invests up to 17 per cent of its turnover in developing new talent. A longer term of protection in Japan would promote this virtuous cycle of reinvestment. It would help finance continued investment in new artists and recordings and will ensure that that reinvestment continues to benefit the local economy and culture. A recent research carried out by economist Professor Stan Liebowitz indicated that in Europe, term extension to 95 years would lead to an increase of industry revenue streams by 3% to 10% at current values and this would likely have a positive impact on the production of new works. Maintaining the short term of protection in Japan, on the other hand, could discourage local talent from producing locally and instead encourage artists to release their recording outside Japan, in countries that provide a longer term.</p> <p>V. A LONGER TERM OF PROTECTION WOULD ENSURE THAT JAPANESE PRODUCERS AND PERFORMERS ARE NOT AT A COMPETITIVE DISADVANTAGE OUTSIDE JAPAN</p> <p>As a result of the longer terms of protection in countries outside Japan, Japanese producers and performers are at a competitive disadvantage when claiming protection in other territories. This is because many countries that provide a longer term grant this term to foreigners on the basis of reciprocity, meaning that a national of a country that provides only 50 years of protection would not be entitled to the longer term in the countries where such a term is otherwise available.</p>	

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-4 第3章第4節 関連する課題

	意見	個人/団体名
	<p>VI. A LONGER TERM WOULD ENCOURAGE RIGHT HOLDERS TO CONTINUE TO EXPLOIT BACK CATALOGUE AND INCENTIVISE THE REMASTERING OF OLD RECORDINGS</p> <p>A longer term of protection would help to ensure that a range of music remains available to consumers on a wide variety of genres. It would provide an incentive to producers to digitize old recordings, and make recordings that might otherwise languish in their vaults available to the public. On-line distribution gives record companies today the possibility to make their entire back catalogue available in a way not possible in the past because of limited shelf capacity in physical stores. Extending the term of protection in Japan will facilitate the dissemination of old recordings and provide an incentive for the development of new ways of getting back catalogue, specialised genres and niche music to consumers.</p> <p>VII. ALLOWING OLD RECORDINGS TO FALL INTO THE PUBLIC DOMAIN WOULD NOT REDUCE COSTS TO CONSUMERS, AND WOULD NOT CONTRIBUTE TO INNOVATIVE USE</p> <p>The costs to consumers will not be higher if term is extended. All available research to date has shown that the price of a sound recording is determined by its age and popularity, and is not affected by whether or not it remains under copyright protection. Moreover, it should be recognised that the reissuance of old recordings that have fallen out of copyright is not innovative; companies that monetise public domain recordings do not enhance cultural content as unlike producers, they do not invest in creating new recordings or promoting new artists. Simply re-releasing a public domain recording cannot be considered an “innovative use” (as stated in point 3, page 2 of the report).</p> <p>VIII. JAPANESE PERFORMERS SHOULD BE ENTITLED TO PROTECTION AT TIMES WHEN THEY MOST NEED IT</p> <p>Demographic changes justify the establishment of a longer term of protection for phonograms in Japan. Life spans are getting longer; and with only 50 years term of protection, performers in Japan see their recordings falling into the public domain in their lifetime, while authors and composers of the lyrics and music continue to be protected 50 years after their death, benefitting their heirs. Very often it is the particular performance that made a song famous and successful. In many cases people remember the artist who sang the song, rather than the composer. It is only a matter of fairness to ensue that performers continue to be entitled to a revenue stream from their recordings at a time in their lives when they most need it.</p> <p>IX. THE DISCREPANCY BETWEEN THE TERM OF PROTECTION OF PHONOGRAMS AND CINEMATOGRAPHIC WORKS SHOULD BE ADDRESSED</p> <p>In 2004, Japan extended the term of protection for cinematographic works to 70 years from their first publication, while leaving the term of protection for phonograms and performances unchanged at 50 years. There is no reason why performers and producers of phonograms should be protected for a shorter term than that afforded to produces of cinematographic works.</p>	

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-4 第3章第4節 関連する課題

	意見	個人/団体名
	<p>X. A LONGER TERM OF PROTECTION WOULD BENEFIT CLASSIC JAPANESE RECORDINGS</p> <p>More and more classic recordings produced in Japan in the last fifties and sixties onwards will fall out of copyright soon. These recordings, that form part of Japan's cultural heritage, should be protected to the benefit of their creators and Japanese culture. A longer term of protection will ensure that these recordings continue to be protected and do not fall into the public domain.</p> <p>XI. ANY COMPROMISE MEASURES OR OBLIGATIONS RELATING TO THE EXTENDED TERM PERIOD SHOULD BE CONSISTENT WITH EXISTING INTERNATIONAL OBLIGATIONS</p> <p>The report notes (page 3) a number of possible "compromises", including measures that could apply to the extended term period. For example, one measure that the paper mentions is a 'registration requirement' which would require any producer who wishes to gain a longer protection term to register the recording and pay registration fees. Care must be taken in establishing such measures, so that they do not conflict with existing obligations under international agreements to which Japan is a party. In particular, a registration procedure would constitute a 'formality' that is expressly prohibited under international copyright laws, including the WIPO treaties. If Japan wishes to achieve certain policy goals with respect to the different interests involved in term extension, a number of measures other than registration could be considered that would avoid cutting back on the existing scope of IP rights. IFPI and RIAA will gladly contribute to any discussion on relevant measures that would help achieve Japan's goals.</p>	
Ⅲ-4-6	<p>一部の著作物だけ保護期間が延長されている現状は不公平だと思います。戦時加算義務の解消が、保護期間の延長と引き換えというのも仕方ないかもしれませんが。戦後生まれの私にとって、なぜ今だに連合国の著作物だけ保護延長しなければならないのか、日本の著作物より長く保護する必要があるのか、理解ができません。日本の著作物も、連合国の著作物も、国に関係なく一律同じように保護するのが望ましいと思います。また、保護延長によるメリット・デメリットも、現在戦時加算により保護延長されている著作物と50年で保護満了としている著作物との比較という観点で考えてみてもいいのではないかと思います。</p>	個人
Ⅲ-4-7	<p>1 映画著作物について、死後70年とすれば、著作権者のすべての生死を確認することになり、管理は事実上不可能になるため、死後70年とすることは反対である。さらに映画の著作物については、現著作物の範囲が必ずしも明確ではなく、映画自身の著作物が切れていても、音楽の著作物について切れていないので、利用不可能ということも考えられる。映画著作物について発表時から70年とする以上、これらの範囲も明確にされたい。</p> <p>2 著作隣接権について、レコードに関する権利や放送事業者の権利は、現在のコンテンツビジネスを見れば契約によって保護すれば足りる。保護延長はまったく必要性が見出せない。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

Ⅲ-4 第3章第4節 関連する課題

	意見	個人/団体名
Ⅲ-4-8	<p>「戦時加算」は基本的には2国間の条約の問題である。2国間で同意がなされれば撤廃することが可能なものであって、それは保護期間の延長とは無関係である。したがって、保護期間の延長の是非とは切り離して検討すべきものだ。また、時間が経てば「戦時加算」は無くなるものであるので、「戦時加算」の及ぼす影響はだんだんと少なくなっていくものである。急いで取り組む必要のない問題である。</p>	個人
Ⅲ-4-9	<p>映画著作物に関しても、既に「輸入権」と同様の構図で2003年に公表後70年へ延長されている。では果たして延長により、当時目された1954年から1958年に公開された映画作品の増収見込みが達成されたのであろうか。また、対外的な関係を理由にしている以上、EU圏内において1954年から1958年に公開された日本映画が、権利強化により積極的な増収に至っているのかも、この機会に検証すべきである。この点、制度を後から新設した「輸入権」以上に、単純権利期間延長の効果を検証する実例になろう。</p>	個人
Ⅲ-4-10	<p>晩年に収入が減少するのは実演家に限ったことではありません。他の職種を捨て置いて敢えて実演家だけを依怙鼻負するという悪法では参考にならないし、するべきではありません。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

IV 第4章 議論の整理と今後の方向性

	意見	個人/団体名
IV-1	<p>視覚芸術作品の著作権固有の経済的権利である「追及権」が審議の対象とされ、将来、この権利が日本においても創設される道を開いていただくことを希望します。</p> <p>「追及権」とは、視覚芸術作品、主として美術の著作物の原作品が、美術家自身によって最初の譲渡が行われた後、オークション等の公開の取引においてその作品が転売される毎に、転売価格の一定割合を美術家若しくは相続人が受け取ることでできる譲渡不能の権利です。</p> <p>「追及権」は1920年、フランスにおいて世界で初めて導入され、現在、世界のオークション市場規模の約半分を占める欧州15カ国で「追及権」が施行され、かつ、世界54カ国の国籍を持つ美術家はその保護を受けています。EU諸国で取引された横山大観の作品には「追及権」が及ばず、藤田嗣治の作品に対しては支払われるのは、藤田がフランス国籍を持つからにほかなりません。EU加盟国は、EUディレクティブにより「追及権」導入が義務付けられており、EUで最も大きな取引市場をもつことから、「追及権」に反対してきた英国も2006年から「追及権」を施行しています。EU加盟国以外では、スイスには「追及権」はありません。また、アメリカではカリフォルニア州にのみ「追及権」が存在します。</p> <p>追及権料は、各国によって異なりますが、一般的に転売価格の0.25～4%となっています。「追及権」は、美術家が自身の創作によって生み出した価値の一部を享受することを保証するための経済的権利です。「追及権」導入の国々では、この権利は著作権の中に位置づけられています。</p> <p>美術作品の頒布形態が音楽や文芸分野における作品頒布の形態と異なることから、日本では、原作品がひとたび美術家の手から離れると、美術家はその後原作品がオークション等の公開の取引で何度転売されても経済的利益に与ることができません。</p> <p>日本美術家連盟では以前、当時の著作権審議会に対し「追及権」の検討を要望しましたが、パブリック・オークションシステムの不備等、美術の取引市場が未発達のため、時期尚早であるとの理由で、検討が見送られた経緯があります。しかし現在は状況が変わり、日本においても公開のオークションが活発に行われており、美術作品の流通に大きな役割を持っています。そういう意味から、我々は著作権分科会の然るべき小委員会で「追及権」創設の審議をしていただく機は熟していると考えます。</p> <p>なお、「追及権」の適用対象とする視覚芸術作品には美術の著作物の原作品のほか、作家及び作曲家の原稿も含まれおり、したがって「追及権」の導入は、美術のみならず、文芸・音楽の著作者にも経済的利益をもたらすものであります。</p> <p>最後に、我々は「追及権」の制度創設の方向で、審議されることを改めて希望します。</p>	日本美術家連盟
IV-2	<p>貴小委員会でのこれまでの論議を検討すると、明らかに延長に慎重な委員の意見の方が説得力があるように思える。このような意見を踏まえ、適切な結論を貴小委員会として採用していただくよう、要望する。</p>	社団法人日本図書館協会

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

IV 第4章 議論の整理と今後の方向性

	意見	個人/団体名
IV-3	<p>著作権等保護期間について、当協会はかねてより延長を求めてきました。著作権については著作者の死後70年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急を実現するべきであると考えています。</p> <p>著作権保護期間70年は、国際社会での主要な競争相手である米国、欧州連合(EU)などと対等な立場に立つための最低限のルールです。南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で70年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が延長を予定しています。</p> <p>わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後50年にするか70年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっています。</p> <p>国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、早急な著作権等の保護期間の延長が行われなければなりません。</p> <p>また、著作隣接権についても延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要です。</p> <p>欧州委員会(EC)が、今年、EUにおける実演家及びレコード製作者の権利(著作隣接権)を50年間から95年間へ延長するなどの提議を欧州議会(EP)へ行いましたが、ECが、文化を産業として捉える見地から著作権保護期間を考えていることは明らかです。その結果、著作者及び著作隣接権者の経済的社会的地位を押し上げ、より豊かな創作環境を実現することにつながることは間違いありません。</p> <p>ビートルズのレコード・デビュー(1962年)から間もなく50年を迎えようとしている時期に行われた今回の提議は、文化芸術を国の基幹産業と捉える必要に迫られているわが国にとっても極めて重い意味を持っていると思われまます。</p> <p>文化芸術そのものの隆盛によって経済的豊穡も同時にもたらす社会を目指すことが、いま求められています。著作権等の保護期間の延長を早急に実現する必要があります。</p>	<p>社団法人音楽出版社協会 (代表者:朝妻一郎)</p>
IV-4	<p>わが国がモノ作り大国からコンテンツ大国へ移行し、今後も国際的プレゼンスを維持していくためには、クリエイター個人や彼らを背後で支える産業に対して、収益獲得の機会を十分に保証する必要があります。その一手段として、保護期間の延長も積極的に位置付けることが重要である。</p> <p>アメリカ・EUにおける保護期間が日本より長く設定されているのであれば、わが国においても、第一に、延長について前向きな検討を行うのが本筋であり、マイナスの側面については、別の解決策を見出す方向で努力すべきだと考える。</p> <p>「そもそも保護期間延長をしないことが最大の利用円滑化方策である」というような極論に走ることなく、着実な議論をお願いしたい。</p>	個人
IV-5	<p>「利用円滑化の課題」という課題について。主に、経済の観点から、国益、私的利益の双方をみたくべく検討が重ねられているように思われる。しかし、「文化」とは作り手と同時に受け手が必要である。そして、受け手である日本国民のためには、利用できるものの幅を広くして置いた方がいい。多くの本が死蔵され、現在でも、そして未来にはさらに利用が困難になる状況を鑑みて、私はクリエイターでもなんでもないが、青空文庫の活動にボランティアとして参加し、著作権の切れた著作物の公有化に努めている。それは、自分や同じ世代のためではない。子供や孫の世代が、過去の著作物を容易に利用できるようにしたいから、青空文庫の作業を行っているのである。未来の子供達に、より多くの本を残したい、そんな願いを形にしているつもりである。「利用円滑化の課題」は現実の経済の問題であるかもしれないが、文化の担い手は、これからの子供達である。その子供達に、より豊かなものを残しておきたいと思う。出来るならば、未来の子供達のために、どうすればよいか、という視点も議論にくわえて欲しい。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

IV 第4章 議論の整理と今後の方向性

	意見	個人/団体名
IV-6	<p>今回、私は個人としてこの意見を提出するが、一社会人として、デジタルアーカイブの構築・運営に参加し、また同時にそのアーカイブされた著作物を個人的に利用し、さらにビジネスで活用する立場にもある。その観点から、貴委員会で作された中間整理について、意見を申し述べたい。</p> <p>(1)(3)について まず感じたのは、貴委員会が出発点として立てた著作物の「保護」と、それに対する「利用」という観点が、うまく議論のなかで機能していないことだ。議論の過程でもたびたびその問題が現れ、また整理の段でも混乱が見られている。</p> <p>もし本当に貴委員会が「いずれの立場を取るべき」という問題でないと考えるならば、これ以上、その対立を深めさせることは、発展的議論に資するものではないのであるから、すぐさまその対立を解消させて、より効果的な議論の出発点を探すべきではなかろうか。</p> <p>そもそも既得権益の問題である「保護」と「利用」という対立は、文化や創造という観点からは、本質的なものではない。過去、イギリスにおいて永久コピーライトが否定され、そして著作権なるものは自然権ではないという司法判断が下っている。「文化」というものは、永久的に個人が所有すべきものではないのだ。</p> <p>本来、文化とは「共有」されているもので、その上で、その文化の一部を創造した者に報酬あるいは尊敬として一定期間の排他的権利をその個人に対して保障するというのが、道理であるはずだ。</p> <p>その「共有」の本質的発言の一例が、人間の「所有欲」ならぬ「共有欲」の発露である。まずは著作者自身が「自分以外の誰かに自分の作品を知ってもらいたい」と感じる欲望。そして受け手の「他人の作品を知りたい」という欲求。さらにその受け手が「この誰かの作品を、自分以外の誰かにも知ってもらいたい」という想い。「文化」を作り上げる上で、誰しも感じるこの本質的な感覚こそ、議論の根本におくべき「自然」であると考えられる。</p> <p>そのなかで、創造した人間をどうやって金銭的に「保障」していくか、そして文化を発展させる上でその「共有」がいかに最大化するか、が考えられるべき問題であるはずだ。</p> <p>これまでの議論のなかで「保護」の問題が、生きているクリエイタのことを考えようとする、そして「利用」の問題が、公有の社会的メリットを考えようとしているのも、「共有」と「保障」の関係と対立の有効性を裏付けている。</p> <p>小委員会の看板を変えろという気は毛頭ないが、より進んだ議論を展開していくためにも、私は「保護」と「利用」ではなく、「共有」と「保障」の関係とバランスを考えていくことを貴委員会に推奨する。「保護」を前提とした「利用」の問題ではなく、「共有」を前提にした「保障」の問題だ。</p> <p>考えるべきなのは、著作権の保護やユーザの利用についてではなく、社会の文化共有と創作者の保障である。著作権者とユーザではなく、社会と創作者のこと、そして文化全体のことを話し合うべきなのだ。</p> <p>つまり、「利用の円滑化方策」ではなく、社会がその本質として、その文化を共有するために、どのような方策が必要であるか、を議論しなければならぬということだ。そして、「保護期間のあり方」ではなく、社会がどのように、文化を生み出す創造者を保障していくか、そのあり方を作らなければならない、ということでもあるのだ。</p> <p>でなければ、貴委員会が人間の本質的な感覚や社会経済の仕組みと乖離したことを議論していると糾弾されても仕方がないと言えよう。多くの人が疑問を感じながら進めている「著作権保護期間の議論」への違和感は、この点にこそにあるはずだ。なぜならば、そこに「モノ」の議論がなく、主体である「人」が存在しないからだ。</p> <p>そして議論の中心に「人」を立てることができれば、議論が「保護期間後」のことに偏らず、委員会中の意見でも再三求められているように、「保護期間中」の「共有」と「保障」にも踏み込むことができるだろう。それを語り合うための経験が、すでに各種デジタルアーカイブ(例:青空文庫、ニコニコ動画等)において、すでに得られ始めている。そしてその議論こそが著作権法の議論の本質となるはずだ。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

IV 第4章 議論の整理と今後の方向性

	意見	個人/団体名
	<p>(2)について</p> <p>上記のように、「保護」と「利用」ではなく、社会の「共有」と創造者の「保障」という関係性に立脚すれば、「保護期間のあり方」を「著作物」で考えるというおかしさが露わになってくる。保護期間をモノで考えている以上、そこに社会も創造者も存在しない。さらに「死後の著作物」を考えると、そこにいるのは「著作権者」(あるいは「著作権継承者」という社会でも創造者でもない虚像でしかない。</p> <p>その虚像への排他的利益を20年増やすということが、社会と創造者にとって、何の妥当性があるというのか。「保護」という言葉で飾れば、そこに守られるべき何かがあるかのように見える。しかし、人を中心とした「共有」と「保障」という本質的な枠組みに変えたとき、その20年のあいだは「共有」もされなければ「保障」もされない。現れるのは虚像への利権にほかならない。</p> <p>本当に語るべきなのは、「保護期間後」のことではない。昨今の「共有」のあり方に照らされた、本当の「共有」と「保障」のあり方だ。</p> <p>社会にも創造者にも資することのない利益は、必要最低限にすべきだと思われる。よって、客観的に考えれば、国際条約で求められる最低限の保護期間50年が順当である。</p> <p>さらに、個人的な心情からも、保護期間の延長には賛成できない。その理由は、公有された、あるいは共有された著作物の受け手として、社会の「子ども」を想定するからである。</p> <p>「子ども」は大人と違って、創造物の対価となるはずの金銭を稼ぐことができない。それゆえに、「無料」であることがとても重い意味を持つ。もし創造物が公有・共有されれば、要求される対価は小さくなる。無料になることさえある。そうすれば、大きな財を持たない子どもたちも、自由な形で潤沢な文化に触れることができる。</p> <p>公有・共有が社会に資するという意味では、その益を享受する主体として子どもに勝るものはない。その公有・共有の範囲が大きければ大きいほど、今の、そして将来における社会全体の子どもたちにとって資するものとなる。楽しむものとして、知恵として、そして創造の源泉として。</p> <p>創造者の死後、その著作権が金銭的権利として多くはその子孫に渡されることを考えると、著作権保護期間の延長問題というのは、「誰の子どもにどんな財を残すのか」という議論にも置き換えることができる。</p> <p>そう考えたとき、保護期間の延長は、すなわち著作権者本人の子どもに金銭としての財を残すということである。一方で、保護期間を据え置く、もしくは短縮することは、自分の子を含めた社会全体の子どもの対して、文化としての財を残すということだ。</p> <p>そのふたつのどちらを支持するかといえば、私の心は後者を選ぶ。</p> <p>以上の点により、主観的にも、客観的にも、保護期間の延長は支持できない。</p> <p>今後保護期間の議論においては、「共有」と「保障」という側面、そして「誰の子どもにどんな財を残すのか」という点においても、ぜひ議論を深めてほしいと思う。</p>	
IV-7	<p>(1) 主旨</p> <p>現行裁定制度の運用の改善ではなく、制度的な対応として、例えば、通常の使用料に相当する補償金等の事前支払を不要とすることなどを検討する場合には、これを保護期間延長の議論から切り離すことなく、全体として保護と利用とを適切に調和させる結論を出すようにすべきです。</p> <p>(2) 理由</p> <p>権利制限(29ページA案)、免責(同B案)などいずれの形態であっても、著作権等を弱める方向に働く制度が妥当なものであるかどうかは、その制度が対象とする権利のもともとの強さ(「幅」(=権利の及ぶ範囲)×「長さ」(=保護期間))との関係において評価されるべきものです。</p> <p>イギリスやアメリカで検討されている制度(補償金等の事前の支払いを不要とするものなど)も、当然、両国における権利の強さを前提として立案されたものですので、権利の強さの重要な要素である保護期間の相違を顧慮することなく我が国に持ち込めば、全体としての保護と利用のバランスを失する結果を招くこととなります。</p> <p>98ページに記載されたとおり、小委員会においては、権利者不明の場合の利用の円滑化は保護期間延長の有無にかかわらず実現すべき課題であるとする意見も出されました。しかし、権利の強さの異なる外国の事例に範を求める形で権利を弱めることとなる制度の導入を検討する場合には特に、権利自体の強さについても、全体としてバランスの取れた水準となるよう、一体的に議論を進めるべきであると考えます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

IV 第4章 議論の整理と今後の方向性

	意見	個人/団体名
IV-8	著作権保護期間の延長には反対です。	個人
IV-9	保護期間は延長すべきでないとの結論を早期に得て、検討を終結することを求めます。現行の50年でも長すぎるくらいで、条約の関係から短くすることは困難ですが、更に伸ばすなどというのは論外です。	個人
IV-10	これからの文化を担い、創造していく若者にとっては、過去の文化財に大いに触れることが大切です。世界的な不況のさなか、商業的に成り立たないものは、真っ先に切り捨てられ、忘れ去られようとしています。著作権の保護期間を現状の死後50年から延長することは、ほんの一部の金になるコンテンツによる文化の独占を助長し、別の新しい文化を創造する力を妨げるものです。よって、著作権の保護期間延長には反対します。	個人
IV-11	延長には反対です。文化は前代の文化的遺産を引き継ぐことによって発展します。文化・学術が、一子相伝や秘伝という形で仕えられていた時代もありましたが、出版という媒体で広く伝わるようになることで、文化学術は発展するようになりました。もちろん、文化や学術を正しく発展させるために、著者の著作権が守られなければならないのは確かですが、それが死後70年も続く必要はない、と考えます。一定年数たつと、公共のものとなる、その一定年数は、現在の50年で充分です。 なお、死亡した年が分からない人による作品も多くあります。そうした場合、発表後100年(たとえば)たつと、著作権保護期間は終了していると思えず、というような規定もあれば助かります。	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

IV 第4章 議論の整理と今後の方向性

	意見	個人/団体名
IV-12	<p>今回、私は個人としてこの意見を提出するが、一社会人として、デジタルアーカイブの構築・運営に参加し、また同時にそのアーカイブされた著作物を個人的に利用し、さらにビジネスで活用する立場にもある。その観点から、貴委員会 でなされた中間整理について、意見を申し述べたい。</p> <p>(1)(3)について</p> <p>まず感じたのは、貴委員会が出发点として立てた著作物の「保護」と、それに対する「利用」という観点が、うまく議論のなかで機能していないことだ。議論の過程でもたびたびその問題が現れ、また整理の段でも混乱が見られている。</p> <p>もし本当に貴委員会が「いずれの立場を取るべき」という問題でないと考えるならば、これ以上、その対立を深めさせることは、発展的議論に資するものではないのであるから、すぐさまその対立を解消させて、より効果的な議論の出发点を探すべきではなかろうか。</p> <p>そもそも既得権益の問題である「保護」と「利用」という対立は、文化や創造という観点からは、本質的なものではない。過去、イギリスにおいて永久コピーライトが否定され、そして著作権なるものは自然権ではないという司法判断が下っている。「文化」というものは、永久的に個人が所有すべきものではないのだ。</p> <p>本来、文化とは「共有」されているもので、その上で、その文化の一部を創造した者に報酬あるいは尊敬として一定期間の排他的権利をその個人に対して保障するというのが、道理であるはずだ。</p> <p>その「共有」の本質的発言の一例が、人間の「所有欲」ならぬ「共有欲」の発露である。まずは著作者自身が「自分以外の誰かに自分の作品を知ってもらいたい」と感じる欲望。そして受け手の「他人の作品を知りたい」という欲求。さらにその受け手が「この誰かの作品を、自分以外の誰かにも知ってもらいたい」という想い。「文化」を作り上げる上で、誰しも感じるこの本質的な感覚こそ、議論の根本におくべき「自然」であると考えられる。</p> <p>そのなかで、創造した人間をどうやって金銭的に「保障」していくか、そして文化を発展させる上でその「共有」がいかに最大化するか、が考えられるべき問題であるはずだ。</p> <p>これまでの議論のなかで「保護」の問題が、生きているクリエイタのことを考えようとする、そして「利用」の問題が、公有の社会的メリットを考えようとしているのも、「共有」と「保障」の関係と対立の有効性を裏付けている。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

IV 第4章 議論の整理と今後の方向性

意見	個人/団体名
<p>小委員会の看板を変えろという気は毛頭ないが、より進んだ議論を展開していくためにも、私は「保護」と「利用」ではなく、「共有」と「保障」の関係とバランスを考えていくことを貴委員会に推奨する。「保護」を前提とした「利用」の問題ではなく、「共有」を前提にした「保障」の問題だ。</p> <p>考えるべきなのは、著作権の保護やユーザの利用についてではなく、社会の文化共有と創作者の保障である。著作権者とユーザではなく、社会と創作者のこと、そして文化全体のことを話し合うべきなのだ。</p> <p>つまり、「利用の円滑化方策」ではなく、社会がその本質として、その文化を共有するためには、どのような方策が必要であるか、を議論しなければならないということだ。そして、「保護期間のあり方」ではなく、社会がどのように、文化を生み出す創造者を保障していくか、そのあり方を作らなければならない、ということでもあるのだ。</p> <p>でなければ、貴委員会が人間の本質的な感覚や社会経済の仕組みと乖離したことを議論していると糾弾されても仕方がないと言えよう。多くの人が疑問を感じながら進めている「著作権保護期間の議論」への違和感は、この点にこそにあるはずだ。なぜならば、そこに「モノ」の議論しかなく、主体である「人」が存在しないからだ。</p> <p>そして議論の中心に「人」を立てることができれば、議論が「保護期間後」のことに偏らず、委員会中の意見でも再三求められているように、「保護期間中」の「共有」と「保障」にも踏み込むことができるだろう。それを語り合うための経験が、すでに各種デジタルアーカイブ(例:青空文庫、ニコニコ動画等)において、すでに得られ始めている。そしてその議論こそが著作権法の議論の本質となるはずだ。</p> <p>(2)について</p> <p>上記のように、「保護」と「利用」ではなく、社会の「共有」と創造者の「保障」という関係性に立脚すれば、「保護期間のあり方」を「著作物」で考えるというおかしさが露わになってくる。保護期間をモノで考えている以上、そこに社会も創造者も存在しない。さらに「死後の著作物」を考えると、そこにいるのは「著作権者」(あるいは「著作権継承者」という社会でも創造者でもない虚像でしかない。</p> <p>その虚像への排他的利益を20年増やすということが、社会と創造者にとって、何の妥当性があるというのか。「保護」という言葉で飾れば、そこに守られるべき何かがあるかのように見える。しかし、人を中心とした「共有」と「保障」という本質的な枠組みに変えたとき、その20年のあいだは「共有」もされなければ「保障」もされない。現れるのは虚像への利権にほかならない。</p> <p>本当に語るべきなのは、「保護期間後」のことではない。昨今の「共有」のあり方に照らされた、本当の「共有」と「保障」のあり方だ。社会にも創造者にも資することのない利益は、必要最低限にすべきだと思われる。よって、客観的に考えれば、国際条約で求められる最低限の保護期間50年が順当である。</p> <p>さらに、個人的な心情からも、保護期間の延長には賛成できない。その理由は、公有された、あるいは共有された著作物の受け手として、社会の「子ども」を想定するからである。「子ども」は大人と違って、創造物の対価となるはずの金銭を稼ぐことができない。それゆえに、「無料」であることがとても重い意味を持つ。もし創造物が公有・共有されれば、要求される対価は小さくなる。無料になることさえある。そうすれば、大きな財を持たない子どもたちも、自由な形で潤沢な文化に触れることができる。</p> <p>公有・共有が社会に資するという意味では、その益を享受する主体として子どもに勝るものはない。その公有・共有の範囲が大きければ大きいほど、今の、そして将来における社会全体の子どもたちにとって資するものとなる。楽しむものとして、知恵として、そして創造の源泉として。創造者の死後、その著作権が金銭的権利として多くはその子孫に渡されることを考えると、著作権保護期間の延長問題というのは、「誰の子どもにどんな財を残すのか」という議論にも置き換えることができる。</p> <p>そう考えたとき、保護期間の延長は、すなわち著作者本人の子どもに金銭としての財を残すということである。一方で、保護期間を据え置く、もしくは短縮することは、自分の子を含めた社会全体の子どもに対して、文化としての財を残すということだ。そのふたつのどちらを支持するかといえば、私の心は後者を選ぶ。</p> <p>以上の点により、主観的にも、客観的にも、保護期間の延長は支持できない。今後保護期間の議論においては、「共有」と「保障」という側面、そして「誰の子どもにどんな財を残すのか」という点においても、ぜひ議論を深めてほしく思う。</p>	

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

IV 第4章 議論の整理と今後の方向性

	意見	個人/団体名
IV-13	<p>著作権保護期間の延長に反対 著作権の消滅により、過去の優れた作品の上演・演奏・翻訳など自由な表現が可能となり、後世の人々へ受け継がれてゆくことでしょう。その結果新たな表現の土台を生み出し、より優れたものへと昇華させてゆく機会も増えるはずです。</p> <p>一方で、無駄に長く保護期間を延長することは、古い作品が人々の目に留まることなく忘れ去られてゆく危険性を生み出すだけです。</p> <p>故にそのような事態を招きかねない著作権保護期間の延長には反対致します。</p>	個人
IV-14	<p>保護期間の延長に反対です。延長することによって恩恵を得られる著作権者はごく少数です。著作権者人格権を侵害しない限り、過去の著作物を世の中に再公表する機会が延長されるのは大多数の著作権者にとっては残念なのではないでしょうか。</p>	個人
IV-15	<p>著作権保護期間の延長に関する過去小委員会の検討結果は、「中間整理」に、現時点では「必要性やメリット」に関する「十分な合意が得られ」ておらず、今後、「一層の検討が深められるべき」とまとめられている。（「第4章（2）保護期間の在り方について」） 一方筆者は、保護期間延長はそもそも、著作権法の目的に資するところがなく、行うべきではないと考える。</p> <p>その立場から、まず、あらためて著作権法の目的を確認した上で、小委員会で検討された以下の諸点に即して、意見の詳細を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 保護期間の国際的な調和、諸外国の延長の背景との関係 b 文化の発展への寄与、ビジネス等への影響 c 創作者への創作意図への影響 d 今後の情報流通の見通し <p>【著作権法の目的】</p> <p>著作権法の目的は、その第一条に「文化の発展に寄与すること」と明示されている。同じく第一条は、その目的達成の手段として、「文化的な所産の公正な利用に留意」することと、「著作権者の権利の保護を図」ることを上げている。 前者と後者の関係はしばしば、天秤にたとえられる。保護期間の設定は、相反する要素を持つ、これら二つの手段のバランスを決める。バランスの変更の適否は、変えることが、そもそもの法の目的に資するか否かではかられるべきである。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

IV 第4章 議論の整理と今後の方向性

	意見	個人/団体名
	<p>【小委員会の検討内容】</p> <p>a 保護期間の国際的な調和、諸外国の延長の背景との関係</p> <p>欧米各国にみられる、近年の延長動向に従う必要性が主張されたが、「調和」の名の下に、それら世界の一部の国に追随することが、なぜ日本の文化の発展につながるか、合理的で説得力のある論拠は示されていない。</p> <p>法制度は、国ごとに異なるのが、常識的な在り方である。国境を越えた著作物の保護の要請にはベルヌ条約がこたえており、同条約の内国民待遇に関する規定は、保護期間の異なりを公平に調整する機能を果たしている。</p> <p>「他国に合わせる」ことを自己目的化した主張には、合理性がない。</p> <p>b 文化の発展への寄与、ビジネス等への影響 c 創作者への創作意欲への影響 d 今後の情報流通の見通し</p> <p>上記三点については、以下、まとめて意見を述べる。</p> <p>作者にある期間、作品利用の権利を独占させる規定には、それをもって創作活動への意欲を高めたいとの期待がこめられている。確かに、利用の独占によって得られる経済的な利益は、人を創作にさそう場合がある。</p> <p>だが、創作への本質的な衝動は、表現それ自体へのあこがれ、渴仰からこそ生じる。経済的な動機の介在しないところでも、すぐれた作品は生まれ得るが、表現への渴きのないところから、長く評価される作品は生まれない。</p> <p>経済的な動機は、人を創作に向かわせる要因のうち、副次的なものの一つに過ぎない。すでに、作者の死後50年まで認められている保護期間を、さらに20年延ばすことによる創作意欲の増進効果は、ごく限定的にしか想定し得ない。</p> <p>他方、先人や同時代人の作品に触れ、心を動かし、学んではじめて、人が表現に対するあこがれを心に育てうることは、論を待たない。</p> <p>創作物の流通コストを大幅に低減させうるインターネットの登場によって、対価なしに利用できる公有作品アーカイブの整備が急速に進み始めている。</p> <p>保護期間の延長を行わなければ、情報流通における技術革新の成果を今後も十分に生かしながら、過去の文化的所産との触れあいの機会を最大化することができる。一方、延長を行えば、公有作品アーカイブに収録できる作品は制約され、個人が負担する作品との触れあいのコストは上昇する。</p> <p>今後の文化の発展の基礎となる、広く表現が巡る社会を育てる上で、作品との触れあいコストを広く、かつ確実に上昇させる著作権保護期間の延長は、明らかに不利な選択である。</p> <p>よってそれは、行うべきでない。</p>	

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

IV 第4章 議論の整理と今後の方向性

	意見	個人/団体名
IV-16	<p>・今後の議論について</p> <p>インターネット時代のコンテンツ保護と流通をどのように考えるか、おそらくこれまでとは違った概念を持ち込まないといけないように思います。たとえば、インターネット上の著作権は、同一性と人格権は守られるが、財産権はインターネットに掲載された時点で公衆送信権については以後は無償となるなどの取り扱いを考える必要があります。</p> <p>一方、保護期間については柔軟性を持たせ、公衆送信権は手放すがその他の財産権は保留するなどの権利の分割ができるようにする必要があるように思います。また、新しい著作権の扱いはそれを本人が選べるように、施行時点で生存している人間について適用し、それ以前の著者については既存の50年一括保護とするなどの対策も考える必要があるでしょう。公開の経費が安くなっており、絶版、廃盤となっている著作権保護中の著作物にとっても公衆送信権での流通が可能になりました。その意味で、現在は死蔵されてしまっているこれらのコンテンツについて、たとえば、パブリックドメイン化を早めるなどで有効に文化財化が進むような施策も大切なように思います。</p>	個人
IV-17	<p>利用円滑化は保護期間延長の必要条件ではあるけれども、十分条件ではない。利用円滑化方策が取られれば保護期間延長を行っても良い、とは考えてはならない。利用円滑化は保護期間延長と関係なく促進していくべきだ。</p> <p>「保護期間延長の必要性やメリットについて、メリットを受けられる少数ではあるが価値の高い著作物と、それ以外の多数の著作物との双方があるということについては概ね認識は一致したものと思われる」とあるが、著作権というものは、著作物の「価値」の判断は行わないものである。審議会の中でこのような認識が一致したとするならば、根本から検討をし直す必要がある。「価値」が高いから保護する、「価値」が低いから保護しない、著作権法は、そのような考え方とは真逆のものである。</p> <p>法律をかえるときは、法律を変えたいと思う側がその理由を説明し、この根拠を示さなければならぬ。しかし、保護期間の延長に関しては、延長を主張する側が納得できるだけの理由とその根拠を示すことができなかつた。今提示されている理由とその根拠では延長をすることができないというのが、この2年間の検討の結果だったと思う。であるので、検討に値するだけの新たな理由とその根拠が提示されなければ、検討を続けても結論は変わらない。今後も検討を続けるのであれば、新たな理由を根拠を提示されることが前提になる。もし、延長を主張する側からそれが出されないのであれば、検討を続ける必要は無い。</p>	個人
IV-18	<p>「利用円滑化の課題」という課題について。主に、経済の観点から、国益、私的利益の双方をみたくべく検討が重ねられ得ているように思われる。しかし、「文化」とは作り手と同時に受け手が必要である。そして、受け手である日本国民のためには、利用できるものの幅を広くして置いた方がいい。多くの本が死蔵され、現在でも、そして未来にはさらに利用が困難になる状況を鑑みて、私はクリエイターでもなんでもないが、青空文庫の活動にボランティアとして参加し、著作権の切れた著作物の公有化に努めている。それは、自分や同じ世代のためではない。子供や孫の世代が、過去の著作物を容易に利用できるようにしたいから、青空文庫の作業を行っているのである。未来の子供たちに、より多くの本を残したい、そんな願いを形にしているつもりである。「利用円滑化の課題」は現実の経済の問題であるかもしれないが、文化の担い手は、これからの子供たちである。その子供たちに、より豊かなものを残しておきたいと思う。出来るならば、未来の子供たちのために、どうぞればよいか、という視点も議論に加えて欲しい。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

V その他

	意見	個人/団体
V-1	<p>私たちMIAUは、著作権・著作隣接権の保護期間を延長することについて反対します。</p> <p>保護期間延長について今回の中間報告では、延長賛成、反対の両論を併記し、引き続き検討が必要としています。また利用円滑化方策に関しては、保護期間のあり方とセットにしての議論であるように思われます。</p> <p>利用円滑化策を検討・実施することに関して異を唱えるものではありませんが、そもそも保護期間を延長すること自体が、著作物の利用円滑化を妨げる要因となっていることから、このような議論の方向性では延長問題に対する結論を得ることは難しいと思われま</p> <p>保護期間延長の効果に関して、産学協同による民間の研究成果では、調査データに基づく検討の結果、産業育成という観点から見て延長すべきではないという結論に至っております。これに対し延長賛成派の意見では、単に高齢な著作権権利者を慰撫するための目的でしかなく、両論併記に足る根拠が示せていないのではないかと思います。</p> <p>利用円滑化方策に関しては、A案は「ネット権」を想定しているものと考えられます。しかしながら現時点でのネット権は、コンテンツの利用者側からも広くコンセンサスが取られている状態にはなく、そのあり方には十分な議論が成されてお</p> <p>民間の取り組みである「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」あるいは「コンテンツ学会」での議論を待った上で、制度的措置への検討を考慮すべきであると考えます。</p>	無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会(MIAU)
V-2	<p>《全体について》</p> <p>議論検討される事はもちろんだが、あまり知られていない、障害者が抱えている問題を、いろいろな方々に理解されるように議事録やまとめ、概要などにもっと詳細に明記していただきたい。</p>	社会福祉法人 日本盲人会 連合
V-3	<p>● いわゆる「コンテンツの二次利用」等について。(5ページ、19ページ、20ページ、22ページ他)</p> <p>特に「緊急災害時等の著作物利用」について。(※ 今回の中間整理案には「緊急災害時等の著作物利用」として項目立てはされていない。)</p> <p>障害者等への緊急災害時の情報保障はいまだに不十分である。対応策として放送事業者以外の第三者が緊急災害発生時等に、放映中や放映済みのテレビ番組について、視覚障害者等向けの音声解説や聴覚障害者等向けの字幕や手話を付与して送信することなど、最新のデジタルネットワーク技術を使うことで十分可能となってきている。すでに聴覚障害者向けのリアルタイム字幕や、視覚障害向けの点字データ、録音図書の音声データの公衆送信については、著作権法上も著作権者の許諾なしでも可能とされているが、その利用対象者の範囲等については著作権法上の制約として限定的なものとされている。緊急災害時の情報保障は生命・財産の保護に関わる喫緊の課題であり、著作権法上の対応が早急にされるべきである。</p> <p>そして、この件については必ずしも個別の限定列挙的な権利制限規定によらずとも、緊急時の人命保護等に関わるという場面を考慮するならば、知的財産戦略本部等で検討されている「包括的な権利制限規定(日本版フェアユース規定)」により対処することが可能であるし、「フェアユース」の理念そのものにも合致するものとする。</p>	障害者放送協議会

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

V その他

	意見	個人/団体
V-4	<p>著作権・著作隣接権の保護期間延長に反対します。保護期間延長について今回の中間報告では、延長賛成、反対の両論を併記し、引き続き検討が必要としています。</p> <p>また利用円滑化方策に関しては、保護期間のあり方とセットにしての議論であるように思われます。</p> <p>利用円滑化策を検討・実施することに関して異を唱えるものではありませんが、このような議論の方向性では延長問題に対する結論を得ることは難しいと思われます。</p> <p>保護期間延長の効果に関して、産学協同による民間の研究成果では、調査データに基づく検討の結果、産業育成という観点から見て延長すべきではないという結論に至っております。これに対し延長賛成派の意見では、高齢な著作権権利者を慰撫するためとしています。高齢の権利者や権利者の遺族を保護したいのであれば、保護期間延長という方策は負の効果の方が大きいのですから、それ以外の手段を検討すべきであると考えます。具体的には、著作者に対する保険制度または年金制度、ないし労働法のアプローチなどです。</p> <p>また、利用円滑化方策に関しては、A案は「ネット権」を想定しているものと考えられます。しかしながら現時点でのネット権は、コンテンツの利用者側からも広くコンセンサスが取られている状態にはなく、そのあり方には十分な議論が成されておられません。</p> <p>民間の取り組みである「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」あるいは「コンテンツ学会」での議論を待った上で、制度的措置への検討を考慮すべきであると考えます。</p>	個人
V-5	<p>IT社会が到来し、情報がより普遍化・広範化した昨今において、著作権の重要性は、従来よりも増していると言えます。しかしながら、保護期間の延長は、本来情報化社会が有している、情報や知識、文化の共有性を阻害するものであるばかりか、著作権を理由とした、重要な価値を持つ特定コンテンツの寡占化や、期間延長によって、コンテンツ保護の権益を受ける一部の人々を固定化することで、利益の「世襲化」が行われてしまうことにも繋がります。言うなれば、「情報貴族・封建主義社会」が誕生してしまうことにもなるのです。</p> <p>かつての封建社会がそうであったように、利益の寡占化と世襲化は、利益の共有化や利用円滑化とは、正反対に位置する価値概念であり、根本的には、相対するものです。自由な情報社会を維持するという意味で、情報コンテンツ利益の寡占化に直結する保護期間の延長は、得策ではないと思われます。</p>	個人
V-6	<p>二次的著作物は著作権法に定義があるが、二次創作という用語は特に明示的な規定が無い。</p> <p>二次的著作物、つまり、翻訳や、編曲、小説の映画化などと、他の作品のアイデアまたは他の作品の表現を参考にして表現された二次創作とは、イコールではない。この二者を明示的に区別せず、二次創作を二次的著作物であるとの誤解を招くような認識、およびその再表明には問題がある。表現を参考にした場合はグレーであるが、アイデアを参考にしただけでは著作権法には違反しないだろう。円谷プロの「ウルトラマン」や宮崎駿のアニメ作品にも、過去の名作への二次創作は埋め込まれている。「二次創作」についての認識が根本から間違っていると一言を言わざるを得ない。こうした誤った認識に基づく意見が取り上げられ、また記載される委員構成には問題を感じざるを得ない。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

V その他

	意見	個人/団体
V-7	<p>著作権・著作隣接権の保護期間を現状以上に延長すべきでない。</p> <p>そもそも保護期間の延長は、著作物利用の円滑化と矛盾する。つまり第2章と第3章は背反し、双方とも完全に100%両立させることはできない、しかしながら、第2章と第3章を都合よく双方立てられると主張しているように思われる。</p> <p>双方のバランスをみれば、保護期間はすでに十分設けられており、現在必要とされているのは利用の円滑化である。</p> <p>なお、本来、著作者が死去した後の著作物は、すでに古典であり、その出自である文化と自身のフォロワーである後進の糧となるべきものである。保護期間があるのは、生前の著作者への協力を行った遺族や投資者への配慮であって、それ以上のものではない。保護期間延長論には、その配慮以上の物への要求が感じられる。</p>	個人
V-8	<p>私は著作権・著作隣接権の保護期間を延長することについて反対を表明します。</p> <p>保護期間延長について今回の中間報告では、延長賛成、反対の両論を併記し、引き続き検討が必要としています。</p> <p>又、利用円滑化方策は、保護期間と併せて議論されている様です。</p> <p>利用円滑化策を検討・実施する事に問題は無いと思います。</p> <p>しかしながら、単純に保護期間を延長する事は、無闇に著作作者の利権を延ばすのみで著作物の利用円滑化の観点からは障害となる要因になる事はこれまでの議論で自明であります。故にこの議論の方向性では延長問題に対する結論を得ることは大変難しくまた時間の無駄でもあります。</p> <p>一方、保護期間延長の効果について、産学協同による民間の研究成果では、産業育成という観点から見て延長すべきではないという結論に至っています。これに対し延長賛成派の意見をみますと、単に老齢な著作権権利者と一部企業を慰撫するための目的でしかありませんし、他にこのような知的財産権は存在しません。</p> <p>よって両論併記に足る根拠として全く不十分な物であると断じざるを得ません。</p> <p>さらに利用円滑化方策につきまして、A案は「ネット権」を想定していると思われます。</p> <p>しかしながら現時点でのネット権は、コンテンツの利用者の立場からも広くコンセンサスが取られている状態であるとは思われませんし、そのあり方には十分な議論が成されているとも考えられません。</p> <p>現在取り得る最善の策としては民間の取り組みである「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」あるいは「コンテンツ学会」での議論を待ち、そこでの内容や結果を踏まえて制度的措置への検討へ移行すべきであると考えます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

V その他

	意見	個人/団体
V-9	<p>私は本委員会の検討項目の一つとなっている、著作権・著作隣接権の保護期間を延長することについて反対します。</p> <p>反対する理由として、 (1)保護期間を延長することによって、著作者自身の創作インセンティブが高まるとは考えにくい。(第3章 第3節) (2)ほとんどの著作物について、保護期間を延長することによる利益は皆無であるだけでなく、それらが長期間保護されることによって、正常な文化の発展に悪影響が出る場合がある。(第3章 第3節) (3)他の国との保護期間の差が、著作物ビジネスの促進に悪影響を与えているという根拠はない。(第3章 第3節) (4)保護期間を70年に延長した国の事情を鑑みると、わが国での安易な保護期間の延長をすべきではない。(第3章 第3節)</p> <p>しかし、過去の著作物等の利用の円滑化については賛成します。とくに著作物にかかる諸権利が正しく管理されていない著作物が多くあり、それらを利用・流通させるのは多大なコストがかかる現状となっています。(第2章 第3節)</p> <p>またインターネット上においても、正常な著作物の流通がされておらず、多くの違法な著作物の流通や適法な著作物の流通についても機会損失が散見される状況となっており、これらについても著作物を円滑かつ正常に流通させる仕組みが必要であると考えます。(第4章)</p> <p>その他、本委員会において著作権者側から早急な結論を出す必要があるとの意見がありますが、本来著作権やその保護期間については多業種に関わる内容であると同時に、わが国の文化発展にも多大な影響があると考えます。また国内の流通において、現在の50年よりも保護期間を短くしたほうが文化の発展に帰するとの意見もあり、わが国の著作権のあり方も含めた包括的な議論・検討が必要であると考えます。(第4章)</p>	個人
V-10	<p>私は、MIAU(インターネット先進ユーザーの会)の以下の意見に同意し、著作権・著作隣接権の保護期間を延長することについて反対します。</p> <p>保護期間延長について今回の中間報告では、延長賛成、反対の両論を併記し、引き続き検討が必要としています。また利用円滑化方策に関しては、保護期間のあり方とセットにしての議論であるように思われます。</p> <p>利用円滑化策を検討・実施することに関して異を唱えるものではありませんが、そもそも保護期間を延長すること自体が、著作物の利用円滑化を妨げる要因となっていることから、このような議論の方向性では延長問題に対する結論を得ることは難しいと思われます。</p> <p>保護期間延長の効果に関して、産学協同による民間の研究成果では、調査データに基づく検討の結果、産業育成という観点から見て延長すべきではないという結論に至っております。これに対し延長賛成派の意見では、単に高齢な著作権権利者を慰撫するための目的でしかなく、両論併記に足る根拠が示せていないのではないかと思います。</p> <p>利用円滑化方策に関しては、A案は「ネット権」を想定しているものと考えられます。しかしながら現時点でのネット権は、コンテンツの利用者側からも広くコンセンサスが取られている状態ではなく、そのあり方には十分な議論が成されておられません。</p> <p>民間の取り組みである「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」あるいは「コンテンツ学会」での議論を待った上で、制度的措置への検討を考慮すべきであると考えます。</p>	個人

「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見

V その他

	意見	個人/団体
V-11	<p>私は、著作権・著作隣接権の保護期間を延長することについて反対します。また利用円滑化方策については、本小委員会のみでの議論に留めるべきではないと考えます。</p> <p>保護期間延長について今回の中間報告では、延長賛成、反対の両論を併記し、引き続き検討が必要としています。しかしながら、利用円滑化方策に関しては、保護期間の延長を前提とした議論であるように思われます。</p> <p>そもそも保護期間を延長すること自体が、著作物の利用円滑化を妨げる要因となっているわけですから、本小委員会での議論は主従が逆転しており、このような議論の方向性では、延長問題に対する結論も、利用円滑化策の具体策も、結論を得ることは難しいと思われます。</p> <p>保護期間延長の効果に関しては、産学協同による「著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム」の研究成果において、具体的な調査データに基づく検討の結果、産業育成という観点から見て延長すべきではないという結論に至っております。</p> <p>これに対し延長賛成派の意見では、単に老齢な著作権権利者を慰撫するための目的でしかなく、両論併記に足る根拠が示せておりません。</p> <p>利用円滑化方策に関しては、A案は「ネット権」を想定しているものと考えられます。しかしながら現時点でのネット権は、コンテンツの利用者側からも広くコンセンサスが取られている状態にはなく、そのあり方には十分な議論が成されておられません。</p> <p>民間の取り組みである「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」あるいは「コンテンツ学会」での議論を待った上で、制度的措置への検討を考慮すべきであると考えます。</p> <p>抜本的な問題として、過去の著作物等の利用の円滑化はビジネススキームの問題であり、そもそも文化庁の小委員会のみで議論すべき問題ではありません。経産省、総務省との共同で委員会を設け、より広く、具体性のある立場での議論へ移行すべきであると考えます。</p>	個人